

# **特別支援学校学習指導要領解説**

## **総則等編**

(幼稚部・小学部・中学部)

平成21年6月

文 部 科 学 省

# 目 次

第1編 総説 .....	1
第1章 教育課程の基準の改善の趣旨 .....	2
第1節 改訂の経緯 .....	2
第2節 改訂の基本方針 .....	5
第3節 改訂の要点 .....	8
1 学校教育法施行規則改正の要点 .....	8
2 幼稚部教育要領の改訂の要点 .....	9
3 小学部・中学部学習指導要領改訂の要点 .....	10
第2編 幼稚部教育要領解説 .....	17
第1章 幼稚部における教育の意義 .....	18
第1節 幼児期の特性と幼稚部における教育の役割 .....	18
1 幼児期の特性 .....	18
2 幼稚部における生活 .....	23
3 幼稚部の役割 .....	25
第2節 幼稚部における教育と幼稚部教育要領 .....	27
第3節 幼稚部における教育の基本 .....	28
1 人格形成の基礎を培うこと .....	28
2 環境を通して行う教育 .....	29
3 幼稚部における教育の基本に関連して重視する事項 .....	32
4 計画的な環境の構成 .....	37
5 教師の役割 .....	40
第4節 幼稚部における教育の目標 .....	45
第5節 教育課程の編成 .....	48
1 教育課程の編成の基本 .....	48
2 教育課程の編成 .....	50
3 教育週数 .....	53
4 教育時間 .....	53
5 教育課程の評価 .....	54
第2章 ねらい及び内容等 .....	57
第1節 ねらい及び内容の考え方と領域の編成 .....	57

第2章	健康、人間関係、環境、言葉及び表現	60
第3章	自立活動	61
第4章	環境の構成と保育の展開	72
1	環境の構成の意味	72
2	保育の展開	74
3	留意事項	75
第3章	指導計画の作成に当たっての留意事項	81
第1章	指導計画の考え方	81
1	幼児の主体性と指導の計画性	81
2	教育課程と指導計画	82
3	指導計画と具体的な指導	82
第2章	一般的な留意事項	84
1	指導計画の作成	84
2	個別の指導計画の作成	88
3	入学から幼稚部修了までの生活	90
4	体験の多様性と関連性	91
5	長期の指導計画と短期の指導計画	93
6	学校内の協力体制	94
7	教師の役割	95
8	家庭や地域社会との連携	97
9	小学部以降の生活や学習の基盤の育成	99
10	幼稚園の幼児等と活動を共にする機会	101
11	学校医等との連絡	102
12	個別の教育支援計画の作成と他機関等との連携	103
第3章	特に留意する事項	105
1	安全に関する指導	105
2	行事の指導	106
3	知的障害のある幼児の指導	107
4	複数の種類の障害を併せ有する幼児の指導	107
5	教育課程に係る教育時間の終了後等の教育活動	108
6	特別支援教育のセンターとしての幼稚部運営	110
7	障害種別ごとに留意する事項	111
第3編	小学部・中学部学習指導要領解説	120
第1部	教育課程の基準と編成	121

第1章 教育課程の基準	122
第1節 教育課程の意義	122
第2節 教育課程に関する法制	124
1 教育課程とその基準	124
2 教育課程に関する法令	124
 第2章 教育課程編成の基本と評価	128
第1節 教育課程編成の基本	128
1 教育課程編成の基本的な考え方	128
2 教育課程編成の手順	129
3 学校の教育目標の設定	132
第2節 教育課程の評価	133
1 学校評価における教育課程の評価	133
2 教育課程の改善	135
 第2部 小学部・中学部学習指導要領総則等の解説	137
第1章 教育課程の編成及び実施	138
第1節 教育目標	138
第2節 教育課程の編成の一般方針	141
1 教育課程の編成の原則	141
2 道徳教育	148
3 体育・健康に関する指導	154
4 自立活動の指導	156
第3節 内容等の取扱いに関する共通的事項	158
1 各教科等の内容の共通的取扱い	158
第4節 授業時数等の取扱い	166
1 年間の授業時数の取扱い	166
2 総合的な学習の時間に充てる授業時数	171
3 自立活動の時間に充てる授業時数	171
4 年間の授業週数	172
5 特別活動の授業時数	173
6 授業の1単位時間	174
7 時間割の弾力的な編成	176
8 年間授業日数	177
9 総合的な学習の時間の実施による特別活動の代替	177
第5節 指導計画の作成	180

1	各教科等及び各学年相互間の関連	181
2	学年の目標及び内容を2学年まとめて示した教科の指導計画	182
3	指導内容のまとめ方や重点の置き方	183
4	合科的・関連的な指導	184
5	個別の指導計画の作成	186
6	家庭や地域社会との連携並びに学校相互の連携や交流及び共同学習	187
第6節	教育課程実施上の配慮事項	190
1	個に応じた指導など指導方法の工夫改善	190
2	重複障害者の指導	192
3	児童生徒の言語環境の整備と言語活動の充実	193
4	体験的・問題解決的な学習及び自主的、自発的な学習の促進	196
5	生徒指導及び進路指導の充実	197
6	課題選択や自己の生き方を考える機会の充実等	201
7	見通しを立てたり、振り返ったりする学習活動の重視	204
8	海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒の指導	205
9	訪問教育における指導の工夫	207
10	情報教育の充実、コンピュータ等の教材・教具の活用	208
11	学校図書館の利活用	210
12	指導の評価と改善	211
13	学校医等との連絡	212
14	個別の教育支援計画の作成	213
15	部活動の意義と留意点等	214
16	特別支援教育に関するセンターとしての役割	215
第7節	重複障害者等に関する教育課程の取扱い	218
1	障害の状態により特に必要がある場合	218
2	重複障害者の場合	221
3	訪問教育の場合	223
4	重複障害者等に係る授業時数	224
5	学校教育法施行規則に規定されている教育課程の取扱い	224
第2章	視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科	228
第1	各教科の目標及び内容等	228
第2	視覚障害者である児童生徒に対する教育を行う	

特別支援学校	230
1 的確な概念の形成と言葉の活用	230
2 点字等の読み書きの指導	230
3 指導内容の精選等	231
4 コンピュータ等の活用	232
5 見通しをもった学習活動の展開	233
第3章 聴覚障害者である児童生徒に対する教育を行う	
特別支援学校	234
1 言語概念の形成と思考力の育成	234
2 読書に親しみ書いて表現する態度の育成	234
3 指導内容の精選等	235
4 保有する聴覚の活用	236
5 教材・教具やコンピュータ等の活用	236
6 言葉等による意思の相互伝達	237
第4章 肢体不自由者である児童生徒に対する教育を行う	
特別支援学校	239
1 表現する力の育成	239
2 指導内容の精選等	240
3 自立活動の時間における指導との関連	240
4 姿勢や認知の特性に応じた指導の工夫	241
5 補助用具や補助的手段、コンピュータ等の活用	242
第5章 病弱者である児童生徒に対する教育を行う	
特別支援学校	243
1 指導内容の精選等	243
2 自立活動の時間における指導との関連	244
3 体験的な活動における指導方法の工夫	244
4 補助用具や補助的手段、コンピュータ等の活用	245
5 負担過重とならない学習活動	246
第3章 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う	
特別支援学校の各教科	247
第1節 各教科の基本的な考え方	247
1 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う	
特別支援学校の各教科の考え方	247
2 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う	
特別支援学校における指導の特徴について	249
第2節 各教科に係る改善の要点	256

第3節	小学部の各教科	257
第1	生活	257
第2	国語	286
第3	算数	292
第4	音楽	300
第5	図画工作	307
第6	体育	314
第7	小学部における指導計画の作成と各教科全体にわたる 内容の取扱い	321
第4節	中学部の各教科	325
第1	国語	325
第2	社会	330
第3	数学	337
第4	理科	343
第5	音楽	348
第6	美術	353
第7	保健体育	358
第8	職業・家庭	363
第9	外国語	373
第10	中学部における指導計画の作成と各教科全体にわたる 内容の取扱い	376
第4章	道徳	380
第5章	外国語活動	382
第6章	総合的な学習の時間	384
第7章	特別活動	386

(資料)

- 1 特別支援学級、通級による指導における教育課程編成の特例  
(小学校学習指導要領解説（総則編）、中学校学習指導要領解説（総則編）（抜粋） 388

# 第 1 編 總 說

# 第1章 教育課程の基準の改善の趣旨

## 第1節 改訂の経緯

21世紀は、新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す、いわゆる「知識基盤社会」の時代であると言われている。このような知識基盤社会化やグローバル化は、アイディアなど知識そのものや人材をめぐる国際競争を加速させる一方で、異なる文化や文明との共存や国際協力の必要性を増大させている。このような状況において、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視する「生きる力」をはぐくむことがますます重要になっている。

他方、OECD（経済協力開発機構）のPISA調査など各種の調査からは、我が国の児童生徒については、例えば、

- ① 思考力・判断力・表現力等を問う読解力や記述式問題、知識・技能を活用する問題に課題、
- ② 読解力で成績分布の分散が拡大しており、その背景には家庭での学習時間などの学習意欲、学習習慣・生活習慣に課題、
- ③ 自分への自信の欠如や自らの将来への不安、体力の低下といった課題、が見られるところである。

このため、平成17年2月には、文部科学大臣から、21世紀を生きる子どもたちの教育の充実を図るため、教員の資質・能力の向上や教育条件の整備などと併せて、国の教育課程の基準全体の見直しについて検討するよう、中央教育審議会に対して要請し、同年4月から審議が開始された。

また、障害のある児童生徒をめぐる動向として、障害の重度・重複化や多様化、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）等の児童生徒への対応や、早期からの教育的対応に関する要望の高まり、卒業後の進路の多様化、ノーマライゼーションの理念の浸透などが見られるところである。こうした状況にかんがみ、中央教育審議会においては、児童生徒の個々のニーズに柔軟に対応し、適切な指導及び必要な支援を行うという観点から審議が進められ、平成17年12月に「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」が取りまとめられた。この答申における提言等を踏まえ、平成18年に学校教育法等が改正され、平成19年度より、従来の「盲学校、聾学校及び養護学校」は、複数の障害種別を教育の対象とすることのできる「特別支援学校」に転換されるとともに、特別支援学校は、小・中学校等の要請に応じて、これらの学校に在籍する障害のある児童生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めること

が規定された。また、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等においても、障害のある児童生徒に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うことが規定された。このように、特別支援教育に関しては、大きな制度改革がなされたところである。

さらには、平成18年12月の教育基本法改正やその後の学校教育法改正により、知・徳・体のバランス（教育基本法第2条第1号）とともに、基礎的・基本的な知識・技能、思考力・判断力・表現力等及び学習意欲を重視し、（学校教育法第30条第2項）、学校教育においてはこれらを調和的にはぐくむことが必要である旨が法律上規定されたところである。中央教育審議会においては、このような教育の根本にさかのぼった法改正を踏まえた審議が行われ、2年10か月にわたる審議の末、平成20年1月に「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」答申を行った。

この答申では、各学校段階や各教科等にわたる学習指導要領などの改善の方向性として、次の7点を示している。

- ① 改正教育基本法等を踏まえた学習指導要領改訂
- ② 「生きる力」という理念の共有
- ③ 基礎的・基本的な知識・技能の習得
- ④ 思考力・判断力・表現力等の育成
- ⑤ 確かな学力を確立するために必要な授業時数の確保
- ⑥ 学習意欲の向上や学習習慣の確立
- ⑦ 豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実

具体的には、①については、教育基本法が約60年ぶりに改正され、21世紀を切り拓く心豊かでたくましい日本人の育成を目指すという観点から、これから教育の新しい理念が定められたことや学校教育法において教育基本法改正を受けて、新たに義務教育の目標が規定されるとともに、各学校段階の目的・目標規定が改正されたことを十分に踏まえた学習指導要領改訂であることを求めた。③については、読み・書き・計算などの基礎的・基本的な知識・技能は、例えば、小学校低・中学年では体験的な理解や繰り返し学習を重視するなど、発達の段階に応じて徹底して習得させ、学習の基盤を構築していくことが大切との提言がなされた。この基盤の上に、④の思考力・判断力・表現力等をはぐくむために、観察・実験、レポートの作成、論述など知識・技能の活用を図る学習活動を発達の段階に応じて充実させるとともに、これらの学習活動の基盤となる言語に関する能力の育成のために、小学校低・中学年の国語科において音読・暗唱、漢字の読み書きなど基本的な力を定着させた上で、各教科等において、記録、要約、説明、論述といった学習活動に取り組む必要があると指摘した。また、⑦の豊かな心や健

やかな体の育成のための指導の充実については、德育や体育の充実のほか、国語をはじめとする言語に関する能力の重視や体験活動の充実により、他者、社会、自然・環境とかかわる中で、これらとともに生きる自分への自信をもたせる必要があるとの提言がなされた。

これらに加えて、特別支援教育に関しては、

- ① 社会の変化や子どもの障害の重度・重複化、多様化
- ② 複数の障害種別に対応した教育を行うことのできる特別支援学校制度の創設

③ 幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等における特別支援教育の制度化などに対応し、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに対応した適切な教育や必要な支援を行う観点から、教育課程の基準の改善を図ることが示されている。

この答申を踏まえ、学校教育法施行規則を改正するとともに、平成20年3月28日には、幼稚園教育要領、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領を公示した。また、平成21年3月9日には、高等学校学習指導要領、特別支援学校の幼稚部教育要領、小学部・中学部学習指導要領、高等部学習指導要領を公示した。

特別支援学校の新しい学習指導要領等は、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の新学習指導要領等の実施時期に合わせて、幼稚部については平成21年度から、小学部については平成23年度から、中学部については平成24年度から、全面実施することとし、高等部については、平成25年度から学年進行により段階的に実施することとしている。

## 第2節 改訂の基本方針

特別支援学校の学習指導要領等は、教育基本法や学校教育法等の規定にのっとり、前述の中央教育審議会答申を踏まえ、次の方針に基づき改訂したものである。

1 次に示す①から③の基本方針に基づき、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教育課程の基準の改善に準じた改善を図る。

① 教育基本法改正等で明確となった教育の理念を踏まえ「生きる力」を育成すること。

平成8年7月の中央教育審議会答申（「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」）は、変化の激しい社会を担う子どもたちに必要な力は、基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるために健康や体力などの「生きる力」であると提言した。今回の改訂においては、生きる力という理念は、知識基盤社会の時代においてますます重要となっていることから、これを継承し、生きる力を支える確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた育成を重視している。

このため、総則の「教育課程編成の一般方針」として、引き続き「各学校において、児童又は生徒に生きる力をはぐくむことを目指」すこととし、児童生徒の発達の段階を考慮しつつ、知・徳・体の調和のとれた育成を重視することが示された。

また、教育基本法改正により、教育の理念として、新たに、公共の精神を尊ぶこと、環境の保全に寄与すること、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与することが規定されたことなどを踏まえ、内容の充実を行った。

② 知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視すること。

確かな学力を育成するためには、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させること、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむことの双方が重要であり、これらのバランスを重視する必要がある。

このため、各教科において基礎的・基本的な知識・技能の習得を重視するとともに、観察・実験やレポートの作成、論述など知識・技能の活用を図る

学習活動を充実すること、さらに総合的な学習の時間を中心として行われる、教科等の枠を超えた横断的・総合的な課題について各教科等で習得した知識・技能を相互に関連付けながら解決するといった探究活動の質的な充実を図ることなどにより思考力・判断力・表現力等を育成することとしている。また、これらの学習を通じて、その基盤となるのは言語に関する能力であり、国語科のみならず、各教科等においてその育成を重視している。さらに、学習意欲を向上させ、主体的に学習に取り組む態度を養うとともに、家庭との連携を図りながら、学習習慣を確立することを重視している。

以上のような観点から、国語、社会、算数（数学）、理科及び外国語の内容を充実させるとともに、小学部の高学年に外国語活動を新設した。

### ③ 道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること。

豊かな心や健やかな体を育成することについては、家庭や地域の実態（教育力の低下）を踏まえ、学校における道徳教育や体育などの充実を重視している。

このため、道徳教育については、道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであることを明確化した上で、発達の段階に応じた指導内容の重点化や体験活動の推進、道徳教育推進教師（道徳教育の推進を主に担当する教師）を中心に全教師が協力して道徳教育を展開することの明確化、先人の伝記、自然、伝統と文化、スポーツなど児童生徒が感動を覚える教材の開発と活用などにより充実することを示している。また、体育については、生涯にわたって運動やスポーツを豊かに実践していくことと体力の向上に関する指導の充実を図るとともに、心身の健康の保持増進に関する指導に加え、学校における食育の推進や安全に関する指導を総則に新たに規定するなどの改善を行った。

## 2 社会の変化や幼児児童生徒の障害の重度・重複化、多様化などに対応し、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育や必要な支援を充実する。

近年、時代の進展とともに特別支援学校を取り巻く諸状況は大きく変化してきている。例えば、国内外における障害者施策の進展、幼児児童生徒の障害の重度・重複化、発達障害を含む障害の多様化、教育、医療、福祉、労働等の関係機関が連携した支援の必要性などが挙げられる。

このような状況の変化に適切に対応し、障害のある幼児児童生徒が自己のもつ能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を培う

ためには、一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導を一層充実することが重要である。

このため、以下のアからエの観点から、改善を図っている。

#### **ア 障害の重度・重複化、多様化への対応**

- ・ 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導領域である「自立活動」について、障害の重度・重複化、発達障害を含む多様な障害に応じた指導を充実するため、その内容として、「他者とのかかわりの基礎に関すること」を示すなどの改善を図るとともに、指導計画作成の手順等を明確にした。
- ・ 重複障害者や訪問教育に関し、指導計画作成上の配慮事項を規定した。

#### **イ 一人一人に応じた指導の充実**

- ・ すべての児童生徒について、各教科等にわたる「個別の指導計画」を作成することを規定した。
- ・ 教育、医療、福祉、労働等の関係機関が連携し、一人一人に応じた支援を行うため、すべての児童生徒に「個別の教育支援計画」を作成することを規定した。

#### **ウ 自立と社会参加に向けた職業教育の充実**

- ・ 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における職業教育を充実するため、高等部の専門教科として「福祉」を新設した。
- ・ 地域や産業界等と連携し、職業教育や進路指導の充実を図ることを規定した。

#### **エ 交流及び共同学習の推進**

- ・ 幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等の児童生徒と交流及び共同学習を計画的、組織的に行うことと規定した。

## 第3節 改訂の要点

### 1 学校教育法施行規則改正の要点

学校教育法施行規則では、教育課程編成の基本的な要素である各教科等の種類について規定している。今回は、これらの規定について次のような改正を行った。

#### (1) 外国語活動について（学校教育法施行規則第126条）

外国語を通じて、児童が積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成し、言語・文化に対する理解を深めるために、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部第5・6学年に「外国語活動」を新設することとした。このため、学校教育法施行規則第126条においては、従前、小学部の教育課程は、「国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の各教科、道徳、特別活動、自立活動並びに総合的な学習の時間」によって編成すると規定していたが、今回の改正においては、これらに外国語活動を加えて編成することとし、「国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動」とした（同条第1項）。

また、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部の教育課程についての規定を整理し、同条第2項において、「知的障害者である児童を教育する場合は、生活、国語、算数、音楽、図画工作及び体育の各教科、道徳、特別活動並びに自立活動によって編成するものとする。」とした。

#### (2) 中学部の選択教科等について（学校教育法施行規則第127条）

中学校の選択教科については、必修教科の教育内容や授業時数を増加することにより教育課程の共通性を高める必要があることから、学校教育法施行規則第73条等で規定する標準授業時数の枠外で各学校において開設しえることとされた。今回の改訂においては、こうした中学校における教育課程の改訂に準じ、中学部における選択教科の授業時数も総授業時数の枠外で開設しえることとした。このため、同規則第127条を改正し、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校中学部の教育課程は、「必修教科、選択教科、道徳、特別活動、自立活動及び総合的な学習の時間」によって編成すると規定していたのを、「国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語の各教科、

道徳、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動」とした（同条第1項）。

また、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学校部の教育課程については、選択教科として設ける「その他の教科」の授業時数については総授業時数の枠外とするが、「外国語科」については、総授業時数の枠内で設けることとした。このため、同条第2項において、「知的障害者である生徒を教育する場合は国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育及び職業・家庭の各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によって教育課程を編成するものとする。」とした上で、外国語科の取扱いについて「ただし、必要がある場合には、外国語科を加えて教育課程を編成することができるものとする。」とした。

### (3) 各教科等を合わせて指導することについて（学校教育法施行規則第130条第2項）

重複障害者を教育する場合、各教科、道徳、特別活動及び自立活動を合わせて授業を行うことは従来どおりであるが、外国語活動についても合わせて授業を行うことができることとした。

## 2 幼稚部教育要領の改訂の要点

### (1) 総則

#### ① 幼稚部における教育の基本

「幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであること」は、従前は、「幼稚部における教育の目標」で規定していたが、幼稚園教育要領の改訂に準じ、第1章総則「第1 幼稚部における教育の基本」で規定した。

#### ② 幼稚部における教育の目標

学校教育法や幼稚園教育要領の改訂を踏まえ、次の目標の達成に努めることを示した。

- 学校教育法第23条に規定する幼稚園教育の目標
- 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な態度や習慣などを育て、心身の調和的発達の基盤を培うようにすること。

#### ③ 教育課程の編成

幼稚部は、幼稚部における教育の目標の達成に努めることにより、義務教育及びその後の教育の基礎が培われることを明確にした。

## (2) ねらい及び内容等

各領域のうち、幼稚園教育要領に準ずる「健康」、「人間関係」、「環境」、「言葉」及び「表現」については、幼稚園教育要領の改善に準じた改善を図ることとした。

また、「自立活動」については、障害の重度・重複化、多様化等に対応する観点から、内容等の充実を図った。

## (3) 指導計画の作成に当たっての留意事項

### ① 一般的な留意事項

すべての幼児に個別の指導計画を作成すること、多様な体験をするとともに心身の調和のとれた発達を促すようにしていくこと、家庭との連携に当たっては保護者の幼児期の教育に関する理解が深まるよう配慮すること、幼稚園の幼児などと活動を共にすることを計画的、組織的に行うこと、関係機関と連携した個別の教育支援計画をすべての幼児に作成することなどを新たに示した。

### ② 特に留意する事項

複数の障害を併せ有する幼児の指導についての配慮事項、教育課程に係る教育時間終了後等に幼児を対象に行う教育活動の留意事項、地域における特別支援教育のセンターとしての役割などを新たに示した。

## 3 小学部・中学部学習指導要領改訂の要点

### (1) 総則

総則については、今回の改訂の趣旨が教育課程の編成や実施に生かされるようとする観点から改善を行った。また、中学部の選択教科は総授業時数の枠外で各学校において開設し得ることとしたことを踏まえ、選択教科については「内容等の取扱いに関する共通的事項」において定めるとともに、これまで総則に規定してきた「総合的な学習の時間」は第5章として規定することとした。このほか、「重複障害者等に関する特例」は「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」とし、基本的な教育課程の基準を示した後にこれを示すことにより、弾力的な取扱いが分かりやすくなるようにした。こうしたことにより、教育課程の編成については、「一般方針」、「内容等の取扱いに関する共通的事項」、「授業時数等の取扱い」、「指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項」及び「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」の五つの柱を立てて構成することとした。

### ① 教育目標（第1節）

学校教育法第72条の改正を踏まえ、「障害に基づく種々の困難を改善・克服する」を「障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図る」と改めた。

## ② 教育課程の編成の一般方針（第2節第1）

教育課程編成の原則、道徳教育及び体育・健康に関する指導、自立活動の指導の四つの構成は従前どおりとし、今回の改訂の趣旨を生かす観点から、次のような改善を行った。

### ア 教育課程編成の原則（第2節第1の1）

今回の改訂の趣旨が生かされるよう、各学校において、児童生徒に生きる力をはぐくむことを目指し、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養うことに努めることとした。また、その際、児童生徒の発達の段階を考慮して、児童生徒の言語活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、児童生徒の学習習慣が確立するよう配慮しなければならないこととした。

### イ 道徳教育（第2節第1の2）

学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の重要性を強調し、その一層の充実を図るため、引き続き道徳教育の全体の目標を総則において掲げることとし、次の三点の改善を図った。

第一に、道徳教育は、道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて、児童生徒の発達の段階を考慮して行うものであることを明確にした。

第二に、改正教育基本法を踏まえ、道徳教育の目標として、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、公共の精神を尊び、他国を尊重し国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献する主体性ある日本人を育成することを追加した。

第三に、小学部における道徳教育においては、発達の段階を踏まえ、道徳性の育成に資する体験活動として集団宿泊活動を追加するとともに、特に児童が基本的な生活習慣、社会生活上のきまりを身に付け、善悪を判断し、人間としてしてはならないことをしないようにすることなどを重視することとした。また、中学部における道徳教育においては、発達の段階を踏まえ、人間としての生き方についての自覚など道徳性の育成に資する体験活動として職場体験活動を追加するとともに、特に生徒が自他の生命を尊重し、規律ある生活ができる、自分の将来を考え、法

やきまりの意義の理解を深め、主体的に社会の形成に参画し、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けるようにすることなどを重視することとした。

#### ウ 体育・健康に関する指導（第2節第1の3）

体育・健康に関する指導については、新たに学校における食育の推進及び安全に関する指導を加え、発達の段階を考慮して、食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導を、体育科（保健体育科）の時間はもとより、家庭科（技術・家庭科）、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとした。

#### エ 自立活動の指導（第2節第1の4）

自立活動の指導については、学校教育法第72条の改正を踏まえ、「障害に基づく種々の困難」を「障害による学習上又は生活上の困難」と改めた。

### ③ 内容等の取扱いに関する共通的事項（第2節第2）

中学部の選択教科は、総授業時数の枠外で各学校において開設し得ることとされたことを踏まえ、今回の改訂においては、「必修教科、道徳及び特別活動の内容等の取扱い」及び「選択教科の内容等の取扱い」という二つの柱立てを統合し、「内容等の取扱いに関する共通的事項」とした。

ア 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者及び病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部第5・6学年に外国語活動を新設したことについて、関連する規定に外国語活動を追加した。

イ 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部については、すべての生徒に履修させる各教科等と、必要に応じて設けることのできる外国語科の取扱いを明確にした。

ウ 知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科の指導並びに各教科、道徳、特別活動及び自立活動を合わせて指導を行う場合に、具体的に指導内容を設定することを示した。

### ④ 授業時数等の取扱い（第2節第3）

ア 小学部又は中学部の総授業時数は、小学校又は中学校の総授業時数に準ずるものとすることは現行どおりであるが、総授業時数の枠内に含まれる各教科等を明確にした。

イ 年間授業週数については、35週（小学部第1学年については34週）以上にわたって行うよう計画するとの規定は現行どおりとするが、夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含め、各教科

等の授業を特定の期間に行うことができるることをより明確に示した。また、各学校においては、地域や学校及び児童生徒の実態、各教科等や学習活動の特質等に応じて、創意工夫を生かした時間割を弾力的に編成できることを示した。

さらに、中学部においては、各教科等の授業の1単位時間は、各学年及び各教科等の年間授業時数を確保しつつ、生徒の発達の段階及び各教科等の学習活動の特質を考慮して、引き続き、各学校において定めることを前提に、教科担任制である中学部については、特に、「10分間程度の短い時間を単位として特定の教科の指導を行う場合において、当該教科を担当する教師がその指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているときは、その時間を当該教科の年間授業時数に含めることができる」との規定を置いた。

これらは、各学校が創意工夫を生かした時間割を編成することができるよう、授業時数の運用の一層の弾力化を図ったものである。

ウ 総合的な学習の時間において体験活動を行う場合であって、当該学習活動により特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる旨規定した。

#### ⑤ 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項（第2節第4）

今回の改訂の趣旨が実際の指導において生かされるようにするために、指導計画の作成や教育課程の実施における配慮事項を示した。

ア 個別の指導計画の作成（第4の1の(5)）

各教科等にわたって個別の指導計画を作成するとともに、適切に評価し指導の改善に努めることを示した。

イ 交流及び共同学習（第4の1の(6)）

小・中学校の児童生徒などと交流及び共同学習を、計画的、組織的に行うことを示した。

ウ 重複障害者の指導（第4の2の(2)）

重複障害者の指導に当たっては、専門的な知識や技能を有する教師間の協力や専門家の指導・助言を求めるなどして、学習効果を一層高めることを示した。

エ 言語活動の充実（第4の2の(3)）

各教科等の指導に当たっては、児童生徒の思考力・判断力・表現力等をはぐくむ観点から、基礎的・基本的な知識・技能の活用を図る学習活

動を重視するとともに、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語活動の充実が必要であることを示した。

オ 進路指導の充実（第4の2の(5)）

中学部における進路指導に当たっては、家庭及び地域や福祉、労働等の関係機関との連携を十分に図ることなどを示した。

カ 見通しを立てたり、振り返ったりする学習活動の重視（第4の2の(7)）

各教科等の指導に当たっては、児童生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを探り返したりする活動を計画的に取り入れるよう工夫することを示した。

キ 訪問教育の充実（第4の2の(9)）

訪問教育に当たっては、指導方法や指導体制を工夫し、学習活動が効果的に行われるようすることを示した。

ク 情報教育の充実（第4の2の(10)）

各教科等の指導に当たっては、基本的な操作や情報モラルを身に付け、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を適切かつ主体的に活用できるようにするための学習活動を充実することを示した。

ケ 個別の教育支援計画の作成（第4の2の(14)）

家庭及び地域や医療、福祉、保健、労働等の関係機関と連携した支援を行うため、すべての児童生徒に個別の教育支援計画を作成することを示した。

コ 部活動の意義と留意点（第4の2の(15)）

中学部において、教育課程外の学校教育活動である部活動について、その意義とともに、教育課程との関連が図られるよう留意することや運営上の工夫を行うことなどを示した。

サ 特別支援教育のセンターとしての役割（第4の2の(16)）

小・中学校等に在籍する障害のある幼児児童生徒やその教師等に対する助言・援助を行ったり、保護者等に対する教育相談を行ったりするなど、特別支援教育のセンターとしての役割を果たすこと。その際、他の特別支援学校や小・中学校等との連携を図ることを示した。

⑥ 重複障害者等に関する教育課程の取扱い（第2節第5）

「重複障害者等に関する特例」を「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」としたほか、授業時数に関する取扱いも第5でまとめて示すこととし、5項目に整理して示した。

- ア 特に必要がある場合には、小学部の外国語活動の一部を取り扱わないことができることとした。また、中学部の外国語科において、小学部の外国語活動の一部を取り入れることができることとした。
- イ 知的障害を併せ有する者について、各教科を知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教科に代替する場合、小学部において外国語活動及び総合的な学習の時間を設けないことができる。また、中学部においては、外国語科を設けないことができるとした。
- ウ 重複障害者のうち、特に必要がある場合、外国語活動についても自立活動に替えて指導を行うことができることとした。

## (2) 各教科（第2章）

- ① 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者及び病弱者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校

各教科の目標、内容等について、小学校又は中学校に準ずることは従前と同様であるが、児童生徒の障害の種類と程度に応じた指導の一層の充実を図るため、各障害種別に示されている指導上の配慮事項について改善を図った。

- ② 知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校

社会の変化や児童生徒の実態の多様化等に応じた指導をより充実する観点から、各教科の目標及び内容等の見直しを行った。

## (3) 道徳（第3章）

道徳の目標、内容等について、小学校又は中学校に準ずることは従前と同様であるが、知的障害者に対する配慮事項を新たに示した。

## (4) 外国語活動（第4章）

外国語活動の目標、内容等については、小学校に準ずるとともに、指導に当たっての配慮事項を示した。

## (5) 総合的な学習の時間（第5章）

総合的な学習の時間の教育課程における位置付けを明確にし、各学校における指導の充実を図るため、総則から取り出し、新たに第5章として位置付けることとした。総合的な学習の時間の目標、内容等については、小学校又は中学校に準ずるとともに、指導に当たっての配慮事項を示した。

## (6) 特別活動（第6章）

特別活動の目標、内容等について、小学校又は中学校に準ずることは従前と同様であるが、知的障害者に対する配慮事項を新たに示した。

## (7) 自立活動（第7章）

### ① 目標

学校教育法第72条の改正を踏まえ、「障害に基づく種々の困難」を「障害による学習上又は生活上の困難」と改めた。

### ② 内容

今回の改訂では、社会の変化や児童生徒の障害の重度・重複化、発達障害を含む多様な障害に応じた適切な指導を充実するため、「他者とのかかわりの基礎に関すること。」、「他者の意図や感情の理解に関するここと。」、「自己の理解と行動の調整に関するここと。」、「集団への参加の基礎に関するここと。」、「感覚や認知の特性への対応に関するここと。」を新たに示した。また、新たに示した項目については、人間関係の形成に関する項目が多いことから、新たな区分として「人間関係の形成」を設けて整理した。

また、それぞれの内容についても同様の観点から見直し、従前の5区分22項目を6区分26項目に改め、可能な限り分かりやすく表現するよう改善を図った。

### ③ 指導計画の作成と内容の取扱い

個別の指導計画の作成についてより一層理解を促すため、児童生徒の実態の把握、指導の目標（ねらい）の設定、具体的な指導内容の設定、評価等についての配慮事項をそれぞれ示すこととした。また、児童生徒の主体的な活動を一層進めるとともに児童生徒自身が活動しやすいように環境を整えていくことが重要であることから、「個々の児童又は生徒が、活動しやすいように自ら環境を整えたり、必要に応じて周囲の人に支援を求めたりすることができるような指導内容も計画的に取り上げること。」を新たに示した。

## **第2編 幼稚部教育要領解説**

# 第1章 幼稚部における教育の意義

## 第1節 幼児期の特性と幼稚部における教育の役割

### 1 幼児期の特性

#### (1) 幼児期の生活

幼児期には、幼児は家庭において親しい人間関係を軸にして営まれていた生活からより広い世界に目を向け始め、生活の場、他者との関係、興味や関心などが急速に広がり、依存から自立に向かう。

##### ① 生活の場

幼児期は、運動機能が急速に発達し、いろいろなことをやってみようとする活動意欲も高まる時期である。保護者や周囲の大人との愛情あるかかわりの中で見守られているという安心感に支えられて幼児の行動範囲は家庭の外へと広がりを見せ始める。そして、いろいろな場所に出掛けて行き、そこにある様々なものに心を動かされたり、それを用いて遊んだりすることにより、興味や関心が広がり、それにつれて幼児の生活の場も次第に広がっていく。特に、幼児の生活の場が最も大きく広がるのは、幼稚部における生活などの集団生活が始まってからである。

多くの幼児にとって幼稚部における生活は、家庭から離れて同年代の幼児と一緒に過ごす初めての集団生活である。幼稚部においては、教師や他の幼児たちと生活を共にしながら感動を共有し、イメージを伝え合うなど互いに影響を及ぼし合い、興味や関心の幅を広げ、言葉を獲得し、表現する喜びを味わう。また、友達と活動を展開する充実感や満足感をもつことによって、更に自分の生活を広げていこうとする意欲が育てられていくことになる。しかし、このような集団での生活の中では、親しい人間関係の下で営まれる家庭生活とは異なり、自分一人でやり遂げなければならないことや解決しなければならないことに出会ったり、その場におけるきまりを守ったり、他の人の思いを大切にしなければならないなど、今までのように自分の意志が通せるとは限らない状況になったりもする。このような場面で大人の手を借りながら、他の幼児と話し合ったりなどして、その幼児なりに解決し、危機を乗り越える経験を重ねることにより、次第に幼児の自立的な生活態度が培われていく。

幼児は、それぞれの家庭や地域で得た生活経験を基にして幼稚部における生活で様々な活動を展開し、また、幼稚部における生活で得た経験を家

庭や地域での生活に生かしている。生活の場の広がりの中で、様々な出来事や暮らしの中の文化的な事物や事象、多様な人々との出会いやかかわり合いを通して、幼児が必要な体験を積み重ねていく。

このような新たな生活の広がりに対して、幼児は期待と同時に不安感や緊張感を抱いていることが多い。家庭や地域での生活において幼児が安心して依存できる保護者や身近な大人の存在が必要であるのと同様に、幼稚部における生活が幼児にとって安心して過ごすことができる生活の場となるためには、幼児の行動を温かく見守り、適切な援助を行う教師の存在が不可欠である。

## ② 他者との関係

幼児期は、家庭における保護者などとの関係だけでなく、他の幼児や家族以外の人々の存在に気付き始め、次第にかかわりを求めるようになってくる。初めは、同年代の幼児がいると、別々の活動をしながらも同じ場所で過ごすことで満足する様子が見られるが、やがて一緒に遊んだりして、次第に、言葉を交わしたり、物のやりとりをしたりするなどのかかわりをもつようになっていく。そして、ときには自己主張のぶつかり合いや友達と折り合いを付ける体験を重ねながら友達関係が生まれ、深まっていく。やがて、幼稚部などの集団生活の場で共通の興味や関心をもって生活を開する楽しさを味わうことができるようになると、更に友達関係は広がりを見せるようになっていく。このような対人関係の広がりの中で幼児は互いに見たり、聞いたりしたことなどを言葉や他の様々な方法で伝え合うことによって、今までの自分のイメージにない世界に出会うことになる。

幼児はこのようにして、一人で活動するよりも、何人かの友達と一緒に活動することで、生活がより豊かに楽しく展開できることを体験し、友達がいることの楽しさと大切さに気付いていくことになる。

それと同時に、幼児は、友達とのかかわりを通して様々な感情を体験していくことになる。友達と一緒に活動する楽しさや喜び、また、自己主張のぶつかり合いなどによる怒り、悲しさ、寂しさなどを味わう体験を積み重ねることによって、次第に、相手も自分も互いに違う主張や感情をもった存在でもあることに気付き、その相手も一緒に楽しく遊んだり生活したりできるよう、自分の気持ちを調整していく。

このような他者との関係の広がりは、同時に自我の形成の過程でもある。幼児期には、自我が芽生え、自己を表出することが中心の生活から、他者とかかわり合う生活を通して、他者の存在を意識し、自己を抑制しようと

する気持ちも生まれるようになり、自我の発達の基礎が築かれていく。

### ③ 興味や関心

生活の場の広がりや対人関係の広がりに伴って、幼児の興味や関心は生活の中で様々な対象に向けられて広がっていく。

生活の場が家庭から地域、学校へと広がるにつれて、幼児は、興味や関心を抱き、好奇心や探究心を呼び起こされるような様々な事物や現象に出会うことになる。そのようなものに対する興味や関心は、他の幼児や教師などと感動を共有したり、共にその対象にかかわって活動を展開したりすることによって広げられ、高められていく。また、一人では興味や関心をもたなかつた対象に対しても他の幼児に接することによって、あるいは、教師の援助などによって、自分もそれに興味や関心をもつようになる。このような興味や関心は、その対象と十分にかかわり合い、好奇心や探究心を満足させながら、自分でよく見たり、取り扱ったりすることにより、更に高まり、思考力の基礎を培っていくので、幼児が様々な対象と十分にかかわり合えるようにすることが大切である。また、他の幼児や教師と言葉により対話することがその過程を更に深めていくことにもなる。

幼児は、同年代の幼児の行動に影響されて行動を起こしたり、保護者や教師などの親しみをもっている大人の行動を模倣し、同じようなことをやってみようとしたりすることが多い。したがって、自然や出来事などの様々な対象へ幼児の興味や関心を広げるためには、他の幼児の存在や教師の言動が重要な意味をもつことになる。

## (2) 幼児期の発達

### ① 発達のとらえ方

人は生まれながらにして、自然に成長していく力と同時に、周囲の環境に対して自分から能動的に働き掛けようとする力をもっている。自然な心身の成長に伴い、人がこのように能動性を發揮して環境とかかわり合う中で、生活に必要な能力や態度などを獲得していく過程を発達と考えることができよう。

生活に必要な能力や態度などの獲得については、どちらかというと大人に教えられたとおりに幼児が覚えていくという側面が強調されることもあった。しかし、幼児期には、幼児自身が自発的・能動的に環境とかかわりながら、生活の中で状況と関連付けて身に付けていくことが重要である。したがって、生活に必要な能力や態度などの獲得のためには、遊びを中心

とした生活の中で、幼児自身が自らの生活と関連付けながら、好奇心を抱くこと、あるいは必要感をもつことが重要である。

幼児の心身の諸側面は、それぞれが独立して発達するものではなく、幼児が友達と体を動かして遊びを展開するなどの中で、それぞれの側面が相互に関連し合うことにより、発達が成し遂げられていくものである。

幼児の発達は連続的ではあるが常に滑らかに進行するものではなく、ときには、同じ状態が続いて停滞しているように見えたり、あるときには、飛躍的に進んだりすることも見られる。

さらに、このような発達の過程は、ある時期には身に付けやすいが、その時期を逃すと、身に付けにくくなることもある。したがって、どの時期に何をどのような方法で身に付けていくかという適時性を考えることは、幼児の望ましい発達を促す上で、大切なことになる。ここでの適時性とは、長期的な見通しに立った緩やかなものを指しているのであり、人間は生涯を通して発達し続ける存在であることから、その時期を過ぎたら、発達の可能性がないというような狭い意味のものではない。

障害のある幼児の発達をとらえる場合も、基本的には障害のない幼児の発達の考え方と共通であるということができる。しかし、障害のある幼児が、環境とのかかわりの中で生活に必要な能力や態度などを獲得していくのに、障害のあることがどのような影響を与えるかについて、十分に理解する必要がある。また、障害のある幼児の発達は、個人差が大きく、一人の幼児についてみても心身の諸側面の発達に遅れや不均衡が見られたり、ときには環境の変化などをきっかけとして発達の停滞や退行の状態を示したりすることもある。したがって、障害のある幼児については、長期的な見通しの中で、きめ細かく発達の過程をとらえることが大切である。

## ② 発達を促すもの

幼児期の発達を促すために必要なこととして次のようなものが考えられる。

### ア 能動性の發揮

幼児は、興味や関心をもったものに対して自分からかかわろうとする。

したがって、このような能動性が十分に發揮されるような対象や時間、場などが用意されることが必要である。特に、そのような幼児の行動や心の動きを受け止め、認めたり、励ましたりする保護者や教師などの大人の存在が大切である。

また、幼児が積極的に周囲に目を向け、かかわるようになるには、幼

児の心が安定していなければならない。心の安定は、周囲の大人との信頼関係が築かれることによって、つくり出されるものである。

#### イ 発達に応じた環境からの刺激

幼児は、環境との相互作用によって発達に必要な経験を積み重ねていく。したがって、幼児期の発達は生活している環境の影響を大きく受けないと考えられる。ここでの環境とは自然環境に限らず、人も含めた幼児を取り巻く環境のすべてを指している。

例えば、ある運動機能が育とうとしている時期に、一緒に運動して楽しむ友達がいるとか、興味のある遊具があるなど体を動かしたくなるような環境が整っていなければ、その機能は十分に育つことはできないであろう。また、言葉を交わす楽しさは、話したり、聞いたりすることが十分にできる環境がなければ経験できないこともあろう。したがって、発達を促すためには、活動の展開によって柔軟に変化し、幼児の興味や関心に応じて必要な刺激が得られるような応答性のある環境が必要である。

### ③ 発達の特性

幼児が生活する姿の中には、幼児期特有の状態が見られる。そこで、幼稚部においては、幼児期の一般的な発達の特性を十分に理解して、幼児の発達の実情に即応した教育を行うことが大切である。幼児期の発達の特性のうち、特に留意しなければならない主なものは次のようなことである。

- 幼児期は、身体が著しく発育するとともに、運動機能が急速に発達する時期である。そのために自分の力で取り組むことができるが多くなり、幼児の活動性は著しく高まる。そして、ときには、全身で物事に取り組み、我を忘れて活動に没頭することもある。こうした取組は運動機能だけでなく、他の心身の諸側面の発達をも促すことにもなる。
- 幼児期は、次第に自分でやりたいという意識が強くなる一方で、信頼できる保護者や教師などの大人にまだ依存していたいという気持ちも強く残っている時期である。幼児はいつでも適切な援助が受けられる、あるいは周囲から自分の存在を認められ、受け入れられているという安心感などを基盤にして、初めて自分の力で様々な活動に取り組むことができる所以である。すなわち、この時期は、大人への依存を基盤としつつ自立へ向かう時期であるといえる。また、幼児期において依存と自立の関係を十分に体験することは、将来にわたって人とかかわり、充実した生活を営むために大切なことである。

- 幼児期は、幼児が自分の生活経験によって親しんだ具体的なものを手掛かりにして、自分自身のイメージを形成し、それに基づいて物事を受け止めている時期である。幼児は、このような自分なりのイメージをもって友達と遊ぶ中で、物事に対する他の幼児との受け止め方の違いに気付くようになる。また、それを自分のものと交流させたりしながら、次第に一緒に活動を展開できるようになっていく。
- 幼児期は、信頼や憧れをもって見ている周囲の対象の言動や態度などを模倣したり、自分の行動にそのまま取り入れたりすることが多い時期である。この対象は、初めは、保護者や教師などの大人であることが多い。やがて、幼児の生活が広がるにつれて、友達や物語の登場人物などにも広がっていく。このような幼児における同一化は、幼児の人格的な発達、生活習慣や態度の形成などにとって重要なものである。
- 幼児期は、環境と能動的にかかわることを通して、周りの物事に対処し、人々と交渉する際の基本的な枠組みとなる事柄についての概念を形成する時期である。例えば、命あるものとそうでないものの区別、生きているものとその生命の終わり、人と他の動物の区別、心の内面と表情など外側に表れたものの区別などを理解するようになる。
- 幼児期は、他者とのかかわり合いの中で、様々な葛藤やつまずきなどを体験することを通して、将来の善悪の判断につながる、やってよいことや悪いことの基本的な区別ができるようになる時期である。また、幼児同士が互いに自分の思いを主張し合い、折り合いを付ける体験を重ねることを通して、きまりの必要性などに気付き、自己抑制ができるようになる時期もある。特に、幼児は、大人の諾否により、受け入れられる行動と望ましくない行動を理解し、より適切な振る舞いを学ぶようになる。

障害のある幼児の場合は、障害があるために、幼児期の発達の特性が十分に發揮されずに、順調な発達が妨げられることがある。このため、障害の状態や発達の程度に配慮しながら、幼児期の発達の特性を生かした活動を展開することによって、調和のとれた発達を促すようにすることが必要である。

## 2 幼稚部における生活

幼児期は、自然な生活の流れの中で直接的・具体的な体験を通して、人間形成の基礎を培う時期である。したがって、幼稚部では、幼稚部における教育の

目標を達成するために必要な様々な体験が豊富に得られるような環境を構成し、その中で幼児が幼児期にふさわしい生活を営むようにすることが大切である。

幼児の生活は、本来、明確に区分することは難しいものであるが、具体的な生活行動に着目して、強いて分けてみるならば、食事、衣服の着脱や片付けなどのような生活習慣にかかわる部分と遊びを中心とする部分とに分けられる。幼稚部における生活においては、このような活動が幼児の意識や必要感、あるいは興味と関連して連續性をもちながら生活のリズムに沿って展開される、生活の自然な流れを大切にして、幼児が幼稚部における生活を充実したものとして感じるようしていくことが大切である。

これらのことは、自立活動の内容に重点を置いた指導を行う場合にも尊重されなければならない。

このような配慮に基づく幼稚部における生活は、幼児にとって、家庭や地域での生活と相互に循環するような密接な関連をもちつつ幼児をより広い世界に導き、幼稚部が豊かな体験を得られる場となる。

幼稚部における生活には、以下のような特徴があり、その中で一人一人の幼児が十分に自己を発揮することによってその心身の発達が促されていくのである。

#### (1) 同年代の幼児との集団生活を営む場であること

幼稚部において、幼児は同年代の幼児とかかわり、気持ちを伝え合い、ときには協力して活動に取り組むなどの多様な体験をする。そのような体験をする過程で、幼児は他の幼児と支え合って生活する楽しさを味わいながら、主体性や社会的態度を身に付けていくのである。

特に近年、家庭や地域において幼児が兄弟姉妹や近隣の幼児とかかわる機会が減少していることを踏まえると、幼稚部において、同年齢や異年齢の幼児同士が相互にかかわり合い、生活することの意義は大きい。このような集団生活を通して、幼児は、物事の受け止め方などいろいろな点で自分と他の幼児とが異なることに気付くとともに、他の幼児の存在が大切であることを知る。また、他の幼児と共に活動することの楽しさを味わいながら、快い生活を営む上での約束事やきまりがあることを知り、さらにはそれらが必要なことを理解する。こうして、幼児は様々な人間関係の調整の仕方について体験的な学びを重ねていくのである。

#### (2) 幼児を理解し、適切な援助を行う教師と共に生活する場であること

幼稚部における生活において、一人一人の幼児が発達に必要な経験を得ら

れることが大切である。そのためには、幼児の障害の状態や発達の実情、生活の流れなどに即して、教師が幼児の活動にとって適切な環境を構成し、幼児同士のコミュニケーションを図るなど、適切な援助をしていくことが最も大切である。（本章第3節 幼稚部における教育の基本 5 教師の役割（43ページ）、第3章第2節 一般的な留意事項 7 教師の役割（98ページ）を参照）

幼稚部における生活に慣れるまでの幼児は、新たな生活の広がりに対して期待と同時に、不安感や緊張感を抱いていることが多い。そのような幼児にとって、自分の行動を温かく見守り、必要な援助の手を差し伸べてくれる教師の配慮により、学校が遊ぶ喜びを味わうことのできる場となることが大切である。その喜びこそが生きる力の基礎を培うのである。

### （3）適切な環境があること

家庭や地域とは異なり、幼稚部においては、教育的な配慮の下に幼児が友達とかかわって活動を展開するのに必要な遊具や用具、素材、十分に活動するための時間や空間はもとより、幼児が生活の中で触れ合うことができる自然や動植物などの様々な環境が用意されている。このような環境の下で、直接的・具体的な体験を通して一人一人の幼児の発達を促していくことが重要である。

さらに、幼児の発達を促すための環境は、必ずしも幼稚部の中だけにあるのではない。例えば、近くにある自然の多い場所や高齢者のための施設、地域の行事や地域の人々の幼稚部訪問などの機会も、幼児が豊かな人間性の基礎を培う上で貴重な体験を得るために重要な環境である。

しかし、これらの環境が単に存在しているだけでは、必ずしも幼児の発達を促すものになるとは限らない。まず教師は、幼児が環境と出会うこととそれにどのような意味があるのかを見いだし、どのような興味や関心を抱き、どのようにかかわろうとしているのかを理解する必要がある。それらを踏まえた上で環境を構成することにより、環境が幼児にとって意味あるものとなるのである。すなわち、発達に必要な体験が得られる適切な環境となるのである。

## 3 幼稚部の役割

幼児期の教育は、大きくは家庭と幼稚部で行われ、両者は連携し、連動して一人一人の育ちを促すことが大切である。幼稚部と家庭とでは、環境や人間関係の有様に応じてそれぞれの果たすべき役割は異なる。家庭は、愛情としつけ

を通して幼児の成長の最も基礎となる心の基盤を形成する場である。幼稚部は、これらを基盤にしながら家庭では体験できない社会・文化・自然などに触れ、教師に支えられながら、幼児期なりの世界の豊かさに出会う場である。また、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を図るための指導を受ける場である。さらに、地域は様々な人々との交流の機会を通して豊かな体験が得られる場である。

幼稚部には、このような家庭や地域とは異なる独自の働きがあり、ここに教育内容を豊かにするに当たっての視点がある。

すなわち、幼稚部では、幼児の主体的な活動としての遊びを十分に確保することが必要である。それは、遊びにおいて幼児の主体的な力が発揮され、生きる力の基礎ともいべき生きる喜びを味わうことが大切だからである。幼児は遊びの中で能動的に対象にかかわり、自己を表出する。そこから、外の世界に対する好奇心がはぐくまれ、探し、物事について思考し、知識を蓄えるための基礎が形成される。また、幼児期に主体性を身に付けることは、幼児が障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服しようとする態度や習慣などを培うことによく影響を及ぼすと言える。さらに、ものや人とのかかわりにおける自己表出を通して自我を形成するとともに、自分を取り巻く社会への感覚を養う。このようなことが幼稚部における教育の広い意味での役割ということができる。

幼稚部における教育は、その後の学校教育全体の生活や学習の基盤を培う役割も担っている。この基盤を培うとは、小学部以降の子どもの発達を見通した上で、幼児期に育てるべきことを幼児期にふさわしい生活を通してしっかりと育てることである。そのことが小学部以降の生活や学習においても重要な自ら学ぶ意欲や自ら学ぶ力、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための力を養うことにつながる。

また、地域の人々が障害のある幼児の成長に关心を抱くことは、家庭と幼稚部以外の場が幼児の成長に関与することとなり、幼児の発達を促す機会を増やすことになる。さらに、幼稚部が家庭と協力して教育を進めることにより、保護者が家庭教育とは異なる視点から幼児へのかかわりを幼稚部において見ることができ、視野を広げるようになるなど保護者の変容も期待できる。

このようなことから、幼稚部は、地域における特別支援教育のセンターとしての役割を家庭や地域との関係において果たすことも期待される。（第3章第3節 特に留意する事項 6 特別支援教育のセンターとしての幼稚部運営（113ページ）を参照）

## 第2節 幼稚部における教育と幼稚部教育要領

幼稚部においては、3歳から小学部に入学するまでの幼児を入学させて教育を行っている。我が国の特別支援学校については、学校教育法第72条に教育の目的が示されているところであるが、学校教育法第77条及び学校教育法施行規則第129条に基づき、これを更に具体化して、幼稚部教育要領により、幼稚部の教育課程の基準を示すものである。

それぞれの学校においては、この幼稚部教育要領に述べられていることを基にして、幼児期にふさわしい教育の展開を目指す幼稚部の教育の在り方を理解し、幼児の障害の状態や心身の発達、学校や地域の実態に即し、教育課程を編成することが大切である。

### 第3節 幼稚部における教育の基本（第1章の第1　幼1ページ）

#### 第1章 総 則

##### 第1 幼稚部における教育の基本

幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼稚部における教育は、学校教育法第72条に規定する目的を達成するため、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とする。

このため、教師は幼児との信頼関係を十分に築き、幼児と共によりよい教育環境を創造するように努めるものとする。これらを踏まえ、次に示す事項を重視して教育を行わなければならない。

- 1 幼児は安定した情緒の下で自己を十分に発揮することにより発達に必要な体験を得ていくものであることを考慮して、幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活が展開されること。
- 2 幼児の自発的な活動としての遊びは、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習であることを考慮して、遊びを通しての指導を中心として第2章に示すねらいが総合的に達成されること。
- 3 幼児の発達は、心身の諸側面が相互に関連し合い、多様な経過をたどって成し遂げられていくものであること、また、幼児の生活経験がそれぞれ異なることなどを考慮して、幼児一人一人の特性に応じ、発達の課題に即した指導を行うこと。

その際、教師は、幼児の主体的な活動が確保されるよう幼児一人一人の行動の理解と予想に基づき、計画的に環境を構成しなければならない。この場合において、教師は、幼児と人やものとのかかわりが重要であることを踏まえ、物的・空間的環境を構成しなければならない。また、教師は、幼児一人一人の活動の場面に応じて、様々な役割を果たし、その活動を豊かにしなければならない。

##### 1 人格形成の基礎を培うこと

教育は、子どもの望ましい発達を期待し、子どものもつ潜在的な可能性に働き掛け、その人格の形成を図る営みである。特に、幼児期の教育は、生涯にわ

たる人格形成の基礎を培う重要な役割を担っている。

幼児一人一人の潜在的な可能性は、日々の生活の中で出会う環境によって開かれ、環境との相互作用を通して具現化されていく。幼児は、環境との相互作用の中で、体験を深め、そのことが幼児の心を揺り動かし、次の活動を引き起こす。こうした体験の連なりが幾筋も生まれ、幼児の将来へつながっていく。

そのため、幼稚部では、幼児の生活や遊びといった直接的・具体的な体験を通して、人とかかわる力や思考力、感性や表現する力などをはぐくみ、人間として、社会とかかわる人として生きていくための基礎を培うことが大切である。

## 2 環境を通して行う教育

### (1) 環境を通して行う教育の意義

一般に、幼児期は自分の生活を離れて知識や技能を一方向的に教えられて身に付けていく時期ではなく、生活の中で自分の興味や欲求に基づいた直接的・具体的な体験を通して、人間形成の基礎となる豊かな心情、物事に自分からかかわろうとする意欲や健全な生活を営むために必要な態度などが培われる時期であることが知られている。すなわち、この時期の教育においては、生活を通して幼児が周囲に存在するあらゆる環境からの刺激を受け止め、自分から興味をもって環境にかかわることによって様々な活動を展開し、充実感や満足感を味わうという体験が重視されなければならない。

本来、人間の生活や発達は、周囲の環境との相互関係によって行われるものであり、それを切り離して考えることはできない。特に、幼児期は心身の発達が著しく、環境からの影響を大きく受ける時期である。したがって、この時期にどのような環境の下で生活し、その環境にどのようにかかわったかが将来にわたる発達や人間としての生き方に重要な意味をもつことになる。

幼稚部は、幼児期にふさわしい幼児の生活を実現することを通して、その発達を可能にする場である。そのためには、家庭や地域と連携を図りながら、幼稚部でこそ得られる経験が実現できるようにする必要がある。

したがって、幼稚部における教育においては、学校教育法第72条に規定された目的が達成されるよう、幼児期の発達の特性を踏まえ、幼児の障害の状態や生活の実情に即した教育内容を明らかにして、それらが生活を通して幼児の中に育てられるように計画性をもった適切な教育が行われなければならない。つまり、幼稚部における教育においては、教育内容に基づいた計画的な環境をつくり出し、その環境にかかわって幼児が主体性を十分に発揮して展開する生活を通して、望ましい方向に向かって幼児の発達を促すようにすること、すなわち「環境を通して行う教育」が基本となるのである。

特に、幼児の障害の状態や発達の程度には、著しい個人差が見られるので、「環境を通して行う教育」においては、この点を十分に考慮して、一人一人の幼児に適した環境を整えるよう配慮する必要がある。

## (2) 幼児の主体性と教師の意図

このような環境を通して行う教育は、幼児の主体性と教師の意図がバランスよく絡み合って成り立つものである。

幼稚部における教育が目指しているものは、幼児が一つ一つの活動を効率よく進めるようになることではなく、幼児が自ら周囲に働き掛けてその幼児なりに試行錯誤を繰り返し、自ら発達に必要なものを獲得しようとする意欲や生活を営む態度、豊かな心、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な態度や習慣などをはぐくむことである。このような心情、意欲、態度などは、いろいろな活動を教師が計画したとおりに、すべてを行わせることにより育てられるものではない。幼児が自ら周囲の環境に働き掛けて様々な活動を生み出し、それが幼児の意識や必要感、あるいは興味などによって連続性を保ちながら展開されることを通して育てられていくものである。

つまり、教師主導の一方的な保育の展開ではなく、一人一人の幼児が教師の援助の下で主体性を發揮して活動を展開していくことができるような幼児の立場に立った保育の展開である。活動の主体は幼児であり、教師は活動が生まれやすく、展開しやすいように意図をもって環境を構成していく。もとより、ここでいう環境とは物的な環境だけでなく、教師や友達とのかかわりを含めた状況すべてである。幼児は、このような状況が確保されて初めて十分に自己を發揮し、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服して、健やかに発達していくことができるのである。

その際、教師には、常に日々の幼児の生活する姿をとらえることが求められる。教師は、幼児が何に関心を抱いているのか、何に意欲的に取り組んでいるのか、あるいは取り組もうとしているのか、何に行き詰まっているのかなどをとらえる必要があり、そのとらえた姿から、幼児の生活や発達を見通して指導の計画を立てことになる。すなわち、今幼児が取り組んでいることはその幼児にとって十分できることなのか、新たな活動を生み出すことができることなのかなど、これまでの生活の流れや幼児の意識の流れを考慮して指導の計画を立てことになる。しかし、どんなに幼児の願いを受け止め、工夫して計画しても、その中で幼児が何を体験するかは幼児の活動にゆだねるほかはない場合もある。しかし、「幼児をただ遊ばせている」だけでは教

育は成り立たない。幼児をただ遊ばせているだけでは、幼児の主体的な活動を促すことにはならないからである。（本節 幼稚部における教育の基本  
5 教師の役割（43ページ）を参照）

一人一人の幼児に今どのような体験が必要なのだろうかと考え、そのためにはどうしたらよいかを常に工夫し、日々の保育に取り組んでいかなければならぬ。

### （3）環境を通して行う教育の特質

教育は、子どものもつ潜在的な可能性に働き掛け、その人格の形成を図る営みであり、それは、同時に、人間の文化の継承であると言われている。環境を通して行う教育は、幼児との生活を大切にした教育である。幼児が、教師と共に生活する中で、ものや人などの様々な環境と出会い、それらとのふさわしいかかわり方を身に付けていくこと、すなわち、教師の支えを得ながら文化を獲得し、自己の可能性を開いていくことを大切にした教育なのである。幼児一人一人の潜在的な可能性は、幼児が教師と共にする生活の中で出会う環境によって開かれ、環境との相互作用を通して具現化されていく。それゆえに、幼児を取り巻く環境がどのようなものであるかが重要になってくる。

したがって、環境を通して行う教育は、遊具や用具、素材だけを配置して、後は幼児の動くままに任せるといったものとは本質的に異なるものである。もとより、環境に含まれている教育的価値を教師が取り出して直接幼児に押し付けたり、詰め込んだりするものでもない。環境の中に教育的価値を含ませながら、幼児が自ら興味や関心をもって環境に取り組み、試行錯誤を経て、環境へのふさわしいかかわり方を身に付けていくことを意図した教育である。それは同時に、幼児の環境との主体的なかかわりを大切にした教育であるから、幼児の視点から見ると、自由感あふれる教育であると言える。

- 環境を通して行う教育の特質についてまとめてみると、次のとおりである。
- 環境を通して行う教育において、幼児が自ら心身を用いて対象にかかわっていくことで、対象や対象とのかかわり方、さらに、対象とかかわる自分自身について学んでいく。幼児のかかわりたいという意欲から発してこそ、環境との深いかかわりが成り立つ。この意味では、幼児の主体性が何よりも大切にされなければならない。
  - そのためには、幼児が自分から興味をもって、遊具や用具、素材についてふさわしいかかわりができるように、遊具や用具、素材の種類、数量及び配置を考えることが必要である。このような環境の構成への取組により、

幼児は積極性をもつようになり、活動の充実感や満足感が得られるようになる。幼児の周りに意味のある体験ができるような対象を配置することにより、幼児のかかわりを通して、その対象の潜在的な学びの価値を引き出すことができる。その意味においては、テーブルや整理棚など生活に必要なものや遊具、自然環境、教師間の協力体制など幼稚部全体の教育環境が、幼児にふさわしいものとなっているかどうかも検討されなければならない。

- 環境とのかかわりを深め、幼児の学びを可能にするものが、教師の幼児とのかかわりである。教師のかかわりは、基本的には間接的なものとしつつ、長い目では幼児期に幼児が学ぶべきことを学ぶことができるように援助していくことが重要である。また、幼児の意欲を大事にするには、幼児の遊びを大切にして、やってみたいと思えるようにするとともに、試行錯誤を認め、時間を掛けて取り組めるようにすることも大切である。
- 教師自身も環境の一部である。教師の動きや態度は幼児の安心感の源であり、幼児の視線は、教師の意図する、しないにかかわらず、教師の姿に注がれていることが少なくない。物的環境の構成に取り組んでいる教師の姿や同じ仲間の姿があってこそ、その物的環境への幼児の興味や関心が生み出される。教師がモデルとして物的環境へのかかわりを示すことで、充実した環境とのかかわりが生まれてくる。また、障害のある幼児の場合、人的環境としての教師の役割は、幼児の個性の違いとともに、障害の状態、発達の程度などによって異なってくる。教師は、一人一人の幼児の実態を的確に把握し、興味や関心が何に向けられているかを踏まえて適切な働き掛けを行い、幼児が積極的に環境にかかわっていこうとする態度を育てることが大切である。

### 3 幼稚部における教育の基本に関連して重視する事項

環境を通して教育することは幼児の生活を大切にすることである。幼児期には特有の心性や生活の仕方がある。それゆえ、幼稚部で展開される生活や指導の在り方は幼児期の発達の特性や一人一人の幼児の実態にかなったものでなければならない。このようなことから、特に重視しなければならないこととして、「幼児期にふさわしい生活が展開されること」、「遊びを通しての総合的な指導が行われること」、「一人一人の発達の特性に応じた指導が行われること」の3点が挙げられる。

これらの事項を重視して教育を行わなければならないが、その際には、同時に、教師が幼児一人一人の行動の理解と予想に基づき、計画的に環境を構成す

べきこと及び教師が幼児の活動の場面に応じて様々な役割を果たし、幼児の活動を豊かにすべきことを踏まえなければならない。

幼児期の教育は、次の段階の教育に直結することを主たる目標とするものではなく、後伸びする力を養うことを念頭に置いて、将来への見通しをもって、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである。

### (1) 幼児期にふさわしい生活の展開

#### ① 教師との信頼関係に支えられた生活

幼児期は、自分の存在が周囲の大人に認められ、守られているという安心感から生じる安定した情緒が支えとなって、次第に自分の世界を拡大し、自立した生活へと向かっていく。同時に、幼児は自分を守り、受け入れてくれる大人を信頼する。すなわち大人を信頼するという確かな気持ちが幼児の発達を支えているのである。

この時期、幼児は自ら世界を拡大していくために、あらゆることに挑戦し、自分でやりたいという気持ちが強まる。その一方で、信頼する大人に自分の存在を認めてもらいたい、愛されたい、支えられたいという気持ちをもっている。したがって、幼稚部における生活では、幼児は教師を信頼し、その信頼する教師によって受け入れられ、見守られているという安心感をもつことが必要である。その意識の下に、必要なときに教師から適切な援助を受けながら、幼児が自分の力でいろいろな活動に取り組む体験を積み重ねることが大切にされなければならない。それが自立へ向かうことを支えるのである。

#### ② 興味や関心に基づいた直接的な体験が得られる生活

幼児の生活は、そのほとんどは興味や関心に基づいた自発的な活動からなっている。この興味や関心から発した直接的で具体的な体験は、幼児が発達する上で豊かな栄養となり、幼児はそこから自分の生きる世界や環境について多くのことを学び、様々な力を獲得していく。興味や関心から発した活動を十分に行なうことは、幼児に充実感や満足感を与え、それらが興味や関心を更に高めていく。それゆえ、幼稚部における生活では、幼児が主体的に環境とかかわり、十分に活動し、充実感や満足感を味わうことができるようになることが大切である。

#### ③ 友達と十分にかかわって展開する生活

幼児期には、幼児は自分以外の幼児の存在に気付き、友達と遊びたいという気持ちが高まり、友達とのかかわりが盛んになる。相互にかかわること

とを通して、幼児は自己の存在感を確認し、自己と他者の違いに気付き、他者への思いやりを深め、集団への参加意識を高め、自律性を身に付けていく。このように、幼児期には社会性が著しく発達していく時期であり、友達とのかかわりの中で、幼児は相互に刺激し合い、様々なものや事柄に対する興味や関心を深め、それらにかかる意欲を高めていく。それゆえ、幼稚部における生活では、幼児が友達と十分にかかわって展開する生活を大切にすることが重要である。

## (2) 遊びを通しての総合的な指導

### ① 幼児期における遊び

幼児期の生活のほとんどは、遊びによって占められている。遊びの本質は、人が周囲の事物や他の人たちと思うがままに多様な仕方で応答し合うことに夢中になり、ときの経つのも忘れ、そのかかわり合いそのものを楽しむことにある。すなわち遊びは遊ぶこと自体が目的であり、人の役に立つ何らかの成果を生み出すことが目的ではない。しかし、幼児の遊びには幼児の成長や発達にとって重要な体験が多く含まれている。

遊びにおいて、幼児が周囲の環境に思うがままに多様な仕方でかかわるということは、幼児が周囲の環境に様々な意味を発見し、様々なかかわり方を発見するということである。

自発的な活動としての遊びにおいて、幼児は心身全体を働かせ、様々な体験を通して心身の調和のとれた全体的な発達の基礎を築いていくのである。その意味で、自発的活動としての遊びは幼児期特有の学習なのである。したがって、幼稚部における教育は、遊びを通しての指導を中心に行うことが重要である。

また、自立活動の内容に重点を置いた指導を行う場合においても、機械的な反復練習とならないようにし、幼児の自発的な活動としての遊びを通して展開されるよう留意する必要がある。

### ② 総合的な指導

遊びを展開する過程においては、幼児は心身全体を働かせて活動するので、心身の様々な側面の発達にとって必要な経験が相互に関連し合って積み重ねられていく。つまり、幼児期には、諸能力が個別に発達していくのではなく、相互に関連し合い、総合的に発達していくのである。

遊びを通して総合的に発達を遂げていくのは、幼児の様々な能力が一つの活動の中で関連して同時に発揮されており、また、様々な側面の発達が

促されていくための諸体験が一つの活動の中で同時に得られているからである。

一つの遊びを展開する中で、幼児たちはいろいろな経験をし、様々な能力や態度を身に付ける。したがって、具体的な指導の場面では、遊びの中で幼児が発達していく姿を様々な側面から総合的にとらえ、発達にとって必要な経験が得られるような状況をつくることを大切にしなければならない。そして、幼稚部における教育のねらいが総合的に実現するように、常に幼児の遊びの展開に留意し、適切な指導をしなければならない。幼児の生活そのものとも言える遊びを中心に、幼児の主体性を大切にする指導を行おうとするならば、それはおのずから総合的なものとなるのである。

### (3) 一人一人の発達の特性に応じた指導

#### ① 一人一人の発達の特性

幼児を指導する際に、教師はその年齢の多くの幼児が示す発達の姿について心得ておくことは、指導の仕方を大きく誤らないためには必要である。しかし、それぞれ独自の存在としての幼児一人一人に目を向けると、その発達の姿は必ずしも一様ではないことが分かる。

幼児は、一人一人の家庭環境や生活経験も異なっている。それゆえ、一人一人の人や事物へのかかわり方、環境からの刺激の受け止め方が異なってくる。

幼児はその幼児らしい仕方で環境に興味や関心をもち、環境にかかわり、何らかの思いを実現し、発達するために必要ないいろいろな体験をしているのである。幼児のしようとしている行動が、多くの幼児が示す発達の姿から見ると好ましくないと思えることもある。しかし、その行動をし、その行動を通して実現しようとしていることがその幼児の発達にとって大事である場合がしばしばある。それゆえ、教師は、幼児が自ら主体的に環境とかかわり、自分の世界を広げていく過程そのものを発達ととらえ、幼児一人一人の発達の特性（その幼児らしい見方、考え方、感じ方、かかわり方など）を理解し、その特性やその幼児が抱えている発達の課題に応じた指導をすることが大切である。

ここでいう「発達の課題」とは、その時期の多くの幼児が示す発達の姿に合わせて設定されている課題のことではない。発達の課題は幼児一人一人の発達の姿を見つめることにより見いだされるそれぞれの課題である。その幼児が今、興味や関心をもち、行おうとしている活動の中で実現しようとしていることが、その幼児の発達にとって意味がある。したがって、

発達の課題は幼児の生活の中で形を変え、いろいろな活動の中に表現されることもある。

教師は幼児一人一人の発達の特性と発達の課題を把握し、その幼児らしさを損なわないように指導することが大切である。

## ② 一人一人に応じることの意味

①に述べたように、幼児は一人一人が異なった発達の姿を示す。それゆえ、教師は幼児の発達に即して、一人一人に応じた指導をしなければならない。幼児は、自分の要求を満たしてくれる教師に親しみや自分に対する愛情を感じて信頼を寄せるものである。しかし、幼児一人一人に応じるというとき、ただ単にそれぞれの要求にこたえればよいというわけではない。教師の応答は、幼稚部における教育の目指す心情、意欲、態度を育てるために、幼児一人一人の何に応じればよいのかを考えたものでなければならない。

教師は、あるときは幼児の要求に即座にこたえるのではなく、自分で考えさせたり、幼児同士で教え合うように促したりする必要がある。また、同じような要求であっても、幼児に応じてこたえ方を変える必要がある。そのような応答のためには、教師が、幼児の具体的な要求や行動の背後に、意欲や意志の強さの程度、心情の状態（明るい気分、不満に満ちた状態、気落ちした気分など）など幼児の内面の動きを察知することが大切である。そして、その幼児がそれらの要求や行動を通して本当に求めていることは何かを推し量り、その幼児の発達にとってどのような経験が必要かをそれぞれの場面で可能な範囲で把握していることが大切である。

ある意味で一人一人に応じることは、一人一人が過ごしてきた生活を受容し、それに応じるということなのである。それはまず、幼児の思い、気持ちを受け止め、幼児が周囲の環境をどう受け止めているのかを理解すること、すなわち、幼児の内面を理解しようとすることから始まるのである。そして、その幼児が真に求めていることに即して必要な経験を得られるように援助していくのである。このことは、幼児一人一人をかけがえのない存在として見、それぞれ独自の生き方（行動の仕方、表現の仕方など）をしていると考え、その独自性を大切にすることなのである。

ただし、幼児一人一人に応じるとはいっても、いつでも活動形態を個々ばらばらにするということではない。幼稚部は集団の教育力を生かす場である。集団の生活の中で、幼児たちが互いに影響し合うことを通して、一人一人の発達が促されていく。それゆえ、一人一人の発達の特性を生かし

た集団をつくり出すことを常に考えることが大切である。

### ③ 障害の状態に応じた指導

幼児の発達は、生活の中で様々な体験を積み重ねることにより、心身の諸側面が相互に関連し合って成し遂げられていくものである。このような発達の過程は、発達が著しく遅れた幼児の場合も大筋で見れば異なるものではない。

障害のある幼児の発達は、障害の種類や程度と深くかかわっている場合が多い。したがって、幼児の実態に応じた指導を行うためには、この点に留意し、現在の発達がどの段階にあるのかを把握するとともに、その発達の状態に関与している要因をも明らかにする必要がある。その上で、将来の見通しをもった計画を立て、一人一人の幼児の障害の状態に応じた指導が十分に行われるようになることが大切である。

### ④ 一人一人に応じるための教師の基本姿勢

②に述べたように、幼児一人一人に応じた指導をするには、教師が幼児の行動に温かい関心を寄せる、心の動きに応答する、共に考えるなどの基本的な姿勢で保育に臨むことが重要である。

また、一人一人の教師がこのような基本的姿勢を身に付けるためには、自分自身を見つめることが大切である。

一人一人に応じた適切な指導をするために、教師は幼児一人一人の発達の姿や内面を理解する必要があるが、教師の目の前に現れる幼児の姿は教師とのかかわりの下に現れている姿でもある。ところが、幼児たちの中に入っているとき、教師は自分はいったいどういう在り方をしているのか十分意識しているわけではない。

教師には、必ずしも自覚していない仕方で幼児にかかわっている部分がある。それが幼児の姿に影響を及ぼしていることが十分考えられるのである。それゆえ、幼児の姿を理解しようとするならば、教師は幼児とかかわっているときの自分自身の在り方やかかわり方に、少しでも気付いていく必要がある。実際に行った幼児とのかかわりを振り返り、自分自身を見つめることを通して、自分自身に気付いていくことができるのであり、繰り返し、そのように努めることで、幼児一人一人に応じたより適切なかかわりができるようになるのである。

## 4 計画的な環境の構成

2で述べているように、幼稚部における教育は、幼児自らが積極的に事物や他者、自然事象、社会事象など周囲の環境とかかわり、体験することを通して、生きる力の基礎を育て、発達を促すものである。

幼児は遊ぶことが好きであるからといって、教師は、幼児が遊ぶのをただ放っておいてよいわけではない。なぜなら、幼児は常に積極的に環境にかかわって遊び、望ましい方向に向かって発達していくとは限らないからである。幼児が望ましい方向に向かって発達していくことは、幼稚部における教育のねらいに示された方向に向かって発達していくことである。どのような環境にいかにかかわるかを、すべて幼児自身にゆだねていたのでは、偶然の出来事に頼ることとなり、発達に必要な体験を保障することが困難な場合も生じてくる。また、幼児は一人一人興味や関心を向けるものが異なる。一人一人の幼児に幼稚部における教育のねらいが着実に実現されていくためには、幼児が必要な体験を積み重ねていくことができるよう、障害の状態に応じて発達の道筋を見通して、教育的に価値のある環境を計画的に構成していかなければならない。一人一人の幼児がかかわっている活動の各々の展開を見通すとともに、学期、年間、さらに、入学から幼稚部修了までの幼稚部における生活、幼稚部修了後の生活という長期的な視点に立って幼児一人一人の発達の道筋を見通して現在の活動を位置付け、幼児の経験の深まりを見通すことが大切である。そして、望ましい方向へ向かうために必要な経験ができるよう環境を構成していく必要がある。

見通しをもち、計画を立てることによって初めて、幼児が、今、行っている経験の意味を理解し、発達を促すかかわりや環境の構成を考えることができる。しかし、幼児の活動の展開は多様な方向に躍動的に変化するものであり、常に見通しと一致するわけではない。常に活動に沿って環境を構成し直し、その状況での幼児の活動から次の見通しや計画をもち、再構成し続けていくことが必要になるのである。

## ① 幼児の主体的な活動と環境の構成

幼児が意欲をもって積極的に周囲の環境にかかわっていくこと、すなわち、主体的に活動を展開することが幼児期の教育の前提である。幼児が主体的に活動を行うことができるか否かは環境がどのように構成されているかによって大きく左右される。幼児が興味や関心をもち、思わず、かかわりたくなるようなものや人、事柄があり、さらに、興味や関心が深まり、意欲が引き出され、意味のある体験をすることができるように適切に構成された環境の下で、幼児の主体的な活動が生じる。

幼児が主体的に活動できる環境を構成するためには、幼児の周りにある

様々な事物、生き物、他者（友達や教師）、自然事象・社会事象などがそれぞれの幼児にどのように受け止められ、いかなる意味をもつのかを教師自身がよく理解する必要がある。環境を構成するためには、遊具や用具、素材など様々な要素が、遊びを通して幼児の発達にどう影響するかを考える必要もある。また、遊びの中での事物や事象とのかかわりが、発達の過程でどのような違いとなって表れるかを知らなければならない。

幼児の主体的な活動のための環境を構成することは、一言で言えば、幼児を理解することにより可能となる。その時期の幼児の障害の状態、環境の受け止め方や環境へのかかわり方、興味や関心の在り方や方向、1日の生活の送り方などを理解し、そこから幼児一人一人にとって必要な経験を考え、適切な環境を構成するのである。ここで念頭に置かなければならぬことは、教師自身が重要な環境の一つであることである。幼児期には、一緒に生活している大人の影響を特に強く受ける。先に述べたように、教師の存在（身の置き方や行動、言葉、心情、態度など）が幼児の行動や心情に大きな影響を与えていた。したがって、教師は自分も幼児にとって環境の非常に重要な一部となっていることを認識して環境の構成を考える必要がある。

このようにしてあらかじめ構成された環境の下で、幼児は主体的に環境とかかわり、活動を展開する。主体的にかかわるとは、幼児なりに思いや願いをもち続け、かかわっていくことである。幼児の興味や関心は次々と変化し、あるいは深まり、発展していく。それに伴って環境条件も変わらざるを得ない。それゆえ、環境が最初に構成されたまま固定されていては、幼児の主体的な活動が十分に展開されなくなり、経験も豊かなものとはならない。したがって、構成された環境はこのような意味では暫定的な環境と考えるべきであり、教師は幼児の活動の流れや心の動きに即して、常に適切なものとなるように、環境を再構成していかなければならぬのである。

## ② 幼児の活動が精選されるような環境の構成

幼児が積極的に環境とかかわり、活動を展開する場合、その活動は多様な仕方で展開される。この多様な仕方でということは、様々な形態の活動が行われることも意味するし、一つの活動が変容し、新たな発展をしていくことも意味する。幼児一人一人の興味や関心を大切にして指導するためには、様々な形態の活動が行われることも重要である。しかし、幼稚部における教育のねらいを達成していくためには、幼児が活動に没頭し、遊び、充実感や満足感を味わっていくことが重視されなければならない。活動を豊かにすること、いろいろなことをできるようにすることと同じではない。重要なのは、

活動の過程で幼児自身がどれだけ遊び、充実感や満足感を得ているかであり、活動の結果どれだけのことができるようになったか、何ができたかだけをとらえてはならない。なぜなら、活動の過程が意欲や態度をはぐくみ、生きる力の基礎を培っていくからである。

そのためには、一つの活動に没頭して取り組むことができるのも大切である。いろいろな活動を次から次へとやっているのでは、多少の楽しさはあったとしても充実感や満足感を覚えることはできない。それゆえ、教師は幼児が本当にやりたいと思い、専念できる活動を見付けていくことができるよう、つまり、いろいろあり得る活動の中から興味や関心のある活動を選び取っていくことができるよう、しかも、その活動の中で、発達にとって大切な体験が豊かに得られるように環境を構成することが必要である。このような環境の構成は、教師の行動としてみれば、新しい事物を出したり、かかわりを増やしたりしていくことだけではない。反対に、その活動にとって不要なものやかかわりを整理し、取り去ったり、しばらくはそのままにして見守ったりしていくことも必要となる。

幼児の活動が精選される環境を構成するには、幼児の興味や関心の在り方、環境へのかかわり方、障害の状態や発達の実情などを理解することが前提である。その上で幼児が興味や関心のある活動にじっくり取り組むことができるだけの時間、空間、遊具などの確保が重要である。さらに、教師自身が活動に参加するなど、興味や関心を共有して活動への取組を深める指導が重要なとなる。

## 5 教師の役割

幼稚部における人的環境が果たす役割は極めて大きい。幼稚部の中の人的環境とは、担任の教師だけでなく、周りの教師や友達すべてを指し、それぞれが重要な環境となる。特に、幼稚部における教育が環境を通して行う教育であるという点において、教師の担う役割は大きい。一人一人の幼児に対する理解に基づき、環境を計画的に構成し、幼児の主体的な活動を直接援助すると同時に、教師自らも幼児にとって重要な環境の一つであることをまず念頭に置く必要がある。

また、幼稚部は、同年代の幼児が集団生活を営む場であり、幼児一人一人が集団生活の中で主体的に活動に取り組むことができるよう、教師全員が協力して指導に当たることが必要である。

### ① 幼児の主体的な活動と教師の役割

幼稚部における教育においては、幼児の主体的活動としての遊びを中心と

した教育を実践することが何よりも大切である。教師が遊びにどうかかわるのか、教師の役割の基本を理解することが必要であり、そのために教師には、幼児の主体的な遊びを生み出すために必要な教育環境を整えることが求められる。さらに、教師には、幼児との信頼関係を十分に築き、幼児と共によりよい教育環境をつくり出していくことも求められている。そのための教師の役割は、物的・空間的環境を構成する役割と、その環境の下で幼児と適切なかかわりをする役割とがある。

物的・空間的環境を構成する際には、特に幼児とものとのかかわりが重要であることを認識し、物の質や量をどう選択し、空間をどう設定するかを考えていくことが重要である。また、幼児と適切なかかわりをするためには、幼児一人一人の障害の状態や発達の程度等を的確に把握し、理解することが基本となる。教師には、幼児を理解する者としての役割、共同作業を行う者としての役割など、様々な役割を果たすことが求められるのである。（第3章第2節 一般的な留意事項 7 教師の役割（98ページ）を参照）

このような教師の役割を果たすために必要なことは、幼稚部における教育の専門性を磨くことである。その専門性とは、幼稚部における教育の内容を理解し、これらの役割を教師自らが責任をもって日々主体的に果たすことである。

つまり、幼児一人一人の障害の状態や行動、あるいは内面を理解し、心の動きに沿って保育を展開することによって心身の発達を促すよう援助することにある。そのためには、専門家としての自覚と資質の向上に教師が努めることが求められる。

## ② 集団生活と教師の役割

教師が幼児一人一人を理解し、心の動きに応じることは、一人一人の幼児の活動を援助することや幼児と一対一でかかわるようにすることだけを意味するものではない。幼児の主体的な活動は、友達とのかかわりを通してより充実し、豊かなものとなる。そこで、一人一人の思いや活動をつなぐよう環境を構成し、集団の中で個人のよさが生かされるように、幼児同士がかかわり合うことのできる環境を構成していくことが必要である。

集団には、同じものへの興味や関心、あるいは同じ場所にいたことからかかわりが生まれる集団や同じ目的をもって活動するために集まる集団もあれば、学級のようにあらかじめ教師の方で組織した集団もあり、それぞれの集団の中で幼児は多様な経験をする。幼児の障害の状態や発達の特性を踏まえ、それぞれの集団の中で、幼児が主体的に活動し多様な体験ができるように援助していくことが必要である。

幼児期は自我が芽生える時期であり、友達との間で物をめぐる対立や思いの相違による葛藤<sup>かつとう</sup>が起こりやすい。幼児は、それらの経験を通して、相手の気持ちに気付いたり自分の思いを相手に分かってもらうために伝えることの大切さを学んだりしていく。また、自分の感情を抑え、相手のことを思いやる気持ちも学んでいく。この意味で、友達との葛藤<sup>かつとう</sup>が起こることは、幼児の発達にとって大切な学びの機会であると言える。

ここで教師は、幼児一人一人の発達に応じて、相手がどのような気持ちなのか、あるいは自分がどのようにすればよいのかを体験を通して考えたり、人として絶対にしてはならないことや言ってはならないことがあることに気付いたりするように援助することが大切である。また、集団の生活にはきまりがあることに気付き、そのきまりをなぜ守らなければならないかを体験を通して考える機会を与えていくことが重要である。

集団における個々の幼児への指導で大切なことは、幼児が単に集団の中で友達とかかわっていればそれでよいということではない。重要なのは、幼児一人一人が主体的に取り組んでいるかどうかを見極めることである。

また、様々な集団がある中で、学級は幼児にとって仲間意識を培う基本となる集団である。教師は1年間を見通して、幼児の様子をよく見ながら、時期に応じた学級での集団づくりへの援助を行っていかなければならない。

教師が、幼児の心情をよく理解し、受け止め、一人一人のよさを認め、学級として打ち解けた温かい雰囲気づくりを心掛け、幼児が安心して自己を発揮できるようにしていくことが必要である。

また、友達関係がある程度できてくると、決まった友達とだけ遊ぶことも起こってくる。時期を見て、いろいろな友達とかかわり合うきっかけとなる環境の構成や援助をしていくことも教師の役割である。

幼児は、様々な友達とのかかわりの中で、多様な経験をし、よさを相互に認め合い、友達とは違う自分のよさに気付き、自己を形成していく。集団で一つのものを作ったり、それぞれが役割を分担して一つのことを成し遂げたりすることを通して、仲間意識が更に深まる。皆で協力し合うことの楽しさや責任感、達成感を感じるようになり、友達にも分かるようにきちんと自分の思いを主張したり、ときには自分のやりたいことを我慢して譲ったりすることを学んでいくのである。このような集団での活動を通して、自分たちのもの、自分たちの作品、そして、自分たちの学級という意識が生まれ、幼稚部の中の友達やもの、場所などに愛着をもち、大切にしようとする意識が生まれる。

また、幼稚部は、異なる年齢の幼児が共に生活する場である。年齢の異な

る幼児間のかかわりは、年下の者への思いやりや責任感を培い、また、年上の者の行動への憧れ<sup>あこが</sup>を生み、自分もやってみようとする意欲も生まれてくる。このことからも、年齢の異なる幼児が交流できるような環境の構成をしていくことも大切である。

### ③ 教師間の協力体制

幼児一人一人を育てていくためには、教師が協力して一人一人の実情をとらえていくことが大切である。幼児の興味や関心は多様であるため、並行して様々な活動をしている幼児を同時に見ていかなければならない。このためには、教師同士が日ごろから連絡を密にすることが必要であり、その結果、幼稚部全体として適切な環境を構成し、援助していくことができるのである。

連絡を密にすることのよさは、教師が相互に様々な幼児にかかわり、互いの見方を話し合うことで、幼児理解を深められることである。教師は自分と幼児との関係の中で一人一人の幼児を理解している。しかし、同じ幼児について別の教師は違う場面を見ていたり、同じ場でも異なってとらえていたりすることもある。また、幼児自身がそれぞれの教師によって違ったかかわりの姿を見せていることもある。したがって、日々の保育を共に振り返ることで、教師が一人では気付かなかつたことや自分とは違う見方、考え方につれて、幼稚部の教職員全員で一人一人の幼児を育てるという視点に立つことが重要である。

このような教師間の日常の協力と話合いを更に深め、専門性を高め合う場が校内研修である。校内研修では、日々の保育実践記録を基に多様な視点から振り返り、これからの方針を話し合っていくことを通じて、教師間の共通理解と協力体制を築き、教育の充実を図ることができる。教師一人一人のよさを互いに認め合い、教師としての専門性を高めていく機会とすることができる。

そのためには、校長が広い視野と幼稚部における教育に対する識見に基づいてリーダーシップを發揮し、一人一人の教師が生き生きと日々の教育活動に取り組めるような雰囲気をもった幼稚部づくりをすることが求められる。つまり、教師同士が各々の違いを尊重しながら協力し合える開かれた関係をつくり出していくことが、教師の専門性を高め、幼稚部における教育を充実するために大切である。

### ④ 保護者に対する支援

障害のある幼児の発達の状態は、家庭の養育環境とも深くかかわっている。

そのため、保護者との密接な連携の下に指導を行うことが重要である。

教師は、幼児への指導と併せて、保護者が我が子の障害を受容できるよう にしたり、将来の見通しについての過度の不安を取り除くようにしたり、養 育の負担を軽減できるようにしたり、自然な形で幼児とのかかわりができる ようにしたりするなど、保護者の思いを受け止め、精神的な援助や養育に対 する支援を行うように努める必要がある。

子どもを中心として関係諸機関が連携し合うために、個別の教育支援計画 を作成し、それを活用することが求められている。これは、様々な状況にあ る保護者を支援する意味でも有効に活用することが期待されるところである。障害のある幼児については、個別の教育支援計画の作成及び活用を通 して、特に医療や福祉等の関係諸機関との連携についても配慮することが大 切である。（第3章第2節 一般的な留意事項 7 教師の役割（98ページ） を参照）

## 第4節 幼稚部における教育の目標（第1章の第2　幼1ページ）

### 第2 幼稚部における教育の目標

幼稚部では、家庭との連携を図りながら、幼児の障害の状態や発達の程度を考慮し、この章の第1に示す幼稚部における教育の基本に基づいて展開される学校生活を通して、生きる力の基礎を育成するよう次の目標の達成に努めなければならない。

生涯にわたる人間としての健全な発達や社会の変化に主体的に対応し得る能力の育成などを図る上で、幼児期の教育は、その基礎を培うものとして極めて重要である。

幼児は、家庭、地域社会、幼稚部という一連の流れの中で生活している。特に、教育基本法第10条で示されているとおり、家庭は子どもの教育について第一義的責任を有している。幼児が望ましい発達を遂げていくためには、家庭との連携を十分図って個々の幼児に対する理解を深めるとともに、幼稚部での生活の様子なども家庭に伝えていくなど、幼稚部と家庭が互いに幼児の望ましい発達を促すために思っていることを伝え合い、考え合うことが大切である。

幼稚部では、幼稚部教育要領第1章総則の第1に示す幼稚部における教育の基本に基づき、幼稚部における学校生活を展開し、その中で幼児に育つことが期待される心情、意欲、態度を育成して、以下に示す幼稚部における教育の目標を達成するよう努めなければならない。

これらの目標は、学校教育法第72条によって示された目的に基づいて、現在の幼稚部における教育は何を意図して行われればよいかを幼児を取り巻く環境の変化、幼児の障害の状態や発達の実情を踏まえてとらえたものである。

それぞれの幼稚部においては、これらの幼稚部における教育の目標に含まれる意図を十分に理解して、幼児の健やかな成長のために幼児が適切な環境の下で他の幼児や教師と楽しく充実した生活を営む中で、様々な体験を通して生きる力の基礎を育成するようにすることが重要である。

#### 1 学校教育法第23条に規定する幼稚園教育の目標

これは、学校教育法第72条の「特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、

幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。」の前段の幼稚園に準ずる教育を施すを受けて設定された目標である。すなわち、特別支援学校における幼稚部においては、幼稚園に準じた教育を行うため、学校教育法第23条に示された幼稚園教育の目標と同一の目標の達成に努めなければならないことを示している。

#### 学校教育法

第23条 幼稚園における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。
- 二 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。
- 三 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。
- 四 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。
- 五 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。

第72条 特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

2 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な態度や習慣などを育て、心身の調和的発達の基盤を培うようにすること。

学校教育法第23条に規定する目標は、幼稚園と共通であるが、ここに示した目標は、特別支援学校の幼稚部独自の目標である。つまり、学校教育法第72条の後

段の「障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授ける」を受けて設定された目標である。

幼稚部は、幼稚園に準じた教育を行うとともに、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な態度や習慣などを育てることを目的とすることから、幼稚部における教育においては、幼稚園教育の目標と併せて、独自の目標が必要であり、それが特に重要な意義をもつものといえる。

この目標の「障害による学習上又は生活上の困難」とは、例えば、目の病気や目が見えないことなどによってもたらされる日常生活や遊び等の諸活動における様々な困難や不自由な状態を意味している。そこで、幼稚部における教育を通してこのような状態を「改善・克服し自立を図るために必要な態度や習慣などを育て」することが求められているのである。

また、後段の「心身の調和的発達の基盤を培う」ことが目標の第二として求められている。特別支援学校の幼稚部に在籍する幼児の場合は、発達の個人差が大きい。そこで、一人一人の幼児の発達の遅れや不均衡を改善したり、発達の進んでいる側面を更に伸ばすことによって遅れている側面の発達を促すようにしたりする指導を行うなどして「調和的発達の基盤を培うようにすること」が大切である。

今回の改訂では、学校教育法第72条の改正を踏まえ、従前の「障害に基づく種々の困難を改善・克服する」を「障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図る」と改めた。

## 第5節 教育課程の編成（第1章の第3幼1ページ）

### 第3 教育課程の編成

幼稚部では、この章の第2に示す幼稚部における教育の目標の達成に努めることにより、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとする。このことを踏まえ、各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの特別支援学校幼稚部教育要領の示すところに従い、創意工夫を生かし、児童の障害の状態や発達の程度及び学校や地域の実態に即応した適切な教育課程を編成するものとする。

- 1 幼稚部における生活の全体を通して第2章に示すねらいが総合的に達成されるよう、教育課程に係る教育期間や児童の生活経験や発達の過程などを考慮して具体的なねらいと内容を組織しなければならないこと。この場合においては、特に、自我が芽生え、他者の存在を意識し、自己を抑制しようとする気持ちが生まれる児童期の発達の特性を踏まえ、入学から幼稚部修了に至るまでの長期的な視野をもって充実した生活が展開できるように配慮しなければならないこと。
- 2 幼稚部の毎学年の教育課程に係る教育週数は、39週を標準とし、児童の障害の状態等を考慮して適切に定めること。
- 3 幼稚部の1日の教育課程に係る教育時間は、4時間を標準とすること。ただし、児童の障害の状態や発達の程度、季節等に適切に配慮すること。

### 1 教育課程の編成の基本

#### (1) 義務教育及びその後の教育の基礎を培うこと

「幼稚部は、この章の第2に示す幼稚部における教育の目標の達成に努めることにより、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとする」とは、児童期の特性を踏まえた幼稚部における教育をしっかりと行うことが、義務教育及びその後の教育の基礎を培うことにつながることを意味している。

幼稚部教育要領では、幼稚園教育要領に準じて、発達の側面から、心身の健康に関する領域「健康」、人とのかかわりに関する領域「人間関係」、身近な環境とのかかわりに関する領域「環境」、言葉の獲得に関する領域「言葉」、感性と表現に関する領域「表現」が設けられている。また、児童の障害に対応する側面から、その障害による学習上又は生活上の困難の改善・克

服に関する領域「自立活動」が設けられている。幼稚部では、これらに示されている「ねらい」が総合的に達成されるよう教育を行うことにより、生きる力の基礎を育成している。そして、その成果が小学部につながり、より豊かな小学部での学校生活が送れるようになる。なお、幼稚部における教育は、義務教育の基礎を培うことはもとより、義務教育以降の教育の基礎、つまり生涯にわたる教育の基礎を培う重要なものであることを忘れてはならない。

## (2) 教育課程の編成の原則

教育課程の編成に当たっては、国立、公立、私立を問わず、すべての特別支援学校の幼稚部に対して、公教育の立場から、教育基本法や学校教育法などの法令や幼稚部教育要領により種々の定めがなされているので、これらに従って編成しなければならない。その際、学校の長たる校長は、幼稚部全体の責任者として指導性を発揮し、幼稚部の全教職員の協力の下、以下の点を踏まえつつ編成しなければならない。

### (ア) 幼児の障害の状態や発達の程度

各学校の幼稚部において教育課程を編成する場合には、幼児の障害の状態に応じて調和のとれた発達を促すという観点から、幼児の障害の状態の変化や発達の見通しなどをもち、適切な教育課程を編成することが必要である。

### (イ) 幼稚部の実態

各学校の幼稚部の規模、教職員の状況、施設設備の状況などの人的・物的条件の実態はそれぞれの幼稚部によって異なっているため、教育課程の編成に当たっては、このような幼稚部の条件が密接に関連してくる。幼稚部の実態に応じて、効果的な教育活動を実施するためには、これらの条件を客観的に把握した上で、特に、教職員の構成や専門性、遊具や用具の整備状況などについて分析し、教育課程の編成に生かすことが必要である。

### (ウ) 地域の実態

各学校の幼稚部は家庭や地域社会を離れては存在し得ないものである。地域には、学校の存在している地域の状況など生活条件や環境の違いがあり、文化などにそれぞれ特色をもっている。そのため、学校を取り巻く地域社会の実態を十分考慮して、教育課程を編成することが大切である。また、地域の資源（近隣の幼稚園・保育所・小学校、図書館などの社会教育施設、幼稚部の教育活動に協力することのできる人材など）の実態を考慮し、教育課程を編成することが必要である。

なお、幼稚部における教育活動が、教育目標に従ってより一層効果的に

展開していくためには、保護者や地域住民、関係機関等の人々の理解や支援を得ることが大切である。

(エ) 創意工夫を生かすこと

各学校の幼稚部において、地域や学校の実態及び幼児の障害の状態や発達の程度を十分に踏まえ、創意工夫を生かし特色あるものとすることが大切である。

## 2 教育課程の編成

### (1) 教育課程の意義

幼稚部は意図的な教育を目的としており、幼稚部における教育の基本に基づいて展開される幼児期にふさわしい生活を通して、幼稚部における教育の目的や目標の達成に努めることが必要である。このため、幼児の発達を見通し、その発達が可能となるよう、それぞれの時期に必要な教育内容を明らかにし、計画性のある指導を行うことが求められる。

このような意味から、各学校は、その幼稚部における教育期間の全体にわたって幼稚部における教育の目的や目標に向かってどのような道筋をたどって教育を進めていくかを明らかにし、幼児の充実した生活を展開できるような全体計画を示す教育課程を編成して教育を行う必要がある。

教育課程の実施に当たっては、幼稚部における教育の基本である環境を通して行う教育の趣旨に基づいて、幼児の障害の状態や発達の程度、あるいは生活の実情などに応じた具体的な指導の順序や方法をあらかじめ定めた指導計画を作成して教育を行う必要があり、教育課程は指導計画を立案する際の骨格となるものである。

幼稚部教育要領は、学校教育法第77条及び学校教育法施行規則第129条に規定されているとおり、幼稚部における教育課程の基準である。したがって、各学校においては、この幼稚部教育要領に述べられていることを基準として、幼児の障害の状態や発達の程度及び学校や地域の実態に適した教育課程を創意を生かして編成することとなる。

### (2) ねらいと内容を組織すること

幼稚部教育要領の第2章において各領域に示されている「ねらい」と「内容」は、幼稚部における教育の全体を見通しながら幼児の障害の状態や発達の程度等の側面から取り上げたねらいや内容であり、幼稚部における教育の全期間を通して育てるものである。そのため、教育課程の編成に当たっては、幼稚部教育要領に示されている「ねらい」や「内容」をそのまま教育課程に

おける具体的な指導のねらいや内容とするのではなく、幼児の障害の状態や発達の各時期に展開される生活に応じて適切に具体化したねらいや内容を設定する必要がある。そして、それぞれの発達の時期において幼児は主にどのような経験をしていくのか、また、教育目標の達成を図るには、入学から幼稚部修了までを通してどのような指導をしなければならないかを、各領域に示す事項に基づいて明らかにしていく必要がある。

### (3) 幼児期の発達の特性を踏まえること

教育課程の編成に当たっては、幼稚部における教育の内容と方法及び幼児の障害の状態や発達の程度等と生活についての十分な理解をもつことが大切である。特に、幼児期においては、自我が芽生え、自己を表出することが中心の生活から、次第に他者の存在を意識し、他者を思いやったり、自己を抑制したりする気持ちが生まれ、同年代での集団生活を円滑に営むことができるようになる時期へ移行していく。教育課程の編成に当たっては、このような幼児期の発達の特性を十分に踏まえて、幼稚部への入学から修了までの発達の見通しをもち、きめ細かな対応が図られるようにすることが重要である。

### (4) 幼稚部への入学から修了に至るまでの長期的な視野をもつこと

発達の時期をとらえるためには様々な視点があり、それぞれの学校の幼稚部の実情に応じて考えるべきものである。このような視点の一つとして、教育課程が、指導計画を作成し、環境にかかわって展開される生活を通して具体的な指導を行うための基盤となるものであることから、

- ・ 幼児の幼稚部における生活への適応の状態、興味や関心の傾向
- ・ 季節などの周囲の状況の変化などから実際に幼児が展開する生活が大きく変容する時期

をとらえることなども考えられよう。その一例を挙げれば、次のようなものとなる。

- ア) 一人一人の遊びや教師との触れ合いを通して幼稚部における生活に親しみ、安定していく時期
- イ) 周囲の人やものへの興味や関心が広がり、生活の仕方やきまりが分かれり、自分で遊びを広げていく時期
- ウ) 友達とイメージを伝え合い、共に生活する楽しさを知っていく時期
- エ) 友達関係を深めながら自己の力を十分に發揮して生活に取り組む時期
- オ) 友達同士で目的をもって幼稚部における生活を展開し、深めていく時期

発達の各時期にふさわしい具体的なねらいや内容は、第2章の各領域に示された「ねらい」や「内容」のすべてを視野に入れるとともに、幼児の生活の中で、それらがどう相互に関連しているかを十分に考慮して設定していくようになることが大切である。

### (5) 教育課程の編成の実際

教育課程は各学校において、幼稚部の全教師の協力の下に校長の責任において編成するものである。

既に述べたように、幼稚部における教育は法令や幼稚部教育要領に基づいて行われるものであるので、幼稚部の全教師がそれぞれに示されていることについての理解を十分にもつと同時に、実践を通して各学校の実情に即した教育課程となるようになることが大切である。

また、教育の内容や方法が幼児の障害の状態や発達の程度に即したものでなければ、教育の効果を生み出すことができない。そこで、教育課程の編成に当たっては、それぞれの幼稚部に累積されている資料などから一人一人の幼児の障害の状態、発達の過程や実情を的確に把握する必要がある。

さらに、それぞれの幼稚部は、地域環境や学校 자체がもっている人的、物的条件が違っており、それぞれ異なった特色を有している。幼児の生活や発達はそのような条件に大きく影響を受けるものであるので、このような幼稚部や地域の実態を把握して、特色を生かし、創意のある教育課程を編成しなければならない。

編成の手順には一定したものはないが、その一例を挙げれば、およそ次のとおりである。

#### 具体的な編成の手順について（参考例）

##### ① 編成に必要な基礎的事項についての理解を図る。

- ・ 関係法令、幼稚部教育要領などの内容について共通理解を図る。
- ・ 自我の発達の基礎が形成される幼児期の発達、幼児期から児童期への発達についての共通理解を図る。
- ・ 学校や地域の実態、一人一人の幼児の障害の状態や発達の程度等を把握する。
- ・ 社会の要請や保護者の願いなどを把握する。

##### ② 各学校や幼稚部の教育目標に関する共通理解を図る。

- ・ 現在の教育が果たさなければならない課題や期待する幼児像などを明確にして教育目標についての理解を深める。

- ③ 一人一人の幼児の障害の状態の把握に基づいて、指導の目標を明確にする。
- ・ 一人一人の幼児について、その障害による日常生活等における困難点は何かを明らかにし、現在どのような目標を立てて指導するのが望ましいかを検討する。
  - ・ それらの目標に関連した活動や指導が、どのような場面で展開されるかの見通しを立てる。
- ④ 一人一人の幼児の発達の様相の把握に基づいて、今後の発達の過程を見通す。
- ・ 障害のある幼児の発達の程度には個人差が大きいので、まず一人一人の幼児の発達の様相の把握に基づいて、今後の発達の見通しを検討するとともに、幼稚部における生活の中での発達上の目標や課題を設定する。
  - ・ 幼児一人一人の発達の程度と障害の状態がどのようにかかわっているかを検討し、両者の関連を考慮して教育目標がどのように達成されていくかについて、およその予測を立てる。
- ⑤ 具体的なねらいと内容を組織する。
- ・ 一人一人の幼児の障害の状態や発達の程度を考慮して、それぞれの幼児にふさわしい生活が展開されるように、適切で具体的なねらいと内容を設定する。この際、幼児の生活経験や発達の過程等を考慮して、幼稚部における生活全体を通して、幼稚部教育要領の第2章に示す事項が総合的に指導され、達成されるよう配慮する。さらに、一人一人の幼児の障害の状態に応じて、自立活動に重点を置いた指導を行うことについても配慮する。
- ⑥ 教育課程を実施した結果を反省、評価し、次の編成に生かす。

### 3 教育週数

幼稚部において教育課程を編成し、これを実施するに当たっては毎学年の教育課程に係る教育週数は、39週が標準として示されているが、在籍する幼児の障害の状態や発達の程度等を考慮に入れて、学校において適切に定めるよう弾力性をもたせた規定をしている。したがって、学校においては、これらの実態を踏まえて適切な教育週数を定めることになる。

### 4 教育時間

教育課程に係る1日の教育時間については、幼稚部教育要領に示されている

とおり、幼児の幼稚部における教育時間の妥当性及び家庭や地域における生活の重要性を考慮して4時間を標準としている。

それぞれの幼稚部においては、幼児の年齢や障害の状態、発達の程度、あるいは季節の変化、通学に要する時間、寄宿舎における生活の実態など様々な点を考慮に入れて教育時間を定める必要がある。

こうしたことから、弾力性をもたせた規定になっているので、学校において1日の教育時間を適切に定めることが大切である。

この場合、例えば、入学当初、幼児が学校生活に慣れるまでの期間は、1日の教育時間を短くし、慣れるに従って徐々に長くしていくとか、冬季における1日の教育時間を他の季節よりも短くするなどといった工夫も考えられるであろう。

なお、このように4時間を標準としてそれぞれの学校において定められた教育時間については、登校時刻から下校時刻までが教育が行われる時間となる。

## 5 教育課程の評価

### (1) 学校評価における教育課程の評価

#### ① 学校評価に関する法制度

学校評価については、平成19年6月に学校教育法が改正され、学校評価及び情報提供に関する総合的な規定が設けられた。さらに、平成19年10月に学校教育法施行規則が改正され、自己評価・学校関係者評価の実施・公表、評価結果の設置者への報告に関する規定が新たに設けられた。

(参考)

#### ○学校教育法

第42条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るために必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

第43条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

第82条 第26条、第27条、第31条……、第42条から第44条まで、第47条及び第56条から第60条までの規定は特別支援学校に、……、それぞれ準用する。

○学校教育法施行規則

第66条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第67条 小学校は、前条第1項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第68条 小学校は、第66条第1項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

第135条 第43条から第49条まで、……第65条から第68条まで及び第82条の規定は、特別支援学校に準用する。

これにより、特別支援学校は法令上、

- 幼稚部の教育活動その他の幼稚部の運営の状況について自己評価を行い、その結果を公表すること
- 保護者などの幼稚部の関係者による評価（「学校関係者評価」）を行うとともにその結果を公表するよう努めること
- 自己評価の結果・学校関係者評価の結果を設置者に報告することが必要である。

② 幼稚園における学校評価ガイドラインを活用した教育課程の評価

文部科学省は、これらの法令上の規定等を踏まえ、平成20年3月24日に「幼稚園における学校評価ガイドライン」を作成した。その中では、幼稚園の実態に応じて重点的に取り組むことが必要な目標を設定し、その達成に必要な具体的な取組などを評価項目として設定し、その評価項目の達成・取組状況を把握するための指標を設定することが示されている。

幼稚部において、具体的にどのような評価項目・指標などを設定するかは各学校が判断すべきことではあるが、その設定に当たっては、教育課程・指導、保健管理、安全管理、組織運営、研修などの分野から検討することが考えられる。幼稚部においては、例示された項目を網羅的に取り入れるのではなく、その重点目標を達成するために必要な項目・指標などを精選して設定することが期待されるが、教育課程もその重要な評価対象となり得る。その際には、教育課程・指導の分野から、「幼稚園における学校評

価ガイドライン」を参考としつつ、目標を評価するに当たって適切なものを設定することが大切である。

## (2) 教育課程の改善

### ① 改善の意義

教育課程の評価に統一して行われなければならないのは、その改善である。

教育課程についての評価が行われたとしても、これがその改善に活用されなければ、評価本来の意義が発揮されない。このため、幼稚部においては、編成、実施した教育課程が教育目標を効果的に実現する働きをするよう、改善を図ることが求められている。教育課程の改善は、編成した教育課程をより適切なものに改めることであり、幼稚部では教育課程を絶えず改善する基本的態度をもつことが必要である。このような改善によってこそ幼稚部の教育活動が充実するとともにその質を高めることが期待できる。

### ② 改善の方法

教育課程の改善の方法は、幼稚部の創意工夫によって具体的には異なるであろうが、一般的には次のような手順が考えられる。

1. 評価の資料を収集し、検討すること
2. 整理した問題点を検討し、原因と背景を明らかにすること
3. 改善案をつくり、実施すること

指導計画で設定した具体的なねらいや内容などのように、比較的直ちに修正できるもの（第3章第2節 一般的な留意事項 1(5) 反省・評価と指導計画の改善（91ページ）を参照）もあれば、人的、物的諸条件のように、比較的長期の見通しの下に改善の努力をしなければならないものもある。また、個々の部分修正にとどまるものもあれば、全体修正を必要とするものもある。さらに幼稚部内の教職員や設置者の努力によって改善できるものもあれば、家庭や地域の協力を得つつ改善の努力を必要とするものもある。それらのことを見定めて教育課程の改善を図り、一層適切な教育課程を編成するように努めなければならない。

## 第2章 ねらい及び内容等

### 第1節 ねらい及び内容の考え方と領域の編成（第2章 幼3ページ）

#### 第2章 ねらい及び内容等

この章に示すねらいは、幼稚部修了までに育つことが期待される生きる力の基礎となる心情、意欲、態度などであり、内容は、ねらいを達成するために指導する事項である。これらを幼児の発達の側面から、心身の健康に関する領域「健康」、人とのかかわりに関する領域「人間関係」、身近な環境とのかかわりに関する領域「環境」、言葉の獲得に関する領域「言葉」及び感性と表現に関する領域「表現」として、また、幼児の障害に対応する側面から、その障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服に関する領域「自立活動」としてまとめ、示したものである。

各領域に示すねらいは、幼稚部における生活の全体を通じ、幼児が様々な体験を積み重ねる中で相互に関連をもちながら次第に達成に向かうものであること、内容は、幼児が環境にかかわって展開する具体的な活動を通して総合的に指導されるものであることに留意しなければならない。ただし、自立活動については、個々の幼児の障害の状態や発達の程度等に応じて、他の各領域に示す内容との緊密な関連を図りながら、自立活動の内容に重点を置いた指導を行うことについて配慮する必要がある。

なお、特に必要な場合には、各領域に示すねらいの趣旨に基づいて適切な、具体的な内容を工夫し、それを加えても差し支えないが、その場合には、それが第1章の第1に示す幼稚部における教育の基本を逸脱しないよう慎重に配慮する必要がある。

幼稚部における教育は、幼稚部教育要領の第1章の第1に示している幼稚部における教育の基本に基づいて幼児が幼稚部における生活を展開し、その中で心身の発達の基礎となる体験を得たり、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服したりすることによって行われるものである。

幼児期は、生活の中で自発的・主体的に環境とかかわりながら直接的・具体的な体験を通して、生きる力の基礎となる心情、意欲、態度などを身に付けていく時期である。これに加え、障害のある幼児の場合は、障害による学習上又は生活

上の困難を改善・克服し自立を図るための基本的な態度や習慣などを身に付けていく必要がある。したがって、幼稚部における教育においては、このような幼児期の特性や幼児の障害の状態を考慮して、生きる力の基礎となる心情、意欲、態度などがそれぞれの幼児の中に培われるようすることを具体的な目標としてとらえる必要がある。

幼稚部教育要領の第2章「ねらい及び内容等」において、各領域に示されている事項は、幼稚部における教育が何を意図して行われるかを明確にしたものである。すなわち、幼児が生活を通して発達していく姿を踏まえ、幼稚部における教育全体を通して幼児に育つことが期待される心情、意欲、態度、習慣などを「ねらい」とし、それを達成するために教師が指導し、幼児が身に付けていくことが望まれるものと「内容」としたものである。そして、このような「ねらい」と「内容」を、幼児の発達の側面から心身の健康に関する領域「健康」、人とのかかわりに関する領域「人間関係」、身近な環境とのかかわりに関する領域「環境」、言葉の獲得に関する領域「言葉」、感性と表現に関する領域「表現」として示すとともに、幼児の障害に対応する側面から、その障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服に関する領域「自立活動」として示したのである。

しかし、幼児の発達や障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服は、様々な側面が絡み合って相互に影響を与え合いながら遂げられていくものである。各領域に示されている「ねらい」は、幼稚部における生活の全体を通して幼児が様々な体験を積み重ねる中で相互に関連をもちながら次第に達成に向かうものであり、「内容」は、幼児が環境にかかわって展開する具体的な活動を通して総合的に指導されなければならないものである。

このようなことから、幼稚部教育要領第2章の各領域にまとめて示している事項は、教師が幼児の生活を通して総合的な指導を行う際の視点であり、幼児のかかわる環境を構成する場合の視点でもあるということができる。

その意味から、幼稚部における教育の領域は、それぞれが独立した授業として展開される小学部の教科とは異なるので、後述する自立活動の内容に重点を置いた指導は別として、領域別に教育課程を編成したり、特定の活動と結び付けて指導したりするなどの取扱いをしないようにしなければならない。領域の「ねらい」と「内容」の取扱いに当たっては、このような幼稚部における「領域」の性格とともに、自立活動以外の領域の冒頭に示している領域の意義付けを理解し、各領域の「内容の取扱い」を踏まえ、適切な指導が行われるようにしなければならない。

また、第2章に示している事項は幼稚部における教育の全体を見通した「ねらい」であり「内容」であるので、これによって幼稚部において指導すべき具体的

な方向をとらえながら、幼児の障害の状態や発達の程度、地域の実態などに応じて、幼稚部においては具体的なねらいや内容を組織することが必要である。

なお、自立活動については、他の5領域とは異なり、幼児の障害に対応する側面から示された領域であることに留意する必要がある。すなわち、自立活動のねらいと内容は、幼児の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するという観点から示されたものである。したがって、自立活動については、前述したような総合的な指導を通してねらいの達成を図ることも大切であるが、それとともに幼児の障害の状態によっては、自立活動の内容に重点を置いた指導を行い、幼児の全体として調和のとれた発達を促すことも重要である。

また、「特に必要な場合には、各領域に示す「ねらい」の趣旨に基づいて適切な、具体的な内容を工夫し、それを加えても差し支えない」としつつも、「その場合には、それが第1章の第1に示す幼稚部における教育の基本を逸脱しないよう慎重に配慮する必要がある。」としている。これは、自立活動以外の各領域に示す「ねらい」の趣旨に基づいた上で、地域や幼稚部の実態に応じて、幼稚部教育要領に示した内容に加えて教育課程を編成、実施することができるようしているものである。ただし、その場合には、第1章第1に示した幼稚部における教育の基本を逸脱しないよう慎重に配慮する必要がある。つまり、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うことを基本とし、遊びを中心とした生活を通して発達に必要な体験をし、幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすることが重要である。

## 第2節 健康、人間関係、環境、言葉及び表現（第2章 幼3ページ）

### 健康、人間関係、環境、言葉及び表現

ねらい、内容及び内容の取扱いについては、幼稚園教育要領第2章に示すものに準ずるものとするが、指導に当たっては、幼児の障害の状態等に十分配慮するものとする。

健康、人間関係、環境、言葉及び表現のそれぞれのねらい、内容及び内容の取扱いについては、幼稚園教育要領第2章に示すものに準ずるものとされている。ここでいう「準ずる」とは、原則として同一ということを意味しており、それらの取扱いに当たっては、幼児の障害の状態等に十分配慮する必要がある。

このようなことから、特別支援学校の幼稚部における指導に当たっては、これらの各領域のねらい、内容等について、幼稚園教育要領（平成20年3月文部科学省告示第26号）及び幼稚園教育要領解説（平成20年10月文部科学省）を参照するとともに、本編第3章第3節の7で解説した障害種別ごとに留意する事項についても十分に踏まえる必要がある。

## 第3節 自立活動（第2章 幼3ページ）

### 自立活動

#### 1 ねらい

個々の幼児が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

#### 2 内容

##### (1) 健康の保持

- ア 生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。
- イ 病気の状態の理解と生活管理に関すること。
- ウ 身体各部の状態の理解と養護に関すること。
- エ 健康状態の維持・改善に関すること。

##### (2) 心理的な安定

- ア 情緒の安定に関すること。
- イ 状況の理解と変化への対応に関すること。
- ウ 障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関するこ  
と。

##### (3) 人間関係の形成

- ア 他者とのかかわりの基礎に関すること。
- イ 他者の意図や感情の理解に関すること。
- ウ 自己の理解と行動の調整に関すること。
- エ 集団への参加の基礎に関すること。

##### (4) 環境の把握

- ア 保有する感覚の活用に関すること。
- イ 感覚や認知の特性への対応に関すること。
- ウ 感覚の補助及び代行手段の活用に関すること。
- エ 感覚を総合的に活用した周囲の状況の把握に関するこ  
と。
- オ 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関するこ  
と。

##### (5) 身体の動き

- ア 姿勢と運動・動作の基本的技能に関するこ  
と。
- イ 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関するこ  
と。
- ウ 日常生活に必要な基本動作に関するこ  
と。

- エ 身体の移動能力に関すること。
- オ 作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。

#### (6) コミュニケーション

- ア コミュニケーションの基礎的能力に関すること。
- イ 言語の受容と表出に関すること。
- ウ 言語の形成と活用に関すること。
- エ コミュニケーション手段の選択と活用に関すること。
- オ 状況に応じたコミュニケーションに関すること。

## 1 自立活動の領域の性格

自立活動の領域は、学校教育法第72条の「……幼稚園……に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授ける」という特別支援学校の目的の後段の部分に当たる指導を担っているものである。

また、既に「幼稚部における教育の目標」の2やこの章の第1節で述べたように、幼稚部における自立活動は、児童が障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な態度や習慣などを育て、心身の調和的発達の基盤を培うという観点から設定されたものであり、この意味で他の領域とは性格を異にする領域であるということができる。

## 2 自立活動のねらい及び内容

自立活動のねらいは、幼稚部における生活の全体を通して、児童が障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために期待される態度や習慣などを養い、心身の調和的発達の基盤を培うことによって、自立を目指すことを示したものである。ここでいう「自立」とは、児童がそれぞれの障害の状態や発達の段階等に応じて、主体的に自己の力を可能な限り發揮し、よりよく生きていこうとすることを意味している。

そして、「障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服する」とは、児童の実態に応じ、日常生活や遊び等の諸活動において、その障害によって生ずるつまずきや困難を軽減しようしたり、また、障害があることを受容したり、つまずきや困難の解消のために努めたりすることを明記したものである。なお、「改善・克服」については、改善から克服へといった順序性を示しているものではないことに留意する必要がある。

また、「調和的発達の基盤を培う」とは、一人一人の児童の発達の遅れや不均衡を改善したり、発達の進んでいる側面を更に伸ばすことによって遅れてい

る側面の発達を促すようにしたりして、全人的な発達を促進することを意味している。

このようなねらいを達成するために、教師が指導し、幼児が身に付けることが期待される事項を整理してまとめたものを、自立活動の内容として示している。なお、内容の詳細については、特別支援学校学習指導要領解説　自立活動編の「第6章　自立活動の内容」を参照されたい。

これらのねらいと内容は、いずれも幼児の障害の状態等を前提として必要とされる指導を念頭に置いて示したものである。そのため、0歳から3歳未満の発達を含め、幼児の多様な実態に対応できるように構成されている。

今回の改訂では、学校教育法第72条の改正を踏まえ、従前の「障害に基づく種々の困難」を「障害による学習上又は生活上の困難」に改めた。

### 3　自立活動の指導計画の作成と内容の取扱い

#### 3　指導計画の作成と内容の取扱い

- (1) 自立活動の指導に当たっては、個々の幼児の障害の状態や発達の程度等の的確な把握に基づき、指導のねらい及び指導内容を明確にし、個別の指導計画を作成すること。その際、2に示す内容の中からそれに必要とする項目を選定し、それらを相互に関連付け、具体的に指導内容を設定すること。

幼稚部における自立活動のねらい及び内容は、他の五つの領域すなわち、健康、人間関係、環境、言葉及び表現のねらい及び内容との関連を図り、具体的な活動を通して総合的に指導される場合と、この領域に重点を置いて指導される場合とに大別される。

この規定の前段では、自立活動の指導に当たって、幼児一人一人の実態に基づいた個別の指導計画を作成することを示している。すなわち、幼稚部においては、自立活動に重点を置いて指導を行う場合はもとより、総合的に指導する場合においても、個別の指導計画に基づいて指導する必要がある。

個別の指導計画の作成の手順や様式は、それぞれの学校が幼児の障害の状態や発達の段階等を考慮し、指導上最も効果が上がるようと考えるべきものである。したがって、ここでは、手順の一例を示すこととする。

- ① 個々の幼児の実態（障害の状態、発達や経験の程度、生育歴等）を的確に把握する。
- ② 個々の実態に即した指導のねらいを明確に設定する。

③ 幼稚部教育要領第2章自立活動の2の内容の中から、個々の指導のねらいを達成させるために必要な項目を選定する。

④ 選定した項目を相互に関連付けて具体的な指導内容を設定する。

⑤ 他の領域との関連を図り、指導上留意すべき点を明確にする。

後段では、個別の指導計画に盛り込まれる指導内容は、個々の児童が必要とするものを自立活動の内容の中から選定し、それらを相互に関連付け、具体的に設定するよう示している。

自立活動の内容は、人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素と障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素を挙げ、それらを分類・整理したものである。自立活動の六つの区分は、実際の指導を行う際の「指導内容のまとめ」を意味しているわけではない。つまり、「健康の保持」、「心理的な安定」、「人間関係の形成」、「環境の把握」、「身体の動き」又は「コミュニケーション」のそれぞれの区分に従って指導計画が作成されることを意図しているわけではないので、この点に留意する必要がある。

#### 4 個別の指導計画作成上の留意事項

(2) 個別の指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮すること。

3の(1)では、自立活動の指導に当たっては、個別の指導計画を作成することを明確にしており、従前はこれに続けて、「指導内容を設定する際の配慮事項」が示されていた。

今回の改訂では、個別の指導計画の作成の手順について分かりやすく示す観点から、従前の「指導内容を設定する際の配慮事項」を含めて、「児童の実態の把握」、「指導のねらいの設定」、「具体的な指導内容の設定」、「評価」という個別の指導計画に基づく指導の展開に従って配慮事項を示すよう改めた。

個別の指導計画に基づく指導は、計画(Plan)－実践(Do)－評価(Check)－改善(Action)の過程で進められなければならない。

まず、児童の実態把握に基づき、長期的及び短期的な観点からねらいを設定した上で、具体的な指導内容を検討して計画が作成される。作成された計画に基づいた実践の過程においては、常に児童の学習の状況を評価し指導の改善を図ることが求められる。さらに、評価を踏まえて見直された計画により、児童にとってより適切な指導が展開されることになる。すなわち、評価を通して指導の改善が期待されるのである。

このように、個別の指導計画に基づく指導においては、計画、実践、評価、

改善のサイクルを確立し、適切な指導を進めていくことが極めて重要である。

ア 個々の幼児について、障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、生活や学習環境などの実態を的確に把握すること。

個々の幼児の実態把握は、すべての教育活動に必要なことであるが、自立活動の指導に当たっては、実態の的確な把握に基づいて、個別の指導計画を作成することから特に重要である。このため今回の改訂においては、幼児の障害の状態等の実態を的確に把握することについて新たに示した。

幼児の障害の状態は、一人一人異なっている。自立活動では、それぞれの障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服することをねらいにしているので、必然的に一人一人の指導内容・方法も異なってくる。そのため、個々の幼児について、障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、生活や学習環境などの的確な把握が求められている。ここに実態把握の目的があり、実態把握の内容やその範囲は自立活動の指導を行う観点から明確に整理する必要がある。

実態把握の具体的な内容としては、病気等の有無や状態、生育歴、基本的な生活習慣、人やものとのかかわり、心理的な安定の状態、コミュニケーションの状態、対人関係や社会性の発達、身体機能、視機能、聴機能、知的発達や身体発育の状態、興味・関心、障害の理解に関する事項、学習上の配慮事項、特別な施設・設備や補助用具（機器を含む。）の必要性、進路、家庭や地域の環境等様々なことが考えられる。

幼児の実態を把握する方法としては、観察法、面接法、検査法等の直接的な把握の方法が考えられるが、それぞれの方法の特徴を十分に踏まえながら目的に即した方法を用いることが大切である。幼児の実態を的確に把握するに当たって、保護者等から生育歴や家庭生活の状況を聞いたり、保護者の教育に対する考え方をとらえたりすることは欠くことができないことがある。保護者から話を聞く際には、その心情に配慮し共感的な態度で接することが大切である。また、教育的立場からの実態把握ばかりでなく、心理学的な立場、医学的な立場からの情報を収集したり、幼児が支援を受けている福祉施設等からの情報を収集したりして実態把握を行うことも重要である。

しかしながら、幼児の実態把握が十分に行われないと、個別の指導計画が作成できないというわけではない。その時点で収集した実態把握に基づいて個別の指導計画を作成し、それに基づく指導を通して、実態把握を更に深化させ、

個別の指導計画を修正していくという柔軟な対応も大切である。

なお、このようにして得られた情報は、実際の指導に生かされることが大切であり、個別の指導計画を作成するために必要な範囲に限定するとともに、その情報の適切な管理についても十分留意する必要がある。

イ 実態把握に基づき、長期的及び短期的な観点から指導のねらいを設定し、それらを達成するために必要な指導内容を段階的に取り上げること。

幼児の障害の種類や程度、発達や経験の程度、生育歴などは様々であるので、自立活動の領域に示されているねらいと内容は、すべての幼児に同じように取り上げて指導する性質のものではない。したがって、様々な角度から一人一人の幼児の実態を把握し、長期的及び短期的な指導のねらいを明確にした上で、内容の六つの区分の26の項目の中から必要とする項目を選定し、それらを相互に関連付けて、具体的な指導内容を設定し、段階的に取り上げるようにすることが大切である。その際、一人一人の幼児の現在の障害の状態や発達の程度に着目する必要があるが、それだけではなく、生育歴等を参考にしながら、現在の幼児の実態に関与している要因についても明らかにすることが重要である。また、指導のねらいと指導内容のそれぞれを、総合的な指導として取り上げるべきか、自立活動の内容に重点を置いた指導として取り上げるべきかについても検討する必要がある。いずれの形で指導を行う場合においても、幼児の主体性を重んじ、機械的な反復練習にならないよう留意し、自然な形で活動が展開されるようにしなければならない。

ウ 具体的に指導内容を設定する際には、以下の点を考慮すること。

- (ア) 幼児が興味をもって主体的に取り組み、成就感を味わうことができるような指導内容を取り上げること。
- (イ) 個々の幼児の発達の進んでいる側面を更に伸ばすことによって、遅れている側面を補うことができるような指導内容も取り上げること。

個別の指導計画の作成においては、個々の幼児に長期的及び短期的な観点からねらいを定め、その達成のために必要な指導内容を段階的に取り上げることが重要である。

自立活動の指導に当たっては、2に示す「内容」の中からそれぞれに必要と

する項目を選定し、それらを相互に関連付け、具体的に指導内容を設定することとなるが、その際の配慮事項を示している。

以下に、これらの項目について述べる。

ア 幼稚部における教育においては、一人一人の幼児の実態に即した環境を設定し、幼児はその環境とのかかわりにおいて自発性や自主性を發揮した活動を開き、これらの活動を通して具体的な指導のねらいに迫ることが求められている。自立活動の指導においても、幼児の主体性を重んじ、機械的な反復練習にならないよう留意し、自然な形で活動が展開されるようにしなければならない。また、幼児が結果を予測したり、確かめたりすることのできる具体的な指導内容を設定するなどして、成就感や満足感を味わうことができるようすることも重要である。この成就感や満足感は、次の活動への意欲につながるものとして非常に大切なものである。

イ 具体的な指導のねらいや指導内容の設定に当たっては、一般に幼児の発達の遅れている側面や改善の必要な障害の状態のみに着目しがちである。しかしながら、幼児の発達の遅れた側面やできないことのみにとらわれて、これを伸ばしたり、改善したりすることを目指して指導した場合、効果が現れるのに必要以上に時間を要したり、また、方法によっては幼児の活動や意欲を低下させてしまうことも考えられる。したがって、その幼児の発達の進んでいる側面に着目して、これを更に伸ばすことによって、幼児の意欲を喚起し、遅れている側面の発達や改善を促したり、補ったりできるような活動を取り上げることも大切である。

## 5 評価の活用による指導の改善（第2章3(2) エ）

エ 幼児の活動の状況や結果を適切に評価し、個別の指導計画や具体的な指導の改善に生かすよう努めること。

今回の改訂では、個別の指導計画に基づく自立活動の指導が、適切な評価によって改善される必要があることから、幼児の活動の状況や結果を適切に評価し、個別の指導計画や具体的な指導の改善に生かすよう努めることを、新たに規定した。

自立活動における幼児の活動の評価は、実際の指導が個々の幼児の指導のねらいに照らしてどのように行われ、幼児がその指導のねらいの実現に向けてどのように変容しているかを明らかにするものである。また、幼児がどのような点でつまずき、それを改善するためにどのような指導をしていけばよいかを明

確にしようとするものもある。

自立活動の指導は、教師が幼児の実態を的確に把握した上で個別の指導計画を作成して行われるが、計画は当初の仮説に基づいて立てた見通しであり、幼児にとって適切な計画であるかどうかは、実際の指導を通して明らかになるものである。したがって、幼児の活動状況や指導の結果に基づいて、適宜修正を図らなければならない。

指導の結果や幼児の活動状況を評価するに当たっては、指導のねらいを設定する段階において、幼児の実態に即して、その到達状況を具体的にとらえておくことが重要である。例えば、「友達とのコミュニケーションができるようになる」ことをねらいとして考えた場合、幼児の実態に即して、どのような場面を想定するか、どのような方法を用いることができるかなど、幼児の具体的な行動として評価が可能になるように工夫することが必要である。

指導と評価は一体であると言われるように、評価は幼児の活動の評価であるとともに、教師の指導に対する評価でもある。教師には、評価を通して指導の改善が求められる。したがって、教師自身が自分の指導の在り方を見つめ、幼児に対する適切な指導内容・方法の改善に結び付くことが求められる。幼児の活動の評価に当たっては、教師間の協力の下で、適切な方法を活用して進めるとともに、多面的な判断ができるよう、必要に応じて外部の専門家や保護者等と連携を図っていくことも考慮する必要がある。また、保護者には、活動の評価について説明し、幼児の成長の様子を確認してもらうとともに、幼稚部での生活で身に付けたことを家庭生活でも発揮できるように協力を求めることが大切である。

評価は、幼児にとっても大切であり、例えば、次の活動に取り組む意欲の喚起につながるような工夫が教師には求められよう。また、幼稚部においては、自立活動の時間を設けて指導が行われる場合もあるが、総合的な活動の中で、自立活動の指導を行う場合もある。そうした場合には、様々な側面から評価を進めることも必要になる。

幼児期であることも考慮すると、障害のある部分にとらわれ過ぎないよう留意し、全人的な側面から評価を行うことも大切である。

## 6 他の領域との関連（第2章3(3)）

- (3) 指導計画の作成に当たっては、各領域におけるねらい及び内容と密接な関連を保つように指導内容の設定を工夫し、計画的、組織的に指導が行われるようにすること。

自立活動の指導に当たっては、本節3及び4に述べたように幼稚部教育要領第2章に示されている健康、人間関係、環境、言葉及び表現の五つの領域におけるねらい及び内容と密接な関連を図りながら、一人一人の幼児の指導のねらいに基づいて、自立活動の内容の中から必要とする項目を選定し、それらを相互に関連付けて、具体的な指導内容を設定するように工夫することが大切である。また、指導内容を段階的に取り上げ、必要に応じて総合的な指導を行ったり、自立活動の内容に重点を置いた指導を行ったりして、計画的、組織的に指導が行われるようしなければならない。

自立活動の内容に重点を置いた指導は、個別に、あるいはグループごとに自立活動の時間を設けて行ったり、幼稚部における生活の流れの中で意図的に行ったりすることが考えられる。このような場合においても、幼児が興味をもって意欲的に取り組むことのできる具体的な指導内容や環境を設定することが大切である。

## 7 教師の協力体制（第2章3(4)）

(4) 自立活動の時間を設けて指導する場合は、専門的な知識や技能を有する教師を中心として、全教師の協力の下に効果的に行われるようすること。

自立活動の時間における指導は、専門的な知識や技能を有する教師を中心として全教師の協力の下に一人一人の幼児について個別の指導計画を作成し、実際の指導に当たることが必要である。ここでいう専門的な知識や技能を有する教師とは、特別支援学校の教員の免許状や自立活動を担当する教員の免許状を所有する者をはじめとして、様々な現職研修や自己研修等によって専門性を高め、校内で自立活動の指導的役割を果たしている教師を含めて広くとらえている。

自立活動の指導において中心となる教師は、学校における自立活動の指導の全体計画の作成に際し、担任や養護教諭を含めた全教師の要としての役割を果たすことを意味している。

また、自立活動の時間における指導は、幼児の障害の状態によっては、かなり専門的な知識や技能を必要としているので、いずれの学校においても、自立活動の指導の中心となる教師は、それにふさわしい専門性を身に付けておくことが必要である。

なお、複数の障害種別に対応する特別支援学校においては、それぞれの障害

種別に対応した専門的な知識や技能を有する教師を学校全体で活用できるようになる必要がある。例えば、肢体不自由教育に関する専門的な知識や技能を有する教師は、肢体不自由のある幼児の自立活動の指導を担当するだけでなく、他の障害のある幼児の身体の動きに関する指導計画の作成やその実践において、専門的な知識や技能を發揮することが求められる。

また、複数の障害種別に対応する特別支援学校においては、それぞれの障害種別に十分な対応ができるように、教師の専門性の向上を図るための研修等を充実させる一方で、他の特別支援学校との連携協力を図り、必要に応じて、自立活動の指導についての助言を依頼することなども考えられる。

## 8 専門の医師等との連携協力（第2章3(5)）

(5) 幼児の障害の状態により、必要に応じて、専門の医師及びその他の専門家の指導・助言を求めるなどして、適切な指導ができるようにすること。

自立活動の指導計画の作成や実際の指導に当たっては、専門の医師及びその他の専門家との連携協力を図り、適切な指導ができるようにする必要があるので、本項はこの点について示したものである。

このことは、専門の医師をはじめ、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理学の専門家等各分野の専門家との連携協力については、必要に応じて、指導・助言を求めたり、連絡を密にしたりすることなどを意味している。

幼児の障害の状態や発達の段階等は多様であり、その実態の的確な把握に基づいた指導が必要とされ、ときには、教師以外の専門家の指導・助言を得ることが必要な場合がある。

例えば、内臓や筋の疾患がある幼児の運動の内容や量、脱臼や変形がある幼児の姿勢や動作、極端に情緒が不安定になる幼児への接し方などについては、専門の医師からの指導・助言を得ることが不可欠である。

また、姿勢や歩行、日常生活や作業上の動作、摂食動作やコミュニケーション等について、幼児の心身の機能を評価し、その結果に基づいて指導を進めていくためには、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等からの指導・助言を得ることが大切である。さらに、情緒や行動面の課題への対応が必要な場合には、心理学の専門家等からの指導・助言が有益である。

学校において、幼児の実態の把握や指導の展開に当たって、以上のような専門的な知識や技能が必要である場合には、幼児が利用する医療機関の理学療法士等やその他の外部の専門家と積極的に連携して、幼児にとって最も適切な指

導を行うことが必要である。その際、留意すべきことは、自立活動の指導は教師が責任をもって計画し実施するものであり、外部の専門家の指導にゆだねてしまうことのないようにすることである。つまり、外部の専門家の助言や知見などを指導に生かすことが大切なのである。

このような専門家からの指導・助言を得ることの必要性の有無を判断するのは、当然、自立活動の指導に当たる教師である。したがって、教師は日ごろから自立活動に関する専門的な知識や技能を幅広く身に付けておくとともに、関連のある専門家と連携のとれる体制を整えておくことが大切である。

今回の改訂では、第3章「指導計画の作成に当たっての留意事項」において、家庭及び地域や医療、福祉、保健等の業務を行う関係機関との緊密な連携を図り、長期的な視点で幼児への教育的支援を行うため「個別の教育支援計画」を作成することを示したところである(第3章第1の13)。関係機関との連携に当たっては、個別の教育支援計画を十分活用することが必要である。

## 第4節 環境の構成と保育の展開

### 1 環境の構成の意味

環境の構成において重要なことは、その環境を具体的なねらいや内容にふさわしいものとなるようにすることである。ある具体的なねらいを目指して指導を進めるためには、幼児の生活する姿に即して、その時期にどのような経験を積み重ねることが必要かを明確にし、そのための状況をものや人、場や時間、教師の動きなどと関連付けてつくり出していくことが必要となる。その際、以下に示す環境の構成の意味を踏まえて、幼児が自ら発達に必要な経験を積み重ねていくことができるような環境をつくり出すことが大切である。

#### (1) 状況をつくる

幼児の活動への意欲や主体的な活動の展開は、どのような環境においても自然に生じるというわけではない。まず、環境全体が緊張や不安を感じさせるような雰囲気では、活動意欲は抑制されてしまう。幼児が安心して周囲の環境にかかわるような雰囲気が大切である。その上で、幼児の中に興味や関心がわいてきて、かかわらずにはいられないように、そして、自ら次々と活動を展開していくことができるよう、配慮され、構成された環境が必要である。幼児が主体的に環境にかかわり、豊かな体験をしていくことができるためには、それが可能であるような適切な環境を教師が構成しなければならない。その際必要なことは、幼児の障害の状態や発達の程度だけでなく、幼児の興味や関心の対象、意欲の程度、気分の状態、これまでの経験などを考慮することである。

このように、環境を通して教育を行うためには、幼児が興味や関心をもってかかわることができる環境条件を整えることが必要であるが、それだけでは十分ではない。幼児が環境にかかわることにより、その障害の状態の改善・克服や発達に必要な経験をし、望ましい発達を実現していくようになることが必要である。ただ単に幼児が好き勝手に遊んでいるだけでは、必ずしも発達にとって重要な価値ある体験をするとは限らない。

教師は、一人一人の幼児の中に、今何をはぐくみたいのか、一人一人の幼児がどのような体験を必要としているのかを明確にし、幼児がどのような活動の中でどのような体験をしているのかを考慮しながら、教師としての願いを環境の中に盛り込んでいかなければならない。幼児の主体的な活動を通しての発達は、このように、教師により綿密に配慮され、構成された環境の下で促されるのである。

環境を考えるに当たって、遊具や用具、素材など物的環境をどうするかは大切な問題である。しかし、物だけではなく、その場にいる友達や教師、そのときの自然事象や社会事象、空間的条件や時間的条件、さらには、その場の雰囲気なども幼児の主体的活動や体験の質に影響を与えている。

様々な事柄が相互に関連して、幼児にとって意味のある一つの状況が形成され、その状況の下で、主体的な活動が展開されるのである。すなわち、環境を構成することは、物的、人的、自然的、社会的など、様々な環境条件を相互に関連させながら、幼児が主体的に活動を行い、発達に必要な経験を積んでいくことができるような状況をつくり出すことなのである。

## (2) 幼児の活動に沿って環境を構成する

教師は、幼児が自ら環境にかかり、豊かな体験をしていくことができるよう環境を構成するのであるが、その際、教師は、幼児の活動に沿って環境を構成する必要がある。このためには、教師は幼児の視点に立って環境の構成を考えなければならない。一人一人の幼児が、今何に关心をもっており、何を実現しようとしているのか、活動に取り組む中で苦労しているところはあるのか、その困難はその幼児にとって乗り越えられそうなものなのか、あるいはこの後どんなことに興味が広がっていきそうかなど、幼児の内面の動きや活動への取り組み方、その取組の中で育ちつつあるものを理解することが大切である。

また、幼児の活動に沿って環境を構成することは、教師が環境をすべて準備し、お膳立てをしてしまうことではない。このような状況で幼児が活動をした場合、やり遂げたという充実感や満足感を必ずしも十分に感じられないこともあるであろう。困難な状況を自分で考え、切り開く力が育たなくなってしまうこともあるであろう。幼児が自分たちの遊びのイメージに合った状況を自分たちで考え、つくり出し、遊びを展開していくことで、望ましい発達が実現していく場合もあるということである。幼児は遊ぶことによりその遊びの状況を変え、状況を変えつつ遊びを展開させていく。教師は幼児の遊びにかかるとき、幼児の遊びのイメージや意図が実現するようにアドバイスしたり、手助けしたりして幼児が発達に必要な経験を得られるような状況をつくり出すことが大切である。

このように、教師は幼児の活動の流れに即して、幼児が実現したいことをとらえ、幼児の思いやイメージを生かしながら環境を構成していくことが大切である。このようにして、幼児自身が自ら学び、自ら考える力の基礎をはぐくむことができ、主体性を育てることができるのである。

## 2 保育の展開

### (1) 幼児の生活する姿と指導

幼児の活動に沿った保育の展開に当たっては、幼児の主体性と指導の計画性を関連付けることが重要である。この意味で、生活、計画、保育実践、反省や評価、計画の修正、保育実践という循環の過程が大切である。保育を展開する際には、まず日々の幼児の生活する姿を十分にとらえ、それに基づいて指導計画を立てることが求められる。すなわち、幼児は何に关心を抱いているのか、また、何に意欲的に取り組んでいるのか、あるいは取り組もうとしているのか、何に行き詰まっているのかなどの状況をとらえ、さらに、次の時期の幼児の生活を見通して指導計画を立てることが必要である。幼児が今取り組んでいることを十分できるようにすることや新たな活動を生み出せるようにすることなど、これまでの生活の流れや幼児の意識の流れを考慮して指導計画を作成することになる。

しかし、どんなに願い、工夫して計画しても、その中で幼児が何を体験するかは教師の予想を超える場合が見られる。その幼児の活動が教師の当初の意図どおりでなかったとしても、それもその幼児にとって必要な体験であったかもしれない。しかし、だからといって「幼児をただ遊ばせている」だけでは教育は成立しない。教師が幼児を見守ったり、一緒に活動したりしながら、一人一人の幼児に今どのような経験が必要なのか、そのためにはどうしたらよいかを常に考え、必要な援助を続けることが大切である。

### (2) 活動の理解と援助

幼児の活動は、教師の適切な援助の下で、幼児が環境とかかわることを通して生み出され、展開されるものである。教師は幼児が環境にかかわって展開する具体的な活動を通して発達に必要な経験が得られるよう、援助することが重要である。

幼児が環境とかかわり、活動を生み出すきっかけは様々である。使ってみたい遊具や用具、素材と出会い、それらに触れることから生み出されることもある。教師や友達に誘われて一緒に活動に関心を示すこともある。また、偶然出会った動植物や自然の変化などに興味をもつことから生まれることもある。さらに、異年齢など他の幼児の遊びを見たり、その遊びに参加したりすることもきっかけとなる。

幼児が主体的に活動を展開するからといって、幼児が遊ぶまで何もせず放っておいたり、幼児が遊び始めたままに見守っていたりしていればいいというものではない。教師は、常に幼児が具体的な活動を通して発達に必要な経

験を積み重ねていくよう必要な援助を重ねていくことが大切であり、そのためには活動のきっかけをとらえ、幼児の活動の理解を深めることが大切である。

教師は、幼児と活動を共にしながら、一人一人の幼児が心と体をどのように動かしているのかを感じ取り、それぞれの活動が幼児の発達にとってどのような意味をもつのかを考えつつ、指導を行うことが大切である。

### (3) 環境の構成と再構成

1日の保育が終わった後、教師は幼児の活動の姿を振り返りながら翌日の環境を考える。すなわち、今日から明日への流れを踏まえた上で、幼児の活動が充実し、一人一人が発達に必要な経験を得られるために指導計画を作成し、ものや空間などの環境を構成し、次の日に幼児を迎える。しかし、次の日の保育は必ずしも教師の予想どおりに展開するわけではない。実際の保育の場面では、幼児の心を揺り動かす環境は多種多様にあり、幼児の活動は教師の予想やそれに基づく環境の構成を越えて様々に展開し、新たに幼児が自ら発達に必要な経験を得られる状況をつくり直すことが必要になる。また、教師が必要と考えて構成した環境が幼児に受け入れられないこともある。このようなときには、教師は活動に取り組む幼児の言動等に注意し、幼児の活動が充実するよう援助を重ねながら柔軟に対応していくことが求められる。

教師は、幼児の活動や環境の変化を的確に把握し、物や場といった物的環境をつくり直し、さらに、必要な援助を重ね、幼児の発達にとって意味のある状況をつくり出すことが求められる。この意味で環境の構成は固定的なものではなく、幼児の活動の展開に伴って、常に幼児の発達に意味のあるものとなるように再構成していく必要があるものとしてとらえることが大切である。

## 3 留意事項

### (1) 環境を構成する視点

環境の構成においては、幼児が自分を取り巻いている周囲の環境に意欲的にかかわり、主体的に展開する具体的な活動を通して様々な体験をし、望ましい発達を遂げていくよう促すようにすることが重要である。そのためには、次に示す視点から具体的な環境の構成を考えることが必要である。

#### ① 発達の時期に即した環境

発達の時期に即した環境を構成するためには、幼児の長期的な生活の視点に立つことが必要である。幼児が生活する姿は、発達のそれぞれの時期

によって特徴のある様相が見られる。それは、その時期の環境へのかかわり方、環境の受け止め方の特徴であるということもできよう。具体的なねらいや内容に基づいた環境を構成する際には、発達の時期のこのような特徴をとらえて、どのようにしたらよいかを十分に考える必要がある。

例えば、入学当初の不安や緊張が解けない時期には、幼児は、日ごろ家庭で親しんでいる遊具を使って遊ぼうとしたり、自分が安心できる居場所を求めたりする。教師に対しても一緒に行動することを求める姿が見られる。このような時期には、一人一人の家庭での生活経験を考慮し、幼児が安心して自分の好きな遊びに取り組めるように、物や場を整えることが必要である。また、教師はできるだけ一人一人との触れ合いをもつようにし、その幼児なりに教師や友達と一緒に過ごす楽しさを感じていけるように穏やかな楽しい雰囲気をつくることが大切である。

次第に安定して遊ぶようになると、幼児は同じ場で遊ぶ他の幼児に关心を向けたり、行動の範囲や活動の場を広げたりするようになる。このような時期には、幼児が友達との遊びを安定した状態で進めたり、広げたりできるような場を構成すること、活動の充実に向けて必要な遊具や用具、素材を準備すること、幼児の新たな発想を生み出す刺激となるような働き掛けをすることが大切となる。

やがて、幼児は、友達と一緒に遊ぶ楽しさや様々なものや人とのかかわりを広げ深めていくようになる。このような時期には、友達と力を合わせ、継続して取り組む活動ができる場の構成を工夫することが大切である。また、友達の刺激を受けながら自分の力を十分發揮していくように、探究心や挑戦する意欲を高めるような環境の構成が重要である。

## ② 興味や欲求に応じた環境

幼児が環境に主体的にかかわり、生き生きとした活動を展開するためには、その環境が幼児の興味や欲求に即したものでなければならない。今、幼児がどんなことに興味をもち、どんなことをしたいのかを感じ取り、それを手掛かりとして環境の構成を考えることが大切である。しかし、環境の構成は幼児の望ましい発達を促すためのものであるから、幼児の表面的な興味だけにとらわれるのではなく、今どのような経験をすることが大切なのかを併せて考えていく必要がある。つまり、教師が幼児の中に育ってほしいと思うことや指導のねらいによって、環境を構成することが重要である。幼児は、環境とかかわることによって自分の興味や欲求を満足させながら、自分で課題を見いだして、それを乗り越えることによって充実感

や満足感を味わうのである。興味や欲求が安易に満たされるときには、幼児にとって本当の意味での充実感にならず、次に環境に自らかかわる意欲<sup>かつとう</sup>を生み出す結果とはならないことが少なくない。幼児が生活の中で、葛藤、挫折などの体験をしたり、達成感や満足感を味わったりすることが発達を促す上で大切なことであり、幼児が自分の力で乗り越えられるような困難といった要素も環境の構成の中に含める必要があろう。

さらに、具体的な遊具や用具、素材の配置については、幼児が遊びの中で、実現したいと思っている遊びのイメージや興味などによってそれらは異なってくることを考慮しておくことが大切である。常に、幼児の興味や関心を大切にしながら、活動の充実に向けて幼児と共に環境を構成し、再構成し続けていくことが大切である。

### ③ 生活の流れに応じた環境

幼稚部における教育は、1日を単位とした生活の流れを中心に展開される。幼児は前日の遊びが楽しければ、翌日も続きの遊びをしたいという期待をもち、喜んで登校して来るだろう。また、幼稚部での生活や遊びは家庭と連続して展開される。特に、登校時の幼児の生活行動や遊びへの取組は、家庭での生活とつながっている。下校後に地域や家庭で経験したことを幼稚部で再現して遊ぶこともある。前日から翌日、前週から翌週というように幼児の興味や意識の流れを大切にし、自然な幼稚部における生活の流れをつくり出していくことが大切である。また、天気のよい日は戸外で過ごす、風の強い日であれば風に戯れるなど、季節の変化や自然事象と深くかかわる幼児の生活を大切にして、自然な生活の流れの中で幼児が様々な自然環境に触れることができるようになることも必要である。

さらに、意図性と偶発性、緊張と解放、動と静、室内と屋外、個と集団など、様々なものがバランスよく保たれた自然な生活の流れをつくり出すことが必要であり、偏った環境にならないよう配慮していくことが大切である。

### ④ 障害の状態に配慮した環境

障害のある幼児の場合、具体的な環境の構成を考えるに当たっては、一人一人の幼児の障害の状態や発達の程度を的確に把握して、幼児がもっている力を十分に發揮して活発な活動が展開できるよう留意する必要がある。

例えば、障害の状態に即して遊具を改良したり、使いやすいものを工夫

したりして幼児が活動しやすい状況をつくったり、教師のかかわり方についても、幼児の様々な活動を、障害の状態や発達の程度等に応じて適切に援助し、主体的に環境にかかわることができるようにすることが大切である。

## (2) 保育の展開における教師の役割

幼児が生き生きと活動を展開し、その中で一人一人が着実な発達を遂げていくためには、教師の役割について十分な理解をもつことが大切である。保育の展開において教師のなすべきことは、幼児の生活する姿の中から障害の状態や発達の程度を理解し、適切な環境を幼児の生活に沿って構成し、幼児の活動が充実するように援助することである。具体的には、

- ・ 幼児の発達を見通し、具体的なねらいと内容を設定すること
- ・ 幼児が発達に必要な経験が積み重ねられるような具体的な環境を考えること
- ・ 環境とかかわって生み出された幼児の活動に沿って幼児の障害の状態や発達の程度等を理解すること
- ・ 一人一人の幼児にとっての活動のもつ意味をとらえ、発達に必要な経験を積み重ねていくことができるよう支援をしていくこと

などが挙げられる。

このような保育の展開において、幼児が自ら活動に取り組むためには、何よりも幼児がやってみたいと思う活動に出会う機会がなければならない。しかし、幼児がある活動に興味や関心を抱いたからといって、そのままでは実現に向かうとは限らない。実現の方向に向かっていくためには、その幼児が誰とどのような場でどのような遊具や用具、素材などを用いるかを見守っていく必要がある。そして、その活動に取り組みやすい場をどのようにつくり出すか、どのような遊具や用具、素材が必要か、幼児は何を望んでいるかを考えながら状況づくりをしていかなければならない。さらに、教師は、幼児がその環境にどのようにかかわっていくかをとらえ、かかわりの過程を支え、遊びに没頭して充実感や満足感を味わっていけるようにしていくことが重要である。この場合の環境の構成や援助の仕方は、その活動を通してその幼児に対してどのような成長を願うかという教師の願いと密接な関連をもっている。どのような願いをもっているかによって環境の在り方も援助の仕方も異なるってくるからである。

教師は、幼児の生活する姿の中から発達の実情を理解し、適切な環境を幼児の生活に沿って構成し、幼児の活動が充実するように援助することが大切

である。そのためには、教師は、幼児理解とともに、幼児の身の回りの環境がもつ特性や特質について日ごろから研究し、その教育的価値について理解し、実際の指導場面で必要に応じて活用できるようにしておくことも大切である。その際には、それぞれの環境を大人の視点からとらえるのではなく、自由な発想をする幼児の視点に立ってとらえ、幼児がその対象とのかかわりを通して、どのような潜在的な学びの価値を引き出していくのかを予想し、その可能性を幅広くとらえておくことが大切である。

教師は、環境を見る目を磨いておくことにより、実際の指導場面において、幼児の活動の広がりや深まりに応じて環境を構成することができる。このように、環境のもつ特性や特質について研究を重ねた教師が、計画的に、あるいはそのときの状況に応じて、幼児が発達に必要な体験ができるよう環境を構成していくことにより、幼児は発達に必要な経験をすることができる。

さらに、保育の展開において大切なことは、環境とかかわる教師の姿勢である。環境には、物的環境や人的環境、自然環境や社会環境など様々な環境があるが、そのような環境に教師自身がどのようにかかわっているかということも環境として大きな意味をもってくる。幼児の中には、このような様々な環境に初めて触れる者やどうかかわったらよいか分からぬ者もいる。そのようなときに、幼児は教師や周囲の幼児がその環境にどうかかわるかを見て学んでいく。

このように、自ら環境にかかわる教師の姿は幼児のモデルとして重要な意味をもっている。教師が他の幼児にかかわっている姿を見ることも、幼児にとっては大切な環境としての意味をもつ。例えば、あいさつの口調や立ち居振る舞い、言葉の掛け方や抑揚など、幼児は教師のするようにする。また、遊具や用具をどのように使うのか、どのように操作するのかなど、日々の遊びや生活の中で、教師の言動をよく見てまね、自分たちの遊びに取り入れていく。

また、自然へのかかわり方も同様である。家庭などで自然とあまり触れたことのない幼児は、教師などの触れ方や世話の仕方から学んでいき、自然に触れて遊んだり、生活の中で必要感をもって身近な植物や飼育動物の世話をしたりするようになる。教師が生命を大切にするかかわり方をすれば、幼児もそのようなかかわり方を身に付けていくだろう。その意味で、教師は自分自身の自然や生命へのかかわり方が幼児に大きな影響を及ぼすことを認識する必要がある。

教師が遊びや幼児にかかわる姿を見て、幼児は遊びの楽しさを感じ、また、他の幼児へのかかわり方を学んでいく。教師がある遊びに否定的にかかわれ

ば、幼児はその遊びをしなくなるだろう。このように、教師は遊びへのかかわり方が、同様に重要であることを改めて認識することが大切である。また、教師間で連携する姿や保護者とかかわる姿なども幼児へ影響を及ぼすことになると言えよう。

このように、教師は幼児にとって人的環境として重要な役割を果たしている。教師自身がどのように生活し、環境とどのようにかかわっているかを常に振り返り、考えながらよりよい方向を目指していくことが大切である。

なお、障害を併せ有する幼児や発達が著しく遅れている幼児の場合は、特に、教師の直接的な働き掛けや援助が環境構成の上で重要な役割をもつので、一人一人の幼児の実態に応じた対応を工夫することが大切である。

## 第3章 指導計画の作成に当たっての留意事項

### 第1節 指導計画の考え方（第3章 幼5ページ）

#### 第3章 指導計画の作成に当たっての留意事項

幼稚部における教育は、幼児が自ら意欲をもって環境とかかわることによりつくり出される具体的な活動を通して、その目標の達成を図るものである。

学校においてはこのことを踏まえ、幼児期にふさわしい生活が展開され、適切な指導が行われるよう、次の事項に留意して調和のとれた組織的、発展的な指導計画を作成し、幼児の活動に沿った柔軟な指導を行わなければならない。

#### 1 幼児の主体性と指導の計画性

幼稚部における教育においては、幼児期の発達の特性から、幼児が自ら周囲の環境とかかわり、活動を展開する充実感を十分に味わいながら、発達に必要な体験を重ねていくようになることが大切である。また、幼児が周囲の様々な環境とかかわり、主体性を發揮して営む生活は、生きる力の基礎を培う上で極めて重要な意義をもっている。

しかし、周囲の環境が発達に応じたものでなかったり、活動に対して適切な指導が行われなかったりすれば、幼児の興味や関心が引き起こされず、活動を通しての経験も発達を促すものとはならない。すなわち、幼児が主体的に環境とかかわることを通して自らの発達に必要な経験を積み重ねるためには、幼稚部における生活が計画性をもったものでなければならない。

言い換れば、幼稚部における生活を通して、個々の幼児が幼稚部における教育の目標を達成していくためには、まず、教師が、幼児の障害の状態に応じてそれぞれの発達の時期にどのような経験が必要かなどを見通して、指導の内容や方法を予想して指導計画を立てることが必要である。さらに、具体的な指導においては、あらかじめ立てた計画を念頭に置きながらそれぞれの実情に応じた柔軟な指導をすることが求められる。

このようなことを踏まえ、計画的に指導を行うためには、次の二点が重要である。一つは、発達の見通しや活動の予想に基づいて環境を構成することであり、もう一つは、幼児一人一人の発達を見通して援助することである。この二点を重視することによって、計画性のある指導が行われ、一人一人の発達が促

されていく。

このような指導を展開するに当たっては、校庭の自然環境、テーブルや整理棚など生活に必要な物や遊具、幼稚部全体の教職員の協力関係など、学校全体の物的・人的環境が幼児の障害の状態や幼児期の発達を踏まえて教育環境として十分に配慮されていることが大切である。

## 2 教育課程と指導計画

幼稚部において実際に指導を行うためには、それぞれの学校の教育課程に基づいて幼児の障害の状態や発達の程度に照らし合わせながら、一人一人の幼児が生活を通して必要な経験が得られるような具体的な指導計画を作成する必要がある。

教育課程は、幼稚部における教育期間の全体を見通したものであり、幼稚部における教育目標に向かってどのような筋道をたどっていくかを明らかにした全体的な計画である。その実施に当たっては幼児の生活する姿を考慮して、幼児の障害の状態やそれぞれの発達の時期にふさわしい生活が展開されるよう、具体的な指導計画を作成して適切な指導が行われるようにする必要がある。

また、教育課程は幼稚部における教育期間の全体を見通し、どの時期にどのようなねらいをもってどのような指導を行ったらよいかが全体として明らかになるように、具体的なねらいと内容を組織したものとすることが大切である。

指導計画では、この教育課程に基づいて更に具体的なねらいや内容、環境の構成、教師の援助などといった指導の内容や方法を明らかにする必要がある。指導計画は、教育課程を具体化したものであり、具体化する際には、一般に長期的な見通しをもった年、学期、月あるいは発達の時期などの計画とそれと関連してより具体的な幼児の生活に即した週、日などの短期的な計画の両方を考えることになる。

指導計画は一つの仮説であって、実際に展開される生活に応じて常に改善されるものであるから、そのような実践の積み重ねの中で、教育課程も改善されていく必要がある。

## 3 指導計画と具体的な指導

指導計画は、一人一人の幼児が障害の状態に応じて、幼児期にふさわしい生活を展開して必要な経験を得ていくように、あらかじめ考えた仮説であることに留意して指導を行うことが大切である。幼稚部における教育の基本は環境を通して行うものであり、環境に幼児がかかわって生まれる活動は一様ではない。ときには、教師の予想とは異なった展開も見られる。実際に指導を行う場合に

は、幼児の発想や活動の展開の仕方を大切にしながら、あらかじめ設定したねらいや内容を修正したり、それに向けて環境を再構成したり、必要な援助をしたりするなど、教師が適切に指導していく必要がある。

このように、具体的な指導は指導計画によって方向性を明確にもちながらも、幼児の生活に応じて柔軟に行うものであり、指導計画は幼児の生活に応じて常に変えていくものである。

また、指導計画を作成する際には、一般に一人一人の障害の状態や発達の実情を踏まえながらも、その共通する部分や全体的な様相を手掛かりにして作成されることが多い。しかし、具体的な指導においては、一人一人の幼児が発達に必要な経験を得られるようにするために、個々の幼児の障害の状態や発達の程度、内面の動きなどを的確に把握して、それぞれの幼児の興味や欲求を十分満足させるようにしなければならない。

## 第2節 一般的な留意事項

### 1 指導計画の作成

#### (1) 障害の状態と発達の程度等の把握（第3章の第1の1）

##### 第1 一般的な留意事項

1 指導計画は、幼児の発達に即して一人一人の幼児が幼児期にふさわしい生活を展開し、必要な体験を得られるようにするために、具体的に作成すること。

指導計画の作成では、一人一人の幼児の障害の状態や発達の実情をとらえ、それに沿って幼稚部における生活を見通すことが基本となる。

幼児の障害の状態をとらえるためには、障害の種類や程度、発生時期、進行の状況、あるいは併せ有する障害の有無や程度、日常生活や遊び等における様々な困難、これまでの生活経験など、多様な側面から理解する必要がある。特に、幼稚部における教育を通して改善・克服することが期待されるのは、日常生活や遊び等における様々な困難が中心となるので、この点についての理解が最も大切である。

これらの実態を把握するためには、専門家や専門機関との連携を図ったり、諸検査や行動観察等を行ったりするとともに、家庭での養育にかかわる状況についての情報も可能な限り得るようにすることが重要である。

また、障害の状態は、発達の諸側面に大きな影響を及ぼすことが多い。したがって、幼児の障害の状態と発達の程度との関連についても考慮する必要がある。

一般に、発達を理解するということは、年齢ごとの平均的な発達像と比較してその差異を理解することのように受け止められることがあるが、必ずしもそれだけではない。発達に関する平均や類型は、一人一人の発達を理解する際の参考とはなるが、障害のある幼児一人一人に当てはまるものとは限らないので、この点に留意する必要がある。

幼児の発達は、環境との相互関連で促されていくものであるが、一人一人の幼児の障害の状態や幼稚部の実態、教師のかかわり方、家庭での生活などによって、その発達する姿は異なったものとなる。したがって、それぞれの幼稚部においては、実際に教師が幼児と生活を共にしながら、それぞれの幼児がどのようなことに興味や関心をもってきたか、興味や関心をもったもの

に向かって自分のもてる力をどのように発揮してきたか、友達との関係はどのように変化してきたかなど、一人一人の発達の実情を理解することが大切である。

また、指導計画の作成においては、学級や学年の児童たちがどのような時期にどのような道筋で発達しているかという発達の過程を理解することも必要になる。その際、児童期はこれまでの生活経験により、発達の過程の違いが大きい時期であることに留意しなければならない。特に、3歳児では個人差が大きいので、一人一人の発達の特性としてこのような違いを踏まえて、指導計画に位置付けていくことが必要である。

児童が環境とのかかわりを通して望ましい発達を遂げるためには、その環境の下で展開される生活が、障害の状態や児童期の特性に照らし、ふさわしいものでなければならない。なぜならば、児童の発達は、日々の生活での具体的な事物や人々とのかかわりを通して促されるものであるからである。そのためには、遊びや生活を通して一人一人の児童が発達する姿を理解することが重要であり、それに基づいて幼稚部における生活を見通した具体的な計画を作成することが必要である。

## (2) 具体的なねらいや内容の設定（第3章の第1の2(1)）

2 指導計画の作成に当たっては、次に示すところにより、具体的なねらい及び内容を明確に設定し、適切な環境を構成することなどにより活動が選択・展開されること。

(1) 具体的なねらい及び内容は、幼稚部の生活における児童の発達の過程を見通し、児童の生活の連続性、季節の変化などを考慮して、児童の障害の状態、発達や経験の程度、興味や関心などに応じて設定すること。

各学校の幼稚部においては、教育課程を実施するために、児童の生活に即して具体的に指導計画を作成することが必要である。教育課程で設定しているそれぞれの発達の時期のねらいや内容は、幼稚園生活の全体を見通して考えたものである。このようなねらいや内容が、幼稚部における生活を通してどう実際に具現化していくかについては、指導計画を作成することによって具体的に考えていかなければならない。

具体的なねらいや内容を設定する際には、その幼稚部における児童たちの発達の過程を参考にして、その時期の児童が発達する姿に見通しをもつことやその前の時期の指導計画のねらいや内容がどのように達成されつつあるかその実

態をとらえること、さらに、その次の時期の幼稚部における生活の流れや遊びの展開を見通すことなどが大切である。

このような生活の実態を理解する視点としては、幼児の障害の状態や発達の程度、興味や関心、生活や遊びへの取り組み方の変化、教師や友達との人間関係の変化、さらには、自然や季節の変化など、様々なものが考えられる。

また、このような生活の実態を理解するだけでなく、生活が無理なく継続して展開されていくように、その連続性を重視することが大切である。この連続性については、日々の保育の連続性とともに、幼稚部における生活で経験したことが家庭や地域の生活でも生かされたり、逆に、家庭や地域の生活で経験したことが幼稚部における生活でも生かされたりするなど、幼児の生活全体として連続性をもって展開されるようにすることが大切である。

具体的なねらいや内容の設定に当たっては、教師は幼児と共に生活しながら、その時期に幼児のどのような育ちを期待しているか、そのためにどのような経験をする必要があるかなどを幼児の生活する姿に即して具体的にとらえていくことが大切である。

### (3) 環境の構成（第3章の第1の2(2)）

(2) 環境は、具体的なねらいを達成するために適切なものとなるように構成し、幼児が自らその環境にかかわることにより様々な活動を展開しつつ必要な体験を得られるようにすること。その際、幼児の生活する姿や発想を大切にし、常にその環境が適切なものとなるようにすること。

指導計画を作成し、具体的なねらいや内容として取り上げられた事柄を幼児が実際の保育の中で経験することができるよう、適切な環境をつくり出していくことが重要である。

環境を構成する意味や視点については、本編第2章第4節において詳しく述べている。指導計画の作成において環境の構成を考える際には、場や空間、ものや人、身の回りに起こる事象、時間などを関連付け、また、障害の状態を十分考慮して、幼児が具体的なねらいを身に付けるために必要な経験を得られるような状況をどのようにつくり出していくかを考えることが中心となる。その際、幼児の生活する姿に即してその生活が充実したものとなるように考えることが大切である。

具体的には、指導計画においては、幼児が主体的に活動できる場や空間、適切なものや友達との出会い、さらに、幼児が十分に活動できる時間やその流れ

などを、障害の状態に応じて考えることが必要となるが、その際、いつも教師が環境をつくり出すのではなく、幼児もその中にあって必要な状況を生み出すことを踏まえることが大切である。すなわち、幼児の気付きや発想を大切にしたり、また、幼児のつくり出した場やものの見立て、工夫などを取り上げたりして、それらをどのように生活の中に組み込んでいくかを考えることが重要となる。

また、環境の構成では、教師の果たす役割が大きな意味をもつものであることを考慮して、計画の中に位置付けていくことが大切である。同じ環境であっても、環境にかかわって生み出す活動は一人一人異なるので、幼児の環境との出会いや活動の展開を予想しながら必要な援助を考えていくことが大切である。

#### (4) 活動の展開と教師の援助（第3章第1の2(3)）

(3) 幼児の行う具体的な活動は、生活の流れの中で様々に変化するものであることに留意し、幼児が望ましい方向に向かって自ら活動を展開していくことができるよう必要な援助をすること。

幼児は、具体的なねらいや内容に基づいて構成された環境にかかわって、興味や関心を抱きながら様々な活動を生み出していく。しかし、このようにして、生み出した活動がすべて充実して展開されるとは限らない。ときにはやりたいことが十分できなかったり、途中で挫折してしまったり、友達との葛藤などにより中断してしまったりすることもある。このような場合に、その状況を放置することで、幼児が自信を失ったり、自己実現をあきらめたりすることができないように、その活動のどのような点で行き詰まっているのかを理解し、教師が必要な援助をすることが重要である。

幼児の発想や環境の変化、あるいは他の幼児がかかわることによって、予想を超えた展開になる場合もある。このような場合には、その活動の展開の面白さを大切にしつつ、そこで幼児がどのような体験を積み重ねているのかを読み取りながら必要な援助をしなければならない。

幼児の活動を理解するということは、活動が適当か、教師の期待した方向に向かっているかをとらえるということだけではない。むしろその活動を通して、そこにかかわる幼児一人一人がどのような体験を積み重ねているのか、その体験がそれぞれの幼児にとって充実していて発達を促すことにつながっているのか、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服につながって

いるのかなどを把握することが重要である。教師はそれに基づいて必要な援助を重ねることが求められる。その際、幼児の活動の展開に応じて柔軟に考えていくことが大切であり、教師には状況に応じた多様なかかわりが求められるのである。

#### (5) 反省・評価と指導計画の改善（第3章第1の2）

その際、幼児の実態及び幼児を取り巻く状況の変化などに即して指導の過程についての反省や評価を適切に行い、常に指導計画の改善を図ること。

幼稚部における指導は、幼児理解に基づく指導計画の作成、環境の構成と活動の展開、幼児の活動に沿った必要な援助、反省や評価に基づいた新たな指導計画の作成といった循環の中で行われるものである。指導計画は、このような循環の中に位置し、常に指導の過程について実践を通して反省や評価を行い、改善が図られなければならない。

保育における反省や評価は、このような指導の過程の全体に対して行われるものである。この場合の反省や評価は、幼児の発達の理解と教師の指導の改善という両面から行なうことが大切である。幼児理解に関しては、幼児の生活の実態の理解が適切であったかどうか、幼児の障害の状態や発達の程度の理解が適切であったかどうかなどを重視することが大切である。指導に関しては、指導計画で設定した具体的なねらいや内容が適切であったかどうか、環境の構成が適切であったかどうか、幼児の活動に沿って必要な援助が行われたかどうかなどを重視しなければならない。さらに、これらの反省や評価を生かして指導計画を改善していくことは、充実した生活をつくり出す上で重要である。

また、このような反省や評価を自分一人だけで行なうことが難しい場合も少なくない。そのような場合には、他の教師などに保育や記録を見てもらい、それに基づいて話し合うことによって、自分一人では気付かなかった幼児の姿や自分の保育の課題などを多角的に評価していくことも必要である。

このようにして、教師一人一人の幼児に対する理解や保育についての考え方を深めることが大切であり、そのためには、互いの指導事例をもち寄り、話し合うなどの校内研修の充実を図ることが必要である。

### 2 個別の指導計画の作成（第3章第1の3）

3 幼児の障害の状態などに応じた効果的な指導を行うため、一人一人の幼児の

実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成すること。また、個別の指導計画に基づいて行われた活動の状況や結果を適切に評価し、指導の改善に努めること。

幼稚部に在学する幼児の障害の状態は多様化しており、一人一人の幼児に応じた適切な指導が求められていることから、平成11年の改訂において、自立活動や障害を併せ有する幼児の指導に際して、個別の指導計画を作成することとした。

自立活動の指導は、一人一人の幼児の障害の状態等に応じて、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な態度や習慣等の育成を目指して、個別に行うことが多い。また、障害を併せ有する幼児の実態は極めて多様であるため、その指導に当たっては、一人一人の障害の状態等に応じて、活動を創意工夫することが重要である。したがって、従前から、これらの指導に当たっては、個別の指導計画を作成し、実態把握や指導内容・方法の工夫、評価に生かしてきた。

また、幼稚部においては、一人一人の幼児の障害の状態や発達の程度等に応じて、必要に応じて自立活動に重点を置いた指導が行われるが、総合的な指導の中で、自立活動に配慮して、個別に必要な指導を行う場合もある。

そこで、今回の改訂では、例えば、学級ごとの集団で行う遊びなどの指導計画に、個々の幼児の実態に応じて、一人一人の指導のねらいや、環境設定上又は指導上の配慮などを個別に付記するなどして個別の指導計画を作成し、それに基づく効果的な指導が行われるようにするため、この項目を設けたところである。

個別の指導計画は、各教職員の共通の理解の下に、一人一人に応じた指導を一層進めるためのものであり、幼児の実態や活動の内容等を踏まえて、様式や内容等を工夫して作成することが大切である。

個別の指導計画は、幼児の実態を把握した上で作成されたものであるが、幼児にとって適切な計画であるかどうかは、実際の指導を通して明らかになるものである。したがって、計画（Plan）－実践（Do）－評価（Check）－改善（Action）の過程において、適宜評価を行い、指導内容や方法を改善し、より効果的な指導を行わなければならない。

なお、自立活動の指導における個別の指導計画の作成については、特別支援学校学習指導要領解説　自立活動編において、詳述しているので参考されたい。

個別の指導計画と関連するものに、個別の教育支援計画がある。個別の教育支援計画に関しては、第3章指導計画の作成に当たっての留意事項第2節の12

を参照されたい。

### 3 入学から幼稚部修了までの生活（第3章第1の4）

4 幼児の生活は、入学当初の一人一人の遊びや教師との触れ合いを通して学校生活に親しみ、安定していく時期から、やがて友達同士で目的をもって学校生活を展開し、深めていく時期などに至るまでの過程を様々に経ながら広げられていくものであることを考慮し、活動がそれぞれの時期にふさわしく展開されるようすること。その際、入学当初、特に、3歳児の入学については、家庭との連携を緊密にし、生活のリズムや安全面に十分配慮すること。

指導計画の作成においては、入学から幼稚部修了まで幼児の生活する姿がどのように変容するかという発達の過程をとらえ、発達の見通しをもつことが大切である。障害のある幼児の場合、発達の過程には個人差があることは言うまでもないが、大筋で見ると同じような道筋をたどるものである。

入学から幼稚部修了までの発達の過程を大きくとらえてみると、次のようにまとめられるであろう。入学当初においては、一人一人が好きなように遊んだり、教師と触れ合ったりしながら、学校生活に親しみ、安定へ向かう。安定した生活が得られると次第に周囲の人やものへの興味や関心が広がり、生活の仕方やきまりが分かり、自分でいろいろな遊びに興味をもって取り組むようになる。さらに、友達とイメージを伝え合い、共に生活する楽しさを知り、友達からの刺激を受けて遊びを広げていくようになる。このような過程を経て、友達関係を深めながら自己の力を十分に發揮して生活するようになり、友達同士で目的に向かって活動を展開しながら、友達を思いやったり、自己を抑制したりしたりする気持ちが生まれるようになる。

このような入学から幼稚部修了までの幼児の生活する姿は、学校の実態によって様々であり、それぞれの幼稚部においてその実態に即した方法でとらえることが大切である。

また、発達はそれぞれの時期にふさわしい生活が展開されることによって促されるものである。例えば、入学当初において、自分の好きなものにかかわって過ごすことによって新しい生活の中で安定感をもつようになる。さらに、その安定感をもつことによって、周囲の環境に対して興味や関心をもってかかわるようになり、いろいろな遊びを知っていく。必要な経験を積み重ねることによって初めて望ましい発達が促されていくので、先を急ぎ過ぎたり、幼児にとって意味のある体験となることを見逃してしまったりすることのないようにす

ることが大切である。

なお、入学当初においては、幼稚部における生活がこれまでの生活と大きく異なるので、家庭との連携を緊密にすることによって、個々の幼児の生活に理解を深め、幼児が安心して幼稚部生活を送ることができるように配慮することが必要である。このため、例えば、家庭のように安心できる雰囲気のある教室の環境をつくることなどが考えられる。一人一人のその幼児らしい姿を教師が受け止め、きめ細かくかかわることによって、幼児は安心して自分を表出できるようになり、次第に周りにいる他の幼児の存在に気付き、かかわりがもてるようになっていき、幼児は充実した幼稚部における生活が送れるようになっていく。したがって、幼児の行動や内面を理解する教師の役割は極めて重要である。

特に、3歳児については、自我の芽生え始める時期であること、家庭での生活経験などの差による個人差が大きい時期であることなどの発達の特性を踏まえ、一人一人に応じたきめ細かな指導をする必要がある。また、一人一人の生活の仕方やリズムに配慮して一日の生活の流れを考えることが必要である。さらに、3歳児は周囲の状況を顧みず、興味のままに動いてしまうこともあるので、安全については十分な配慮が必要である。

さらに、国際化の進展に伴い、幼稚部では外国人や海外から帰国した幼児の受入れも見られる。これらの幼児の多くは、日本以外の国での生活経験などを通して、我が国の社会とは異なる言語や生活習慣などを身に付けていますが、その実情は幼児によって異なっている。このため、これらの幼児の受入れに当たっては、教師自身が、当該幼児が暮らしていた国の生活などに关心をもち、理解しようとする姿勢を保ち、一人一人の幼児の実情を把握し、その幼児が安心して自己を十分に發揮することができるよう配慮することが大切である。また、教師や他の幼児との温かい触れ合いの中で、自然に日本語に触れたり、日本の生活習慣に触れたりすることができるよう配慮することも大切である。さらに、幼児が、日本の生活や幼稚部における生活に慣れていくよう、家庭との連携を図ることも大切である。

#### 4 体験の多様性と関連性（第3章第1の5）

5 幼児が様々な人やものとのかかわりを通して、多様な体験をし、心身の調和のとれた発達を促すようにしていくこと。その際、心が動かされる体験が次の活動を生み出すことを考慮し、一つ一つの体験が相互に結び付き、学校生活が充実するようにすること。

幼児が心身共に調和のとれた発達をするためには、幼稚部における生活を通して、発達の様々な側面にかかる多様な体験を重ねることが必要である。体験は人が周囲の環境とかかわることを通してなされるものであることから、幼児がかかる環境が豊かである必要がある。すなわち、様々な人とのかかわり、自然とののかかわり、ものとののかかわり、生き物とののかかわりなど、様々な環境とかかわることができるように、環境を構成する必要がある。このような様々な環境とかかわることを通して、幼児は発達に必要な多様な体験を重ねていく。

多様な体験が大切であるということは、幼児に様々な活動を提供すればよいということではない。幼児が自分で考え、判断し、納得し、行動することを通して生きる力の基礎を身に付けていくためには、むしろ幼児の活動は精選されなければならない。その際特に重要なことは、体験の質である。あることを体験することにより、それが幼児自身の内面の成長につながっていくことこそが大切なことがある。このようなことが生じるのは、幼児が心を動かされることによる。心を動かされるというのは、驚いたり、不思議に思ったり、嬉しくなったり、怒ったり、悲しくなったり、楽しくなったり、面白いと思ったりなど、様々な情動や心情がわいてくることである。このような情動や心情を伴う体験は、幼児が環境に心を引き付けられ、そののかかわりに没頭することにより得られる。そして、そのような体験は幼児の心に染み込み、幼児を内面から変える。また、幼児を内発的に動機付ける。すなわち、その体験から幼児自身が何かを学び、そして新たな興味や関心がわいてくるのである。

このように、心を動かされる体験は幼児自身の中に定着する。そして、次の活動への動機付けにもなるし、一定期間経た後に、新たな活動の中に生きてくることもある。すなわち、一つの体験がその後の体験につながりをもつというように、体験と体験が関連してくるのである。それは、体験の深まりであり、広がりである。

一つ一つの体験は独立したものではなく、他の体験と関連性をもつことにより、体験が深まり、その結果、幼稚部における生活が充実したものとなるのである。幼児の体験が関連性をもつものになっていくためには、教師は次のことを念頭に置く必要がある。

第一は、一人一人の幼児の体験を理解しようと努めることである。そもそも幼児の体験を理解しなければ、体験を次につなげることは不可能である。このとき留意しなければならないことは、体験は幼児一人一人の意識の中でつくられるということである。したがって、同じ活動に参加したからといって、必ずしも全員が同じ体験をするとは限らないので、教師は一人一人の体験に目を向けることが大切である。

第二は、幼児の体験を教師が共有するよう努め、共感することである。心を動かされる体験が重要であるが、それがより強く次の活動への動機付けとなるためには、それを誰かと共有することが大切である。体験を共有し共感し合うことにより、新たな意欲を抱くものであり、教師が幼児の体験に共感するよう努めることが大切なのである。

第三は、ある体験からどのような興味や関心が幼児の心に生じてきたかを理解することである。そして、その興味や関心を幼児が追究できるように環境の構成に配慮し、適切な援助をすることが大切である。

第四は、ある体験から幼児が何を学んだのかを理解することである。幼児の場合、学ぶとは概念的な認識のみを意味するわけではない。言語化されていない諸感覚を通して感じ取ったことも含まれる。教師がそれらの学びを読み取り、幼児がその学びを更に深めたり、発展させたりすることができるよう、環境に配慮することも大切である。

第五は、入学から幼稚部修了までの幼稚部における生活の中で、ある時期の体験が後の時期のどのような体験とつながり得るのかを考えることである。時間的な隔たりをもって幼児の体験の関連性をとらえることは、幼児の学びをより豊かに理解することになる。

以上のような事柄に留意することで、幼児の体験がつながりをもち、学びがより豊かになるように援助することができる所以である。

## 5 長期の指導計画と短期の指導計画（第3章第1の6）

6 長期的に発達を見通した年、学期、月などにわたる長期の指導計画やこれとの関連を保ちながらより具体的な幼児の生活に即した週、日などの短期の指導計画を作成し、適切な指導が行われるようにすること。特に、週、日などの短期の指導計画については、幼児の障害の状態や生活のリズム、幼児を取り巻く環境等に配慮し、幼児の意識や興味の連續性のある活動が相互に関連して幼稚部における生活の自然な流れの中に組み込まれるようにすること。

指導計画には、年、学期、月あるいは発達の時期を単位とした長期の指導計画と、週あるいは日を単位とした短期の指導計画とがある。

長期の指導計画は、それぞれの学校の教育課程に沿って幼児の生活を長期的に見通しながら、具体的な指導の内容や方法を大筋でとらえたものである。長期の指導計画は、これまでの実践の反省や評価、累積された記録などを生かして、それぞれの時期にふさわしい生活が展開されるように作成することが大切

である。その際、季節などの周囲の環境の変化にも留意し、行事なども、幼児の障害の状態や発達の程度、生活を十分に考慮して位置付けることが必要である。

短期の指導計画は、具体的な幼児の生活する姿から一人一人の幼児の障害の状態や発達の程度、興味や関心などをとらえ、長期の指導計画と関連させながら、ねらいや内容、環境の構成、援助などについて実際の幼児の姿に直結して具体的に作成するものである。実際には、幼児の生活の自然な流れや生活のリズム、環境の構成をはじめとする教師の援助の具体的なイメージ、生活の流れに応じた柔軟な対応などを計画することとなる。

その際、特に幼児の生活のリズムについては、一日の生活の中にも、ゆったりとした時間を過ごしたり、心身が活動的で充実感が得られる時間を過ごしたりして、めりはりのある生活を営むことができるようになることが大切である。また、幼児が環境にかかわって展開する活動は、一つ一つが単独で存在するのではなく、互いに関連し合って生活の充実感を得られるものである。幼児の障害の状態や発達の程度、興味や欲求に応じて、活動と休息、日常性と変化、個人とグループや学級全体などについて生活の自然な流れの中で考えていく必要がある。

このようなことから、長期の指導計画は、学校生活の全体を視野に入れて、学年や学級の間の連携を十分図りながら作成する必要があり、全教師の協力の下に作成するのが一般的である。これに対して、短期の指導計画は、各学級の生活に応じた計画であることから、学級担任が自分の学級について原則として作成するものである。しかし、幼児の生活する姿を的確にとらえるためには、他の教師の見方を参考にすることが必要であり、教師同士で情報や意見を交換することが大切である。また、指導計画の作成の手順や形式には一定のものはないので、指導計画が幼児の生活に即した保育を展開するためのよりどころとなるように、各学校において作成の手順や形式を工夫することが大切である。

## 6 学校内の協力体制（第3章第1の7）

7 幼児の行う活動は、個人、グループ、学級全体などで多様に展開されるものであるが、いずれの場合にも、学校全体の教師による協力体制をつくりながら、一人一人の幼児が興味や欲求を十分に満足させるよう適切な援助を行うようにすること。

幼稚部は、同年代の幼児が共に集団生活を営む場である。特に、社会状況の

変化に伴い、家庭や地域で幼児同士が遊ぶ機会が減少している今日、幼稚部の果たす役割は大きい。

集団生活の中で幼児の行う活動は、個人での活動、グループでの活動、学級全体での活動など多様な形態で展開されることが必要である。特に、幼稚部における教育においては、幼児の障害の状態に配慮して、一人一人に応じることが大切にされているが、このことは必ずしも個人の活動のみを重視するということではない。それは、グループや学級全体などいずれの活動においても一人一人が生かされることが必要であることを意味している。そのためには、集団が一人一人の幼児にとって、安心して自己を発揮できる場になっていることが大切であり、教師と幼児、さらに、幼児同士の心のつながりのある集団とならなければならない。

このような指導の充実を図るためにには、学級を基本としながらも、その枠を超えた柔軟な指導方法をとることも必要である。そのためには、学校の教職員全員による協力体制を築き、教職員の誰もが、<sup>だれ</sup>幼児全員の顔や性格などが分かるよう努めることが大切である。そして、幼児や保護者とのコミュニケーションを図り、一人一人の幼児の障害に応じて常に適切な援助ができるようにすることが重要である。

このような学校全体の協力体制を高め、きめの細かい指導の工夫を図るために、チーム・ティーチング（チーム保育）の導入などが考えられる。教師は常に並行して展開する個人あるいはグループの活動を全体として把握することを求められるが、実際には、ある幼児やグループの活動にかかわっていると他の幼児の動きを十分に把握できず、適切な援助ができないことが少なくない。このようなことから、複数の教師が共同で保育を行い、また、幼児理解や保育の展開について情報や意見を交換することによって、一人一人の様子を広い視野からとらえ、きめ細かい援助を行うことが可能になる。

チーム・ティーチング（チーム保育）は、幼児の障害の状態、保育の展開、学級編制、教職員組織などの実態に応じて工夫するとともに、それぞれの教師の持ち味を生かしながらしていくことが大切である。このようなチーム・ティーチング（チーム保育）などによって指導方法を工夫することは、幼児が人とのかかわりや体験を一層豊かにしたり、深めたりして、一人一人の障害の状態や特性等に応じた指導の充実を図る上で重要である。

## 7 教師の役割（第3章第1の8）

8 幼児の主体的な活動を促すためには、教師が多様なかかわりをもつことが

重要であることを踏まえ、教師は、理解者、共同作業者など様々な役割を果たし、幼児の発達に必要な豊かな体験が得られるよう、活動の場面に応じて、適切な指導を行うようにすること。

幼児期の教育は、人間形成の基盤を培うものであり、教師の担う役割は極めて重要である。教師は、幼児の障害の状態を把握し、発達の過程を見通し、具体的なねらい及び内容を設定して、意図をもって環境を構成し、保育を展開しなければならない。その際、幼児の主体性を重視するあまり、「幼児をただ遊ばせている」だけでは、教育は成り立たないということに留意すべきである。教師は、主体的な活動を通して幼児一人一人が着実な発達を遂げていくために、幼児の活動の場面に応じて次のような様々な役割を果たさなければならない。

まず、幼児が行っている活動の理解者としての役割である。集団における幼児の活動がどのような意味をもっているのかをとらえるには、時間の流れと空間の広がりを理解することが大切である。時間の流れとは、幼児一人一人がこれまでの生活や遊びでどのような経験をしているのか、今取り組んでいる活動はどのように展開してきたのかということである。これらを理解するには、学校生活だけではなく、家庭との連携を図り、入学までの生活経験や毎日の下校後や登校までの家庭での様子などを把握することが大切である。特に、障害のある幼児の場合は、障害があるために経験が不足することがあるので、この点に留意する必要がある。また、空間的な広がりとは、自分の学級の幼児がどこで誰と何をしているのかという集団の動きのことであり、これらを理解するには、個々の幼児の動きを重ね合わせ、それを念頭に置くことが大切である。

また、幼児との共同作業者、幼児と共鳴する者としての役割も大切である。幼児は自分の思いを言葉で表現するだけではなく、全身で表現する。幼児に合わせて同じように動いてみたり、同じ目線に立ってものを見つめたり、共に同じものに向かってみたりすることによって、幼児の心の動きや行動が理解できる。このことにより、幼児の活動が活性化し、教師と一緒にできる楽しさから更に活動への集中を生むことへつながっていく。

さらに、<sup>あこが</sup>憧れを形成するモデルとしての役割や遊びの援助者としての役割も大切である。教師がある活動を楽しみ、集中して取り組む姿は、幼児を引き付けるものとなる。「先生のようにやってみたい」という幼児の思いが、事物との新たな出会いを生み出したり、工夫して遊びに取り組んだりすることを促す。幼児は、教師の日々の言葉や行動する姿をモデルとして多くのことを学んでいく。善悪の判断、いたわりや思いやりなど道徳性を培う上でも、教師は一つのモデルとしての大きな役割を果たしている。このようなことから、教師は

自らの言動が幼児の言動に大きく影響することを認識しておくことが大切である。是非善悪を理解させたり、生活上のきまりに気付かせ、それを守らせたりすることについては、幼児一人一人の障害の状態や発達の程度に応じ、体験などを通して理解させ、進んで守ろうとする気持ちをもたせることが大切である。

さらに、幼児の遊びが深まっていかなかったり、課題を抱えたりしているときには、教師は援助を行う必要がある。しかし、このような場合でも、いつどのような援助を行うかは状況に応じて判断することが重要である。教師がすぐに援助することによって幼児が自ら工夫してやろうとしたり、友達と助け合ったりする機会がなくなることもある。また、援助の仕方も、教師がすべてを手伝ってしまうのか、ヒントを与えるだけでよいのか、また、いつまで援助するのかなどを考えなければならない。一人一人の障害の状態や発達の程度に応じた援助のタイミングや援助の仕方を考えることが、自立心を養い、ひいては幼児の生きる力を育てていくことになる。

このような役割を果たすためには、教師は幼児が精神的に安定するためのよりどころとなることが重要である。学校は、幼児にとって保護者から離れ、集団生活を営む場である。学校で安定し、落ち着いた心をもつことが、主体的な活動の基盤である。この安定感をもたらす信頼のきずなは、教師が幼児のありのままを受け入れて、その幼児のよさを認め、一人一人に心を碎くことによって生まれる。その時々の幼児の心情、喜びや楽しさ、悲しみ、怒りなどに共感し、こたえることにより、幼児は教師を信頼し、心を開くようになる。

実際の教師のかかわりの場面では、これらの役割が相互に関連するものであり、状況に応じた柔軟な対応をすることが大切である。そのためには、教師は多角的な視点から幼児の姿をとらえることが必要である。幼児と生活を共にしながら、幼児との対話を通して一人一人の障害の状態や特性、発達の課題を把握し、目前で起こっている出来事からそのことが幼児にとってどのような意味をもつかをとらえる力を養うことが大切である。教師は幼児とかかわる中で、幼児の感動や努力、工夫などを温かく受け止め、励ましたり、手助けしたり、相談相手になったりするなどして心を通わせながら、望ましい方向に向かって幼児自らが活動を選択していくことができるよう、きめ細かな対応をしていくことが大切である。

## 8 家庭や地域社会との連携（第3章第1の9）

9 幼児の生活は、家庭を基盤として地域社会を通じて次第に広がりをもつものであることに留意し、家庭との連携を十分に図るなど、学校生活が家庭や

地域社会と連続性を保ちつつ展開されること。その際、地域の自然、人材、行事や公共施設などの地域の資源を積極的に活用し、幼児が豊かな生活体験を得られるように工夫すること。また、家庭との連携に当たっては、保護者との情報交換の機会を設けたり、保護者と幼児との活動の機会を設けたりなどすることを通じて、保護者の幼児期の教育に関する理解が深まるよう配慮すること。

教育基本法が改正され、第13条には、「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。」と規定された。こうしたことから、特別支援学校の幼稚部においても、家庭や地域社会との連携・協力に努め、幼児の生活の充実と活性化を図ることが大切である。

幼児の生活は、家庭、地域社会、そして、学校と連続的に営まれている。幼児の家庭や地域社会での生活経験が学校において教師や他の幼児と生活する中で、更に豊かなものとなり、学校生活で培われたものが、家庭や地域社会での生活に生かされるという循環の中で幼児の望ましい発達が図られていく。

したがって、指導計画を作成し、指導を行う際には、家庭や地域社会を含め、幼児の生活全体を視野に入れ、幼児の障害の状態、興味や関心の方向や必要な経験などをとらえ、適切な環境を構成して、その生活が充実したものとなるようになることが重要である。このためには、家庭との連携を十分にとって、一人一人の幼児の生活についての理解を深め、学校での生活の様子などを家庭に伝えるなどして、学校と家庭が互いに幼児の望ましい発達を促すための生活を実現していく必要がある。また、幼児が学校において自己を発揮し、生き生きと生活するためには、学校が安心して過ごすことができる場になっていることが大切である。幼児は、保護者の感情や生活態度に影響されることが大きく、保護者が学校や教師に信頼感をもっていれば、幼児も安心して過ごすことができるようになってくる。

さらに、最近の幼児は、情報化社会の中で多くの間接情報に囲まれて生活しているが、自然と触れ合ったり、地域で異年齢の子どもたちと遊んだり、働く人と触れ合ったり、高齢者をはじめ幅広い世代と交流したりするなどの直接的、具体的な体験が不足している。このことから、地域の資源を活用し、幼児の心を揺り動かすような豊かな体験が得られる機会を積極的に設けていく必要がある。

特に、自然の中で幼児が豊かな生活体験をすることが大切であり、家庭との連携を図りながら、近隣の自然公園や自然の中にある宿泊施設の活用なども考

えていくことが必要である。このような学校外の活動は、幼児の発達を十分に考慮した計画の下に実施する必要があり、保護者の参加なども考え、安全に配慮して実施することが必要である。豊かな自然の中で、教師や友達と共に宿泊したり、様々な活動をしたりすることは、自立心を育て、人とかかわる力を養い、幼児の記憶の中に楽しい思い出として残るであろう。

各地域には、それぞれ永年にわたって培われ、伝えられた文化や伝統がある。これらに触れる中で、幼児が、日本やその地域が長い歴史の中ではぐくんできた伝統や文化の豊かさに気付いたりすることもある。また、地域の祭りや行事に参加したりして、自分たちの住む地域に一層親しみを感じたりすることもある。このように、幼児が行事などを通して地域の文化や伝統に十分触れて、豊かな体験をすることも大切である。

家庭との連携に当たっては、保護者が幼児期の教育に関する理解が深まるようになることも必要である。そのためには、情報交換の機会や保育参加などを通じた保護者と幼児との活動の機会を設けたりなどすることが考えられる。情報交換は保護者会などの場を活用するだけでなく、下校時の機会や連絡帳を活用するなど、日々の中で幼児の様子や幼児の成長の姿を伝え合うことが大切である。また、保育参加などを通じて、保護者が幼稚部生活そのものを体験することは、幼稚部における教育を具体的に理解することができるとともに、保護者が幼児と体験や感動を共有することで、幼児の気持ちや言動の意味に気付いたり、幼児の発達の姿を見通したりすることにつながる。子育てへの不安や孤立感を感じている保護者が増える中、教師の幼児へのかかわり方を間近で見ることで、幼児へのかかわり方を学んだり、保護者同士の体験の共有から同じ子育てをする仲間意識を感じたりもする。さらに、保育参加終了後などに、教師との情報交換の機会を設け、保育参加中の幼児の様子、そのときの幼児の気持ち、幼児の状況を踏まえた教師のかかわりなどについて、保護者と話し合うことにより、保護者は、幼稚部における教育や幼児へのかかわり方への理解を一層深めることができる。このような取組を通じて、学校と家庭との連携が深まり、幼児がより豊かな生活が送れるようになることが大切である。

幼稚部においては、様々な機会を通して家庭との連携を図るとともに、保護者が幼稚部における教育や幼児の発達の道筋、幼児とのかかわり方への理解が深まるよう配慮することが大切である。

また、障害のある幼児を受け止めるに当たって、保護者が精神的な援助を必要とする場合もあるので、教師は、その支え手となるとともに、保護者同士が連携協力を図ることができるよう努める必要がある。

## 9 小学部以降の生活や学習の基盤の育成（第3章第1の10）

10 各学校においては、幼稚部における教育が、小学部以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにすること。

幼稚部は、学校教育の一環として、幼児期にふさわしい教育を行うものである。その教育が小学部以降の生活や学習の基盤ともなる。小学部においても、生活科や総合的な学習の時間が設けられており、総合的な指導の重要性が認識されていると言える。

幼児は、幼稚部から小学部に移行していく中で、突然違った存在になるわけではない。発達や学びは連続しており、幼稚部から小学部への移行を円滑にする必要がある。しかし、それは、小学部における教育の先取りをすることではなく、就学前までの幼児期にふさわしい教育を行うことが最も肝心なことである。つまり、幼児が遊び、生活が充実し、発展することを援助していくことである。

学校教育全体においては、いかにして子どもの生きる力をはぐくむかを考えて、各学校の教育課程は編成されなければならない。幼稚部における教育は、幼児期の発達に応じて幼児の生きる力の基礎を育成するものである。特に、幼児なりに好奇心や探究心をもち、問題を見いだしたり、解決したりする力を育てること、豊かな感性を發揮したりする機会を提供し、それを伸ばしていくこと、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する力を育てることなどが大切になる。幼児を取り巻く環境には様々なものがあり、そこでいろいろな出会いが可能となる。その出会いを通して、更に幼児の興味や関心が広がり、疑問をもってそれを解決しようと試みる。幼児は、その幼児なりのやり方やペースで繰り返しいろいろなことを体験してみると、その過程自体を楽しみ、その過程を通して友達や教師とかかわっていく中に幼児の学びがある。このようなことが幼稚部における教育の基本として大切であり、小学部以降の教育の基盤となる。幼稚部においては、このような基盤を充実させることによって、小学部以降の教育との接続を確かなものとすることができます。

幼稚部における教育において、幼児が小学部に就学するまでに、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うことが重要である。創造的な思考の基礎として重要なことは、幼児が出会ういろいろな事柄に対して、自分のしたいことが広がっていきながら、たとえうまくできなくても、そのままあきらめてしまうのではなく、更に考え方を工夫していくことである。うまくできない経験か

ら、「もっとこうしてみよう」といった新たな思いが生まれ、更に工夫し自分の発想を実現できるようにしていく。主体的な態度の基本は、物事に積極的に取り組むことであり、そのことから自分なりに生活をつくっていくことができる。さらに、自分を向上させていこうとする意欲が生まれることである。これらのことは、幼児が主体的に障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服しようとする態度を育てる上でも大切である。それらの基礎が育つてきているか、さらに、それが小学部の生活や学習の基盤へと結び付く方向に向かおうとしているかをとらえる必要がある。また、小学部への入学を念頭に、幼稚部修了が近い時期には、皆と一緒に教師の話を聞いたり、行動したり、きまりを守ったりすることができるように指導を重ねていくことも大切である。さらに、共に協力して目標を目指すということにおいては、幼児期の教育から見られるものであり、小学部教育へつながっていくものであることから、幼稚部における生活の中で協同して遊ぶ経験を重ねることも大切である。

一方、幼稚部のみならず、小学部においても、幼稚部から小学部への移行を円滑にすることが求められる。特に、低学年においては、具体的な体験を重視した活動が行われる。また、生活科と他の教科との合科的な指導も行われている。

このように、幼稚部と小学部がそれぞれ指導方法を工夫し、幼稚部における教育と小学部における教育との円滑な接続が図られることが大切である。

なお、幼稚部における教育と小学部における教育の円滑な接続のためには、教育課程の編成や指導方法の工夫、教師同士が互いの教育内容について相互に理解すること、幼児と児童が活動を共にすることなど、幼稚部と小学部が組織的に連携することが大切である。（幼稚園教育要領解説第3章第1第3節 特に留意する事項 5 小学校との連携（230ページ）を参照）

## 10 幼稚園の幼児等と活動を共にする機会（第3章第1の11）

11 幼児の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性をはぐくむために、学校生活全体を通じて、幼稚園の幼児などと活動を共にすることを計画的、組織的に行うとともに、地域の人々などと活動を共にする機会を積極的に設けること。

障害のある幼児の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性をはぐくむためには、できるだけ早い時期から障害のない幼児や地域の人々とかかわる活動を積極的に取り入れていくことが必要である。このため、幼稚部

における教育においては、学校生活全体を通じて、地域の幼稚園や保育所の幼児をはじめ、地域の人々と活動を共にする機会を設け、様々な触れ合いや出会いの体験を豊かにすることによって、幼児が達成感や成就感を味わい、自分の行動に対する自信と積極的な姿勢を身に付けるようになることが大切である。

なお、平成16年6月の障害者基本法の改正によって、第14条第3項に交流及び共同学習を積極的に進め、相互理解を促進することが規定された。

また、幼稚園教育要領においては、特別支援学校等の障害のある幼児と活動を共にする機会を積極的に設けるよう配慮することが示されている。幼稚園にとっても、障害のある幼児と活動を共にすることを通して、仲間として気持ちが通じ合うことを実感するなど、視野を広げる上で重要な機会となることが期待されているのである。このことは、幼児が将来、障害者に対する正しい理解と認識を深めるばかりでなく、社会性や豊かな人間性を身に付ける上でも大切なことであると言える。

このように、幼稚部の幼児が障害のない幼児や地域の人々と活動を共にすることは、障害の有無にかかわらず、すべての幼児にとって意義のある活動であり、学校や地域の特性を考慮して、今後一層の充実を図ることが大切である。幼稚部の幼児が障害のない幼児と活動を共にする機会が、双方にとって意義のある体験となるためには、例えば、連絡会を設け、互いの情報や意見を十分に交換するなど、相互の連携を図りながら活動に取り組むことが重要である。また、日常的な活動を通して、双方が無理のない範囲で計画的、組織的に実施できるよう配慮する必要がある。

また、幼児が地域の人々などと活動を共にする機会の一つとして、地域の高齢者と活動を共にすることが見られる。その際には、幼稚部での日ごろの活動を披露したり、一緒に遊んだりすることが考えられる。積極的にこうした機会を設け、双方にとって有意義な活動となるように工夫することが大切である。

## 11 学校医等との連絡（第3章第1の12）

12 学校医等との連絡を密にし、幼児の障害の状態に応じた保健及び安全に十分留意すること。

学校においては、幼児の健康及び安全について留意することは極めて大切なことである。このため、学校医等との連絡を十分にとることが必要である。

幼児の健康及び安全に留意するためには、まず幼児一人一人の障害の状態を的確に把握することが大切である。そのためには、養護教諭や幼稚部の担任教

師をはじめ、児童に日常接する教職員の日ごろの観察や情報交換が重要である。しかし、これだけでは十分とは言えず、特に医療や医学的な配慮を必要とする児童については、学校医や専門医等と連絡をとり、その指導・助言を受けることなどが必要である。

## 12 個別の教育支援計画の作成と他機関等との連携（第3章第1の13 幼6ページ）

13 家庭及び地域や医療、福祉、保健等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成すること。

幼稚部の教育においては、学校と家庭や関係機関等とが共通理解の下に協力しながら指導を行わなければ、よりよい効果を期待することは難しい。したがって、指導に当たっては、家庭や地域の人たち、医療機関や児童福祉施設、保健所等と十分に連絡をとることが必要である。

平成15年度から実施された障害者基本計画においては、教育、医療、福祉、労働等が連携協力を図り、障害のある子どもの生涯にわたる継続的な支援体制を整え、それぞれの年代における子どもの望ましい成長を促すため、個別の支援計画の活用が示された。この個別の支援計画のうち、児童生徒に対して、教育機関が中心となって作成するものを、「個別の教育支援計画」という。

教育の分野においては、例えば、児童期であれば、障害のある児童を取り巻く保護者や保健師、医師、看護師等との連携協力が望まれる。そこで、こうした人たちや機関と教師及び学校が協力して、個別の教育支援計画を作成し、幼稚部での指導や家庭での養育に生かすことが考えられる。こうしたことから、今回の改訂では、「個別の教育支援計画を作成すること。」を示した。

個別の教育支援計画は、障害のある児童一人一人に必要とされる教育的ニーズを正確に把握し、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて、一貫した的確な支援を行うことを目的に作成するものである。

例えば、医療機関や障害児通園施設等に隣接又は併設している特別支援学校の幼稚部においては、医療機関や施設等との連携を密にすることが極めて大切である。特に、日常の生活の指導、自立活動や行事などの指導については、両者の共通理解を図り、協力体制を整えることが重要となる。そのためには、医師、看護師、指導員等関係職員と緊密な連絡を取り合い、例えば協力して個別の教育支援計画を作成するなどして、協力体制の質的向上を図るよう配慮することが必要である。

個別の教育支援計画を作成するに当たっては、個々の幼児の教育的ニーズに応じて連携協力する相手や内容・方法等を工夫することが大切である。その際、関係者間で個々の幼児の実態等を的確に把握したり、共通に理解したりできるようにするため、国際生活機能分類（ＩＣＦ）の考え方を参考とすることも有効である。

なお、ＩＣＦの考え方については、特別支援学校学習指導要領解説　自立活動編で解説しているので、参照されたい。

個別の教育支援計画の活用に当たっては、適切な評価と改善に努めるとともに、個人情報等の保護に十分留意することが必要である。

個別の教育支援計画と関連するものに、個別の指導計画がある。それぞれ作成する目的や活用する方法には違いがあるのでそのことに留意して、相互の関連性を図ることに配慮する必要がある。なお、個別の指導計画については、本節の2を参照されたい。

## 第3節 特に留意する事項

### 1 安全に関する指導（第3章第2の1）

#### 第2 特に留意する事項

1 安全に関する指導に当たっては、情緒の安定を図り、遊びを通して状況に応じて機敏に自分の体を動かすことができるようになるとともに、危険な場所や事物などが分かり、安全についての理解を深めること。また、交通安全の習慣を身に付けるようになるとともに、災害などの緊急時に適切な行動がとれるようになるための訓練なども行うようすること。

学校においては、幼児が健康で安全な生活を送ることができるように、担任の教師ばかりでなく、学校の教職員すべてが協力しなければならないことは言うまでもない。特に、幼児の事故はそのときの心理的な状態と関係が深いと言われており、日々の生活の中で、教師は個々の幼児が安定した情緒の下で行動できるようにすることが大切である。

また、幼児期は、発達の特性として、友達の行動の危険性は指摘できても、自分の行動の危険性を予測できないということもあるので、友達や周囲の人々の安全にも関心を向けながら、次第に幼児が自ら安全な行動をとることができるよう、障害の状態や発達の程度に応じて指導を行う必要がある。

幼児に安全な生活をさせようとするあまり、過保護になったり、禁止や叱責が多くなったりする傾向も見られるが、その結果、かえって幼児に危険を避ける能力が育たず、けがが多くなるということも言われている。

幼児が自分で状況に応じて機敏に体を動かし、危険を回避するようになるためには、日常の生活の中で十分に体を動かして遊ぶを通して、その中で危険な場所、事物、状況などが分かったり、そのときにどうしたらよいかを体験を通して学びとったりしていくことが大切である。このように、遊びの中で十分に体を動かすことを通して安全についての理解を深めるためには、学校の校庭や校舎全体が、幼児の障害の状態を踏まえ、幼児の遊びの動線や遊び方に配慮したものとなっていることが大切である。特に、3歳児などは危険に気付かずに行動したり、予想もしない場で思わぬ動き方や遊び方をしたりすることから、3歳児などの動き方や遊び方に沿った校庭や校舎全体の環境を工夫する必要がある。また、自立活動の内容に重点を置いた指導などを通して、幼児の日常生活の基本動作の習得や改善を図り、安全に身をこなすことができるよう

することも重要である。

交通安全の習慣を身に付けさせるために、教師は日常の生活を通して、交通上のきまりに关心をもたせるとともに、家庭と連携を図りながら適切な指導を具体的な体験を通して繰り返し行うことが必要である。

さらに、災害時の行動の仕方や不審者との遭遇など様々な犯罪から身を守る対処の仕方を身に付けさせるためには、幼児の障害の状態や発達の程度に応じて、基本的な対処の方法を確実に伝えるとともに、家庭、地域社会、関係機関等とも連携して幼児の安全を図る必要がある。特に、火事や地震を想定した避難訓練は、年間を見通した計画の中に位置付け、災害時には教師の下でその指示に従い、一人一人が落ち着いた行動がとれるようになることが重要である。なお、日ごろから安全に関する実施体制の整備が大切であり、危機管理マニュアルなどを作成しておくことが大切である。

## 2 行事の指導（第3章第2の2）

2 行事の指導に当たっては、幼稚部における生活の自然な流れの中で生活に変化や潤いを与えること、幼児が主体的に楽しく活動できるようにすること。なお、それぞれの行事についてはその教育的価値を十分検討し、適切なものを精選し、幼児の負担にならないようにすること。

行事は、幼児の自然な生活の流れに変化や潤いを与えるものであり、幼児は、行事に参加し、それを楽しみ、いつもの学校生活とは異なる体験をすることができる。

また、幼児は、行事に至るまでに様々な体験をするが、その体験が幼児の活動意欲を高めたり、幼児同士の交流を広げたり、深めたりするとともに、幼児が自分や友達が思わぬ力を發揮することに気付いたり、遊びや生活に新たな展開が生まれたりする。なお、障害のある幼児にとっては、行事が障害によって生ずる経験の不足を補うことにもつながるので、行事の意義は極めて大きいと言える。

それゆえ、行事を選択するに当たっては、長期の指導計画を念頭に置いて、幼児の生活に即して必要な体験が得られるように、また遊びや生活が更に意欲的になるよう、行事が終わった後の学校生活をも考慮することが大切である。

また、その指導に当たっては、幼児が行事に期待感をもち、主体的に取り組んで、喜びや感動、さらには、達成感を味わうことができるよう配慮する必要がある。

なお、幼稚部における生活に行事を過度に取り入れたり、結果やできばえに過重な期待をしたりすることは、幼児の負担になるばかりでなく、ときには幼稚部における生活の楽しさが失われることにも配慮し、幼児の障害の状態や発達の過程、あるいは生活の流れから見て適切なものに精選することが大切である。また、地域社会や家庭との連携の下で、幼児の生活を変化と潤いのあるものにすることが大切である。

### 3 知的障害のある幼児の指導（第3章第2の3）

3 知的障害のある幼児の指導に当たっては、その障害の状態等に応じて具体的な内容の設定を工夫すること。

近年、特別支援学校においては、障害の重度・重複化、多様化が見られ、知的障害である幼児に対する教育を行う特別支援学校以外でも、知的障害を併せ有する幼児の在籍が増加している。そこで、本項は、このような幼児に対して適切な指導を行うため、各特別支援学校において特に留意する事項の一つとして示されている。

幼稚部の対象となる知的障害のある幼児は、一般に、自分の身近な人やものに対して興味をもってかかわろうとする力や、基本的な生活習慣を身に付けていくこと、自分から活動しようとする意欲を育てるなどに課題が見られる。

そこで、知的障害のある幼児の指導に当たっては、一人一人の幼児の知的障害の状態、興味や関心、生活経験等の実態を踏まえ、具体的な指導内容を設定する必要がある。その際、次のような工夫が大切である。

- ① 幼稚部教育要領に示された各領域の内容から、必要な内容を選択し、十分に活動できるような指導内容を設定すること。
- ② 活動内容は、幼児が理解でき、意欲的に取り組めるものとすること。このために、活動内容を厳選するとともに、活動時間を十分に確保すること。
- ③ 幼児が興味をもって意欲的に取り組み、発達を一層促す活動を大切にし、繰り返し行うことについても配慮すること。
- ④ 幼児の活動内容は、幼稚部の生活の自然な流れの中で設定するよう工夫すること。

### 4 複数の種類の障害を併せ有する幼児の指導（第3章第2の4）

4 複数の種類の障害を併せ有する幼児の指導に当たっては、専門的な知識や

技能を有する教師間の協力の下に指導を行ったり、必要に応じて専門の医師及びその他の専門家の指導・助言を求めたりするなどして、全人的な発達を促すようすること。

各学校における障害の重度・重複化、多様化に対応し、複数の種類の障害を併せ有する幼児の指導の充実を図る観点から、この留意事項は示されている。複数の種類の障害を併せ有する幼児の場合は、心身の諸側面における発達の遅れや不均衡が著しいので、指導に当たっては、幼児の障害の種類や程度、発達の程度に応じて医療や療育の機関、あるいは特別支援教育センターなどの専門機関等との連携に特に配慮しながら、調和のとれた全的な発達を促していくことが必要である。

複数の種類の障害を併せ有する幼児の実態を把握するためには、生育歴、日常生活の実態、医学等の諸検査の経過と結果を基に、現在の障害の状態との関連等の観点から発達過程を整理するとともに、発達の諸検査や行動評価表、行動観察によって現在の行動の状態を理解する必要がある。

このような実態把握に基づいて、健康の維持と増進、自発的な行動の発現、自己の行動の統制（調整）、言葉やコミュニケーションの学習、表現活動、日常生活の自立などについて、幼児一人一人の障害の状態や発達の程度に応じて課題を設定し、系統的に指導することによって全的な発達を促すようにすることが重要である。

指導に当たっては、それぞれの障害についての専門的な知識や技能を有する教師間の協力の下に、一人一人の幼児について個別の指導計画を作成するなどして進めることが大切である。また、必要に応じて、専門の医師、保健師、あるいは特別支援教育センター等の専門家の指導・助言を求めたり、連絡を取り合ったりすることが大切である。

## 5 教育課程に係る教育時間の終了後等の教育活動（第3章第2の5 幼6ページ）

5 教育課程に係る教育時間の終了後等に幼児を対象に教育活動を行う場合は、第1章の第1に示す幼稚部における教育の基本及び第2に示す幼稚部における教育の目標を踏まえて実施すること。その際、幼児の心身の負担、教育課程に基づく活動との関連、家庭との緊密な連携などに配慮すること。

教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動は、通常の教育時間の前

後等に行う教育活動であり、従来、幼児の障害の状態等に応じて個別指導という形態などで実施されてきている。例えば、聴覚障害者である幼児に対する教育を行う特別支援学校の幼稚部においては、幼児期という言語習得に重要な意義のある時期に、コミュニケーション手段を工夫して言語指導を行ったり、家庭での望ましい養育の在り方を幼稚部における実際のかかわりを通して、保護者に知らせたりする必要があることから、教育課程に係る教育時間の終了後に学級担任と保護者の協力の下に個別指導という形態で、個々の幼児の実態に応じた言語指導等が実施されてきている。

教育課程に係る教育時間の終了後等に教育活動を行う場合には、学校が行う教育活動であることから、幼稚部における教育の基本や教育の目標を踏まえた活動とする必要がある。これは必ずしも教育課程に係る教育時間に行う活動と同じように展開するものではないが、幼稚部における教育活動として適切な活動になるよう、幼稚部教育要領に示す教育の基本や教育の目標を踏まえ、そこで示されている基本的な考え方によって幼稚部で行われる教育活動全体が貫かれ、一貫性をもったものとなるようにすることが大切である。

したがって、こうした教育活動を行う場合には、学校や幼児の実態、保護者との連携など、事前の準備を整えつつ、活動の評価等も随時実施しながら、計画的に行うことが必要である。また、実施に当たっては、次のような点に配慮する必要がある。

#### ① 幼児の心身の負担が少なく、無理なく過ごせるよう工夫すること

教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動に当たって、まず配慮しなければならないことは、幼児の健康と安全についてであり、これらが確保されるような環境をつくることが必要である。また、家庭での過ごし方などにより幼児一人一人の生活のリズムや生活の仕方が異なることに十分配慮して、心身の負担が少なく、無理なく過ごせるように、1日の流れや環境を工夫することが大切である。

#### ② 教育課程に係る教育時間中における活動を考慮して教育課程に係る教育時間終了後等の教育活動を工夫すること

教育課程に係る教育時間の終了後等の教育活動を行うに当たっては、教育課程に係る教育時間中の活動を考慮する必要がある。ただし、教育課程に基づく活動を考慮するということは、必ずしも活動を連続させることではない。教育課程に係る教育時間中における指導内容・方法、幼児の生活や遊びなど幼児の過ごし方などに配慮して、教育課程に係る教育時間の終了後等の教育活動を考えることを意味するものであり、幼児にとって充実し、無理のない1日の流れをつくり出すことが重要である。

③ 保護者と情報交換するなど家庭と緊密な連携を図ること

教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動を行うに当たっては、幼児の家庭での過ごし方や幼稚部での幼児の状態等について、保護者と情報交換するなど家庭と緊密な連携を図ることが必要である。保護者との情報交換などを通じて、教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動の趣旨や家庭における教育の重要性を保護者に十分に理解してもらい、保護者が、幼稚部と共に幼児を育てるという意識が高まるようになることが大切である。

## 6 特別支援教育のセンターとしての幼稚部運営（第3章第2の6）

6 幼稚部の運営に当たっては、幼稚園等の要請により、障害のある幼児又は当該幼児の教育を担当する教師等に対して必要な助言又は援助を行ったり、地域の実態や家庭の要請等により障害のある乳幼児又はその保護者に対して早期からの教育相談を行ったりするなど、各学校の教師の専門性や施設・設備を生かした地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たすよう努めること。その際、学校として組織的に取り組むよう校内体制を整備するとともに、他の特別支援学校や地域の幼稚園等との連携を図ること。

障害のある乳幼児については、早期にその障害を発見し、できる限り早期から教育的対応を行うことが、乳幼児の障害の状態の改善・克服や望ましい成長・発達を促すために必要であることが知られている。

平成18年に学校教育法の一部改正が行われ、第74条においては、新たに特別支援学校が幼稚園等の要請に応じて、幼児の教育に対する必要な助言又は援助を行うよう努めるものとするという規定が設けられた。

そこで、今回の改訂では、これまで特別支援学校が地域の実態や家庭の要請等に応じて、乳幼児やその保護者に対して行ってきた早期からの教育相談等のセンターとしての役割に加え、地域の幼稚園や保育所等の要請に応じ、障害のある幼児や担当する教師等に対する助言や援助を行うこと、その際学校として組織的に取り組むこと、他の特別支援学校や幼稚園等と連携を図ることが示された。

なお、幼稚部教育指導要領では、「幼稚園等の要請により……」としており、地域の幼稚園だけではなく、保育所、小・中学校等に在籍する障害のある幼児児童生徒や担当教師等への支援も含まれていることに留意する必要がある。

特別支援教育に関するセンター的機能に関しては、平成17年12月の中央教育審議会答申「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」において、①幼稚園等の教師への支援機能、②特別支援教育等に関する相談・情報提供機能、③障害のある乳幼児への指導・支援機能、④医療、福祉、労働等の関係機関等との連絡・調整機能、⑤幼稚園等の教師に対する研修協力機能、⑥障害のある乳幼児への施設・設備等の提供機能の6点にわたって示している。

また、幼稚園教育要領等においては、特別支援学校の助言又は援助を活用しつつ、児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行なうことが示された。

幼稚園等に対する具体的な支援の活動内容としては、例えば、個別の指導計画や個別の教育支援計画を作成する際の支援のほか、保護者の障害の受容や良好な親子関係等の形成に結び付くような支援を工夫したり、乳幼児の全人的な発達を促す観点からの支援を行ったりすることなどが考えられる。

さらに、保護者等に対して、障害のある乳幼児にとって必要な教育の在り方や見通しについての情報を提供するなどして、特別支援教育の実際についての理解を促す活動もある。

支援に当たっては、例えば、特別支援学校の教師が幼稚園等を訪問して助言を行ったり、障害種別の専門性や施設・設備の活用等について伝えたりすることなども考えられる。

以上のように、特別支援教育のセンターとしての役割には様々な活動が考えられるが、幼稚部の運営に当たっては、在籍する児童に対する教育を今後一層充実するとともに、それぞれの地域の実態を適切に把握して、必要とされるセンターとしての機能の充実を図っていくことが大切である。

また、特別支援学校が、地域における特別支援教育のセンターとしての役割を果たしていくためには、各学校において、教師同士の連携協力はもとより、校務分掌や校内組織を工夫するなどして、校内体制を整備し、学校として組織的に取り組むことが必要である。

さらに、地域の幼稚園等に在籍する障害のある児童の実態は多様であることから、他の特別支援学校や幼稚園等との連携の下、それぞれの学校の有する専門性を生かした指導や支援を進めていくことが重要である。このほか、特別支援教育センター等の教育機関、児童相談所や通園施設等の福祉機関、病院等の医療機関などとの連携協力を図り、ネットワークを形成する中で特別支援学校が適切な役割を果たすことも考えられる。

## 7 障害種別ごとに留意する事項（第3章第2の7）

7 以上のほか、次の事項に留意すること。

幼稚部における教育においては、個々の幼児の障害の状態等に応じた適切な配慮が必要である。そこで、今回の改訂では、幼児の障害の種類や程度等に応じた指導を一層進める観点から、障害種別ごとに示されている留意事項をより具体的に示し、内容の充実を図った。

障害種別ごとに留意する事項について以下に述べる。

#### (1) 視覚障害の幼児への指導（第3章第2の7(1)）

(1) 視覚障害者である幼児に対する教育を行う特別支援学校においては、早期からの教育相談との関連を図り、幼児が聴覚、触覚及び保有する視覚などを十分に活用して周囲の状況を把握し、活発な活動が展開できるようにすること。また、身の回りの具体的な事物・事象や動作と言葉とを結び付けて基礎的な概念の形成を図ること。

視覚障害がある幼児の場合、盲幼児と弱視幼児とでは、外界の認知において大きな違いが見られる。

盲幼児には、視覚を全く活用することができない者から、明暗が分かたり、おぼろげながら物の輪郭が分かたりする者までが含まれるが、視覚を中心とした外界の認知は、困難又は不可能である。一方、弱視幼児は、十分とは言えないが視覚を活用して外界を認知することができる。

したがって、幼稚部においては、視覚に障害のある幼児が自分で判断したり、確かめたりすることができる遊具や用具、素材を創意工夫し、興味や関心をもって主体的に働き掛けていくことができる環境を用意することが大切となる。こうすることによって幼児は、聴覚、触覚及び保有する視覚などを十分に活用して周囲の状況を把握し、活発な活動を展開することができるようになるのである。

また、視覚に障害のある幼児は、視覚を通して得られる情報が不足したり、行動が制限されたりするために、限られた経験の範囲内で概念の形成を図る傾向が見られる。特に、実体を理解せずに、あるいは具体的な経験を伴わないままに、言葉による説明だけで事物・事象や動作についての概念を形作ってしまうことがしばしば見られる。このような傾向に対しては、幼稚部の段階から、身の回りの具体的な事物・事象や動作と言葉とを結び付けて、基礎的な概念の

形成を図ることが大切である。

さらに、幼稚部の教育においては、教育相談との関連を図りながら指導することが重要であることから、今回の改訂において、「早期からの教育相談との関連を図り、」を留意事項として新たに加えた。

幼稚部において、視覚に障害のある幼児に適した環境の設定や指導方法を工夫し、指導の効果を高めるためには、特に次の事項に留意する必要がある。

- ① 安全な場で自分から積極的に体を動かし、いろいろな運動の楽しさを知り、活発に活動できるようにすること。
- ② 手を使っていろいろな物を観察したり、作ったりできるようにすること。
- ③ 日常生活や遊びの中で、いろいろな事物の状況を知り、興味や関心をもって意欲的に取り組むことができるようになること。
- ④ 教師や友達とのかかわり方を知り、状況に応じて人々に働き掛けることができるようになること。
- ⑤ 教師や友達と言葉を交わしたり、いろいろな事柄や変化の過程を理解し、それらに対応する言葉を用いたりすることができるようになること。
- ⑥ 具体物や図形の特徴を確かめながら、全体をイメージしたり、逆に全体のイメージを基に、部分の状態を確かめたりする観察の方法を身に付けるようになること。
- ⑦ 建物などの形やつくりを理解したり、身近な場所における位置関係を把握したりして、目的の場所まで一人で安全に歩いて行くことができるようになること。
- ⑧ 視覚が活用できる幼児に対しては、保有する視覚を活用して、ものの形態や細部の様子、あるいはその違いを見る楽しさなどを味わい、積極的に見ようとする態度を育てる。また、生活の中で、手先の操作を伴う遊具や用具の使用などを通して目と手の協応動作を高めるとともに、豊かな視覚的経験を積むようになること。

## (2) 聴覚障害の幼児への指導（第3章第2の7(2)）

(2) 聴覚障害者である幼児に対する教育を行う特別支援学校においては、早期からの教育相談との関連を図り、保有する聴覚や視覚的な情報などを十分に活用して言葉の習得と概念の形成を図る指導を進めること。また、言葉を用いて人とのかかわりを深めたり、日常生活に必要な知識を広げたりする態度や習慣を育てること。

聴覚に障害がある幼児については、聴覚的な情報が獲得しにくいことから、特に言葉の習得が困難になりやすい。また、言葉の習得には、この背景となるイメージ等の概念の形成が大切となり、このためには豊かな経験が必要となる。そこで、幼稚部においては、早期から幼児が保有する聴覚などを十分に活用して興味や関心をもって取り組むことができる遊びを創意工夫し、様々な経験を積ませながら、言葉の習得及び概念の形成を図ることに重点を置いた指導を進めることが必要になる。

また、言葉は、人と人とのかかわり合いの中で身に付くものであり、初期には、身振り、指差しなどの手段も活用されるが、その中で少しづつ言葉も使われるようになる。やがて、習得した言葉を用いて、幼児は日常生活に必要な知識を広げ、いろいろな場面で物事を考えたり、行動したりできるようになる。

このように、幼稚部の教育においては、教育相談との関連を図ること、人のコミュニケーションの基礎を形成すること、言葉の習得と言語概念の形成を図ること、言葉を用いて人とのかかわりを深めることなどについて一層の充実を図る必要がある。

幼稚部において言葉の指導を行う場合には、次のような事項に留意することが大切である。

- ① 幼児の保有する聴覚を最大限に活用するため、聴力に適合した補聴器を装用し、音や言葉の存在に気付き、それらを弁別する力を育成すること。
- ② 幼児によく分かる状況の中で、幼児の実態に即して、言葉や視覚的な情報を含む様々な手段によって、気持ちのやりとりができるようにすること。
- ③ 幼児の視覚や聴覚などを活用した遊びを創意工夫し、興味や関心を引きながら、その経験に即して主体的に言葉を身に付けることができるようすること。
- ④ 幼児と教師、幼児同士及び幼児と家族などの間における望ましい人間関係をはぐくむ中で、幼児の生活場面に即して適切な言葉掛けをすることにより、幼児が言葉や身の回りのものなどに対し、興味や関心をもつようすること。
- ⑤ 幼児に自分から身の回りのものなどにかかわるように促すとともに、身近にある音や声を聴こうとする態度を育て、言葉と意味を結び付けることにより言葉の習得を図るようにすること。
- ⑥ 話し手に注目して、その口形や表情などから、視覚的に言葉を受容できる力の育成に努めること。
- ⑦ 鼻やほおなどの筋肉や皮膚における振動の知覚を利用するなどして、発音・発語の指導を徹底することにより、言葉を表出する力の育成に努める

こと。

- ⑧ 幼児が習得した言葉を用いて、日常生活に必要ないろいろな知識を身に付けるとともに、日常のいろいろな場面で物事を考えたり、行動したりできるようにすること。
- ⑨ 特に思考力を育てるために、単に名称のみの理解にとどまらないようにし、人や物の性質、属性などを含めて考えたり、他の人や物と比較して違いを考えたりすること。

このように幼稚部においては、聴覚に障害のある幼児の心身の調和的発達を目指しながら言葉の指導を行うとともに、さらに、次の事項に留意した指導を行うことが大切である。

- ① 身の回りの事柄に興味や関心をもち、自分から尋ねたり、考えたりできるようにすること。
- ② 日常生活を通して、教師や友達との幅広く豊かなかかわりを経験し、それを言葉で表現できるようにすること。
- ③ 日常生活の自然な流れの中で、基本的な生活習慣が身に付くように指導するとともに、生活のルール等に関する理解を図るようにすること。
- ④ 友達との積極的なかかわりを通して仲良く遊ぶことの楽しさを味わうとともに、相手の気持ちや立場などを理解する素地を養うようにすること。
- ⑤ 家庭の協力を得るために努めながら、日常生活の全般にわたって言葉の指導を行うよう配慮するとともに、身に付いた言葉を生活の中で活用できること。

### (3) 知的障害の幼児の指導（第3章第2の7(3)）

(3) 知的障害者である幼児に対する教育を行う特別支援学校においては、幼児の活動内容や環境の設定を創意工夫し、活動への意欲を高めて、発達を促すようにすること。また、ゆとりや見通しをもって活動に取り組めるよう配慮するとともに、周囲の状況に応じて安全に行動できること。

今回の改訂では、従前の「ゆとりをもって活動に取り組めるように配慮する」を、幼児の知的障害の状態や経験等に対応し、幼児がより一層主体的に活動に取り組むことを促す視点から、「ゆとりや見通しをもって活動に取り組めるよう配慮する」と改めた。

幼児段階において、「見通しをもって活動に取り組む」とは、学校生活における分かりやすく整えられた日課の流れに沿って行動したり、およその予定を

理解して行動したりすることを意味している。

また、「ゆとりをもって活動に取り組める」ようにするには、幼児がある活動に取り組み、十分な満足感等が得られるように、時間設定を工夫して十分な活動時間を確保するとともに、幼児の主体的な活動を促すため、必要最低限の援助や指示に努めるよう留意することも大切である。

幼児の知的障害の状態や経験等に応じて、意欲的に活動する力をはぐくむためには、様々な環境の設定に創意工夫を加えることが大切である。その場合、次のような点に配慮する必要がある。

- ① 教室等の環境設定については、照明、色彩、掲示物などを工夫すること、活動目的に応じて場の状況や色調などを変えること、幼児の関心のある遊具や用具、素材を用意することなどが重要である。また、幼児の円滑な活動を促すために、衣服に工夫を加えて着脱しやすいようにしたり、収納方法に配慮したりすることが大切である。
- ② 教師は、幼児と一緒に活動することによって、幼児の活動への参加を促し、幼児自らが達成感や充実感を味わいながら意欲を高めていくことができるようとする必要がある。また、言語発達の遅れが顕著な場合には、言語発達を促すため、適切な言語環境を整えることも大切である。

また、実際の指導に当たっては、保護者との連携を図りながら、幼児の行動の理解を深めたり、効果的な指導内容・方法を工夫したりすることなどが重要である。その際、特に、次の事項に配慮することが大切である。

- ① 幼児の実態に即した、分かりやすい日課を設定し、生活のリズムを身に付けるようにすること。
- ② 身体活動を活発に行うことができるようになり、行動範囲を広げるとともに、身の回りのことを自分でしようとする態度の芽生えを育てること。
- ③ いろいろな遊びを通して、人やものとのかかわり方を身に付け、教師や友達に働き掛ける態度を育てる。
- ④ 教師や友達とかかわる中で、自分の要求を表現したり、言葉を交わしたりすることができるようになること。
- ⑤ いろいろな遊具や用具、素材を扱うことにより、目的に合わせて、手指を効果的に使えるようにすること。

なお、知的障害のある幼児には、肢体不自由や言語障害、情緒障害等を併せ有する者も少なくないことから、障害の状態等の適切な把握が重要である。

#### (4) 肢体不自由の幼児の指導（第3章第2の7(4)）

- (4) 肢体不自由者である幼児に対する教育を行う特別支援学校においては、幼児の身体の動きや健康の状態等に応じ、可能な限り体験的な活動を通して経験を広めるようにすること。また、幼児が興味や関心をもって、進んで身体を動かそうとしたり、表現したりするような環境を創意工夫すること。

肢体不自由がある幼児は、その障害等により行動が制限されており、幼児期に必要な様々な事柄の体験に困難を伴うことが多く、幼児の成長や発達に必要な経験が不足している場合が少なくない。

そこで、幼稚部においては、幼児が興味や関心をもって周囲の環境にかかわり、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服したり、発達を促したりするために必要な体験が得られるような環境を、幼児の身体の動きや健康の状態等に応じて創意工夫する必要がある。その際には、幼児が興味や関心をもって進んで身体を動かそうとしたり、表現したりするような環境を設定することが大切である。この点については、従前、「進んで身体を動かそうとするような環境を創意工夫すること。」と示していたが、言葉や身体による表現に困難を伴う幼児が増加している状況を踏まえ、「進んで身体を動かそうとしたり、表現したりするような環境を創意工夫すること。」と改めた。幼児が表現しようとする意欲をもち、進んで表現する経験ができるような環境を創意工夫することが一層求められる。

また、教師が必要に応じて、幼児の障害の状態に即した適切な援助を行い、幼児が直接的な体験を積み重ね、経験を広めることができるようになることも大切である。その際、幼児が運動・動作の障害のほかに、知的障害などを併せている場合があり、個人差が大きいことから、一人一人の幼児の実態を十分に考慮して、環境の設定や指導内容・方法を工夫する必要がある。

このように、幼稚部においては、幼児の実態に即して直接的な経験を広めることができるよう、次の事項に留意して指導を行うことが大切である。

- ① 幼児が自ら環境とかかわり、主体的な活動が展開できるようにするために、教室の環境設定や集団の構成を工夫すること。その際、必要に応じて学級の枠を超えた集団の構成にも配慮すること。
- ② 幼児の上肢や下肢等の障害の状態に即して、遊具や用具などを創意工夫するとともに、必要に応じて補助用具等の活用を図ること。
- ③ 話し言葉によって意思を伝え合うことに困難が見られる幼児の指導に当たっては、意思表示しようとする意欲を喚起するとともに、より豊かな表現ができるような方法を工夫すること。
- ④ 生活のリズムが乱れがちな幼児の指導に当たっては、家庭や児童福祉施

設などとの連携を深めながら、規則正しい日課の編成とその励行に努めること。

- ⑤ 健康を損ないやすい幼児の指導に当たっては、その発達の段階や健康状態などに応じて、医療機関等との連携を図りながら、健康の維持・改善に必要な活動を系統的・継続的に行うよう努めること。

#### (5) 病弱の幼児の指導（第3章第2の7(5)）

(5) 病弱者である幼児に対する教育を行う特別支援学校においては、幼児の病気の状態等を十分に考慮し、負担過重にならない範囲で、様々な活動が展開できるようにすること。また、健康状態の維持・改善に必要な生活習慣を身に付けることができるようによること。

病弱の幼児は、治療のため、運動や食事等が制限されていることが多い、一般的に日常生活の中で経験的に学ぶような事項についても未経験であることが多い。したがって、病気の状態等を十分に考慮しながら様々な活動が展開できるようにすることが必要となる。その際は、幼児の病気の種類や状態、体力及び健康状態を十分に考慮する必要がある。特に、身体活動が負担過重とならないようにするとともに、幼児の病気の状態や健康状態を悪化させないようにするすることが重要である。この場合、幼児の病気の種類等に応じて、次の観点から指導上留意することが大切である。

- ① 病気の状態によって、健康な幼児と同じような身体活動が可能である場合（例えば、発作のない状態のときの気管支ぜん息やてんかん）には、過度にならない範囲で、身体活動が積極的に行えるようにすること。
- ② 病気の状態に応じて身体活動に何らかの制限を設ける必要のある場合（例えば、腎臓疾患や心臓疾患）には、身体活動の種類と程度、指導方法及び休憩のとり方などを適切に定め、無理のない範囲で活動できるように工夫すること。
- ③ 四肢・体幹に何らかの運動・動作の障害がある場合（例えば、脳性まひや二分脊椎）には、その病気の状態等に応じて指導方法を工夫するとともに、可能な範囲で自発的な活動ができるようにし、必要に応じて動作の補助をすること。

病弱者に対する教育を行う特別支援学校に隣接又は併設する医療機関に入院している幼児は、従前は腎臓疾患や気管支ぜん息などの病気の幼児が多かった。近年は、医学等の進歩により、このような病気の幼児は、短期間で退院し自宅

療養を行うことが多くなってきている。このような治療方法の改善や入院期間の短期化に伴い、退院後も引き続き必要な治療が行われることが多い。そのため、指導に当たっては、入院中だけでなく退院後も含めた健康状態の維持・改善に必要な生活習慣を身に付けることができるようになることが大切である。その際、特に、幼児の発達の段階に応じて、服薬や食事制限等の治療上必要な約束を守ることができるようになることが重要である。

このほか、幼稚部においては、次の事項に留意して指導を行うことが大切である。

- ① 自立活動の内容に重点を置いた指導を行うに当たっては、特に「健康」領域のねらい及び内容との関連を密にすること。
- ② 幼児の病気の状態に応じて、健康状態の維持・改善に必要な生活習慣を身に付けるための活動を重点的に取り上げるようにすること。
- ③ 幼児の病気の状態や発達の段階に応じて、病気に負けずに頑張ろうとする態度を身に付けることができるような方法を工夫すること。
- ④ 入院期間が長期になる場合には、経験の不足が生じやすいことを考慮して、可能な限り校内や校外において様々な経験ができるようにすること。
- ⑤ 幼児の主治医や保護者等との連携を図りながら、一貫した方針や態度で指導に当たるようになること。

# **第3編 小学部・中学部学習指導 要領解説**

# **第1部 教育課程の基準と編成**

## 第1章 教育課程の基準

### 第1節 教育課程の意義

教育課程の意義については、様々なとらえ方があるが、学校において編成する教育課程とは、学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を児童生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画であると言うことができる。

学校において編成する教育課程をこのようにとらえた場合、学校の教育目標の設定、指導内容の組織及び授業時数の配当が教育課程の編成の基本的な要素になってくる。

学校教育の目的や目標は教育基本法及び学校教育法に示されている。まず、教育基本法においては、教育の目的（第1条）及び目標（第2条）が定められているとともに、義務教育の目的（第5条第2項）や学校教育の基本的役割（第6条第2項）が定められている。これらの規定を踏まえ、学校教育法においては、特別支援学校の目的（第72条）に関する規定が置かれている。したがって、各学校において学校の教育目標を設定するに当たっては、法律で定められている教育の目的や目標などを基盤としながら、地域や学校及び児童生徒の実態等に即した教育目標を設定する必要がある。

各学校における具体的な指導内容については、これらの規定を踏まえ、学校教育法施行規則及び学習指導要領に各教科等の種類やそれぞれの目標、指導内容等についての基準を示している。すなわち、学校教育法施行規則においては、特別支援学校小学部の教育課程は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によって編成することとしている。知的障害者である児童を教育する場合は生活、国語、算数、音楽、図画工作及び体育の各教科、道徳、特別活動並びに自立活動によって教育課程を編成することとしている。

特別支援学校中学部の教育課程は、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語の各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によって編成することとしている。知的障害者である生徒を教育する場合は国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育及び職業・家庭の各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動によって教育課程を編成するものとする。ただし、必要がある場合には、外国語科を加えて教育課程を編成することができることとしている。

各学校においては、これらの基準に従うとともに児童生徒の障害の状態及び発

達の段階や特性等並びに地域や学校の実態を考慮して指導内容を組織する必要がある。

授業時数は、教育の内容との関連において定められるべきものであるが、学校教育は一定の時間内において行わなければならないので、その配当は教育課程の編成上重要な要素になってくる。授業時数については、学習指導要領の総則においてその取扱いを定めているので、各学校はそれを踏まえ授業時数を定めなければならない。

以上のこととを要約すれば、学校において編成する教育課程は、教育基本法や学校教育法をはじめとする教育課程に関する法令に従い、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動についてそれらの目標やねらいを実現するよう教育の内容を学年に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した各学校の教育計画である。

## 第2節 教育課程に関する法制

### 1 教育課程とその基準

学校教育が組織的、継続的に実施されるためには、学校教育の目的や目標を設定し、その達成を図るために教育課程が編成されなければならない。

特別支援学校における教育は、公教育として、公の性質を有する（教育基本法第6条第1項）ものであるから、全国的に一定の教育水準を確保し、全国どこにおいても同水準の教育を受けることのできる機会を国民に保障することが要請される。このため、特別支援学校における教育の目的や目標を達成するために学校において編成、実施される教育課程について、国として一定の基準を設けて、ある限度において国全体としての統一性を保つことが必要となる。

一方、教育は、その本質からして児童生徒の障害の状態及び発達の段階や特性等並びに地域や学校の実態に応じて効果的に行われることが大切であり、また、各学校において教育活動を効果的に展開するためには、学校や教師の創意工夫に負うところが大きい。

このような観点から、今回の特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の改訂においては引き続き各学校が一層創意工夫を生かし特色ある教育活動を進めることができるようしている。例えば、学習指導要領に示している内容は、すべての児童生徒に対して確実に指導しなければならないものであると同時に、個に応じた指導を充実する観点から、児童生徒の学習状況などその実態等に応じて、学習指導要領に示していない内容を加えて指導することも可能である点（学習指導要領の「基準性」）は前回の学習指導要領と同様である。また、教科の特質に応じ目標や内容を複数学年まとめて示したり、授業の1単位時間や授業時数の弾力的な運用を可能としたりしているほか、総合的な学習の時間における各学校の創意工夫を重視しているといった点に変更はない。さらに、児童生徒の障害の状態等に応じた教育課程を編成できるよう、重複障害者等に関する教育課程の取扱いを示しているところである。

したがって、各学校においては、国として統一性を保つために必要な限度で定められた基準に従いながら、創意工夫を加えて、児童生徒の障害の状態及び発達の段階や特性等並びに地域や学校の実態に即した教育課程を責任をもって編成、実施することが必要である。

また、教育委員会は、それらの学校の主体的な取組を支援していくことに重点を置くことが大切である。

### 2 教育課程に関する法令

我が国の学校制度は、日本国憲法の精神にのっとり、学校教育の目的や目標及び教育課程について、法令で種々の定めがなされている。

### (1) 教育基本法

教育の目的（第1条）、教育の目標（第2条）、生涯学習の理念（第3条）、教育の機会均等（第4条）、義務教育（第5条）、学校教育（第6条）、私立学校（第8条）、教員（第9条）、幼児期の教育（第11条）、学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力（第13条）、政治教育（第14条）、宗教教育（第15条）、教育行政（第16条）、教育振興基本計画（第17条）などについて定められている。

### (2) 学校教育法、学校教育法施行規則

学校教育法では、教育基本法を踏まえ、義務教育の目標並びに幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の目的及び目標が定められている。また、特別支援学校の目的については、「視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授ける」（第72条）と定められている。さらに、この規定に従い、文部科学大臣が特別支援学校の幼稚部の教育課程その他の保育内容、小学部及び中学部の教育課程又は高等部の学科及び教育課程に関する事項を、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準じて定めることになっている（第77条）。

なお、教育基本法第2条（教育の目標）、学校教育法第21条（義務教育の目標）、第23条（幼稚園の教育目標）、第30条（小学校教育の目標）、第46条（中学校教育の目標）及び第51条（高等学校教育の目標）は、いずれも「目標を達成するよう行われるものとする。」と規定している。これらは、幼児児童生徒が目標を達成することを義務付けるものではないが、教育を行う者は「目標を達成するよう」に教育を行う必要があることに留意する必要がある。

この学校教育法の規定に基づいて、文部科学大臣は、学校教育法施行規則において、特別支援学校の小学部、中学部及び高等部の教育課程について、その基本的な要素である各教科等の種類（第126条～第128条）や教育課程編成の特例（第130条～131条）を定めている。これらの定めのほか、特別支援学校の幼稚部の教育課程及びその他の保育内容、小・中学部、高等部の教育課程については、教育課程その他の保育内容の基準又は教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する特別支援学校幼稚部教育要領、特別支援学校

小学部・中学部学習指導要領及び特別支援学校高等部学習指導要領によらなければならぬこと（第129条）を定めている。

### (3) 学習指導要領

学校教育法第77条及び学校教育法施行規則第129条の規定に基づいて、文部科学大臣は幼稚部教育要領、小学部・中学部学習指導要領及び高等部学習指導要領を告示という形式で定めている。このように学習指導要領は、特別支援学校における教育について一定の水準を確保するために法令に基づいて国が定めた教育課程の基準であるので、各学校の教育課程の編成及び実施に当たっては、これに従わなければならないものである。

なお、前述のとおり、学習指導要領の「基準性」は前回の学習指導要領と同様である。また、教科の特質に応じ目標や内容を複数学年まとめて示したり、授業の1単位時間や授業時数の弾力的な運用を可能としたりするとともに、総合的な学習の時間における各学校の創意工夫を重視しているといった点に変更はない。さらに、全体としては従前と同様に、学習指導要領に示す教科等の目標、内容等は中核的な事項にとどめており、大綱的なものとなっているので、学校や教師の創意工夫を加えた学習指導が十分展開できるようになっている。

### (4) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

公立の学校においては、以上のほか、地方教育行政の組織及び運営に関する法律による定めがある。すなわち、教育委員会は、学校の教育課程に関する事務を管理、執行し（第23条第5号）、法令又は条例に違反しない限度において教育課程について必要な教育委員会規則を定めるものとする（第33条第1項）とされている。この規定に基づいて、教育委員会が教育課程について規則などを設けている場合には、学校はそれに従って教育課程を編成しなければならない。

なお、私立の学校については、学校教育法（第82条の規定により特別支援学校に準用される第44条）及び私立学校法（第4条）の規定により、都道府県知事が所轄庁であり、教育課程を改める際には都道府県知事に対して学則変更の届出を行うこととなっている（学校教育法施行令第27条の2）。また、平成19年6月に公布された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、都道府県知事が私立学校に関する事務を管理、執行するに当たり、必要と認めるときは、当該都道府県教育委員会に対し、学校教育に関する専門的事項について助言又は援助を求めることができることとなった（第

27条の2)。

各学校においては、以上の法体系の全体を理解して適切な教育課程を編成する必要がある。

## 第2章 教育課程編成の基本と評価

### 第1節 教育課程編成の基本

#### 1 教育課程編成の基本的な考え方

教育課程は、学校全体として、組織的、継続的に児童生徒に対する教育を行っていくために必要な教育計画であり、各学校が教育活動を進めていく上での基本となるものである。

各学校の教育課程は、それぞれの学校において、どのような児童生徒を育てようとするのか、そのためにどのような教育を行おうとするのかなど、各学校の教育活動についての基本的な考え方の下に編成されるものであるが、今後は、各学校が、このような確固とした考えをもつことが一層重要となってくる。特別支援学校における教育の目的や目標の基本は、法令や小学部・中学部学習指導要領に定められているが、地域や児童生徒の実態等は一様ではなく、各学校が取り組むべき具体的な教育課題は、学校ごとに様々である。また、学校を取り巻く状況も、社会の急激な変化やそれに伴う児童生徒の生活や意識、地域社会の実態、保護者の期待など様々な局面において変化している。各学校においては、これらを十分に踏まえ、それぞれの学校としての教育理念や基本的姿勢を明確にすることが大切である。

特に、今回の改訂でも、各学校が一層創意工夫を生かし特色ある教育活動を進めることができるようしている。学校においては、教育方針や特色ある教育活動などについて保護者や地域の人々に十分説明するとともに、児童生徒の興味・関心や期待、保護者や地域の人々の意向や建設的な意見などを十分把握することが大切である。

また、各学校は全体として、組織的、計画的に児童生徒の教育に当たるものであるが、特に、中学部は、教科担任制を原則とすることから、学校全体としての取組が十分に示されるよう留意する必要がある。

今回改訂された学習指導要領の下では、教育課程の編成において、小学部における外国語活動、中学部における選択教科の授業時数の取扱いなどに関し、全教職員が共通理解を図り、学校全体として一つの教育課程を編成していくという過程が不可欠となる。そして、このような過程を経て編成された教育課程については、すべての教職員が共通理解をもち、学校全体として責任をもって教育活動を進めていくことが大切である。

さらに、児童生徒に対する教育については、各部間の接続を重視することなどが必要である。例えば中学部の教育課程を編成するに当たっては、小学部に

おける児童の実態や指導の在り方について理解を深めるとともに、中学部卒業後や高等部卒業後の進路を見据え、それを教育課程の編成、実施に反映させていくことが大切である。

なお、学校で行われるすべての教育活動は、計画、実施、評価、改善という一連の過程の中で運営されている。教育課程の編成に当たっても、各学校はそれまでの教育課程を評価して、その結果によって教育課程の課題を明らかにする必要がある。さらに、その課題は、「計画」、「実施」あるいは実施上の諸条件のいずれにかかわるものなどについて検討し、改善すべき点を明確にして、その後の教育課程編成に生かすよう工夫することが大切である。

このように、学校の教育課程は、学校の教育目標の達成を目指して、「計画」→「実施」→「評価」→「改善」という過程を通して、毎年、改善が重ねられ、展開していくことになる。

## 2 教育課程編成の手順

教育課程の編成の手順は必ずしも一定したものではなく、それぞれの学校がその実態に即して、手順を考えるべきものである。これからの中学校教育においては、各学校において創意工夫を生かした特色ある教育課程を編成・実施し、特色ある学校教育活動を進めていくことが求められている。そのためには、地域や学校、児童生徒の実態等を的確に把握・分析し、それを基に、それぞれの学校の教育課題を明確にし、全教職員が一致協力して教育課程の編成と評価に当たることが重要である。

したがって、ここでは教育課程の編成の手順の一例を示すこととする。

### (1) 教育課程の編成に対する学校の基本方針を明確にする。

基本方針を明確にするということは、教育課程の編成に対する学校の姿勢や作業計画の大綱を明らかにするとともに、それらについて全教職員が共通理解をもつことである。

ア 学校として教育課程の意義、教育課程の編成の原則などの編成に対する基本的な考え方を明確にし、全教職員が共通理解をもつ。

イ 編成のための作業内容や作業手順の大綱を決め、作業計画の全体について全教職員が共通理解をもつ。

ウ 編成のための組織と日程の基本的な方針を明確にする。

(ア) 編成に当たる組織及び各種会議の役割や相互関係について、その基本的な考え方を明確にする。

(イ) 分担作業の実施やその調整なども含め、作業日程についてその基本的な考え方を明確にする。

(2) 教育課程の編成のための具体的な組織と日程を決める。

教育課程の編成は、組織的かつ計画的に実施する必要がある。そのために編成を担当する組織を確立するとともに、それを学校の組織全体の中に明確に位置付ける。また、編成の作業日程を明確にするとともに、それと学校が行う諸活動との調和を図る。

ア 編成のための組織を決める。

(ア) 編成に当たる組織及び各種会議について、その職務分担、役割などを具体的に決める。

(イ) 編成に当たる組織及び各種会議について、分担、協力などその相互関係を明確にするとともに、それを学校の組織全体の中に位置付ける。

(ウ) 既存の組織を整備、補強したり、新たな組織を設けたりするなど、具体的に組織の手直しや組織づくりをする。

(エ) 組織内の役割や分担を決める。

イ 編成のための作業日程を決める。

分担作業やその調整を含めて、各作業ごとの具体的な日程を決める。

(3) 教育課程の編成のための事前の研究や調査をする。

事前の研究や調査によって、教育課程についての国や教育委員会の基準の趣旨を理解するとともに、教育課程の編成にかかわる学校の実態や諸条件を把握する。

ア 教育課程についての国の基準や教育委員会の規則などを研究し理解する。

イ 児童生徒の障害の状態及び発達の段階や特性等並びに地域や学校の実態を把握する。その際、保護者や地域住民の意向、児童生徒の状況等を把握することに留意する。

ウ 実施中の教育課程を検討し評価して、その改善点を明確にする。その際、児童生徒の学習状況や反応などに留意する。

(4) 学校の教育目標など教育課程の編成の基本となる事項を定める。

学校の教育目標など教育課程の編成の基本となる事項は、学校教育の目的や目標及び教育課程の基準に基づきながら、しかも各学校が当面する教育課題の解決を目指し、両者を統一的に把握して設定する。

ア 事前の研究や調査の結果を検討し、学校教育の目的や目標に照らして、それぞれの学校や児童生徒がもっている教育課題を明確にする。

イ 学校教育の目的や目標を調和的に達成するため、各学校の教育課題に応じて、学校の教育目標など教育課程の編成の基本となる事項を設定する。  
ウ 編成に当たっては、特に留意すべき点を明確にする。

#### (5) 教育課程を編成する。

教育課程は学校の教育目標の実現を目指して、指導内容を選択し、組織し、それに必要な授業時数を定めて編成する。

ア 指導内容を選択する。

(ア) 指導内容について、その基礎的・基本的なものを明確にする。

(イ) 学校の教育目標の有効な達成を図るため、重点を置くべき指導内容を明確にする。

(ウ) 各教科等の指導において、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と思考力・判断力・表現力等の育成を図るとともに、個に応じた指導を推進するよう配慮する。

(エ) 学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育、体育・健康に関する指導及び自立活動の指導について、適切な指導がなされるよう配慮する。

(オ) 地域や学校、児童生徒の実態に応じて学校が創意を生かして行う総合的な学習の時間を適切に展開できるよう配慮する。

(カ) 指導内容に取り上げた事項のまとめ方や重点の置き方を検討する。

イ 指導内容を組織する。

(ア) 各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動について、各教科等間の指導内容相互の関連を図る。

(イ) 各教科等の指導内容相互の関連を明確にする。

(ウ) 発展的、系統的な指導ができるように指導内容を配列し組織する。特に、小学部において、内容を2学年まとめて示した教科については、2学年間を見通した適切な指導計画を作成する。

(エ) 小学部の各学年において、合科的・関連的な指導について配慮する。

(オ) 各教科等の内容の全部又は一部を合わせて指導を行う場合には、内容相互の関連や系統性について配慮する。

ウ 授業時数を配当する。

(ア) 指導内容との関連において、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動の年間授業時数を定める。

(イ) 各教科等や学習活動の特質に応じて、創意工夫を生かし、1年間の中で、学期、月、週ごとの各教科の授業時数を定める。

(ウ) 各教科等の内容の全部又は一部を合わせて指導を行う場合には、授業

時数を適切に定めること。

- (イ) 各教科等の授業の1単位時間を、児童生徒の障害の状態及び発達の段階並びに各教科等や学習活動の特質を考慮して適切に定める。

### 3 学校の教育目標の設定

特別支援学校の目的や小学部・中学部の目標は、学校教育法及び学習指導要領に示されており、各学校においては、その達成を目指して教育を行わなければならない。しかし、法律等に規定された目的や目標は一般的であり、各学校においては、児童生徒の実態や学校の置かれている各種の条件を分析して検討した上でそれぞれの学校の教育の課題を正しくとらえ、それに応じた具体的な強調点や留意点を明らかにした教育目標を設定する必要がある。各学校の教育課程は、それぞれの学校の教育目標の実現を目指して編成されるものであり、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動の目標やねらい、指導内容に十分反映するようにすることが大切である。

学校の教育目標をこのようにとらえると、それは、法律等で定められている学校の目的や目標の達成を前提とするものであり、また、学習指導要領に示されている各教科等の目標やねらいを前提とするものであることが必要である。また、地域や学校及び児童生徒の実態に即したものであること、校長をはじめとする教職員の考えが反映されたものであること、教育的価値が高く、継続的な実践が可能なものであることなどが必要である。

以上のことを見ると、各学校で設定する教育目標は、次のような要件を具備する必要がある。

- (1) 法律等に定められた特別支援学校の目的や目標を前提とするものであること。
- (2) 学習指導要領に示す各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動の目標やねらいを前提とするものであること。
- (3) 教育委員会の規則、方針等に従っていること。
- (4) 地域や学校及び児童生徒の実態に即したものであること。
- (5) 教育的価値が高く、継続的な実践が可能なものであること。
- (6) 評価が可能な具体性を有すること。

## 第2節 教育課程の評価

### 1 学校評価における教育課程の評価

#### (1) 学校評価に関する法制度

学校評価については、平成19年6月に学校教育法が改正され、学校評価及び情報提供に関する総合的な規定が設けられた。さらに、平成19年10月に学校教育法施行規則が改正され、自己評価・学校関係者評価の実施・公表、評価結果の設置者への報告に関する規定が新たに設けられた。

#### ○学校教育法

第42条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

第43条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

第82条 第26条、第27条、第31条……、第42条から第44条まで、第47条及び第56条から第60条までの規定は特別支援学校に、……、それぞれ準用する。

#### ○学校教育法施行規則

第66条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たつては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第67条 小学校は、前条第1項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第68条 小学校は、第66条第1項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

第135条 第43条から第49条まで、……第65条から第68条まで及び第82条の規定は、特別支援学校に準用する。

これにより、各特別支援学校は法令上、

- ① 教職員による自己評価を行い、その結果を公表すること、
  - ② 保護者などの学校の関係者による評価（「学校関係者評価」）を行うとともにその結果を公表するよう努めること、
  - ③ 自己評価の結果・学校関係者評価の結果を設置者に報告すること、
- が必要である。

## (2) 学校評価ガイドラインにおける教育課程の評価

文部科学省は、これらの法令上の規定等を踏まえ、平成20年1月31日に「学校評価ガイドライン〔改訂〕」を作成した。その中では、具体的にどのような評価項目・指標等を設定するかは各学校が判断すべきことではあるが、その設定について検討する際の視点となる例が示されており、「教育課程・学習指導」については、次のような例が示されている。

### ○ 各教科等の授業の状況

- ・ 説明、板書、発問など、各教師の授業の実施方法
- ・ 視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の活用
- ・ 体験的な学習や問題解決的な学習、児童生徒の興味・関心を生かした自主的・自発的な学習の状況
- ・ 個別指導やグループ別指導、習熟度に応じた指導、児童生徒の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの個に応じた指導の方法等の状況
- ・ ティーム・ティーチング指導などにおける教師間の協力的な指導の状況
- ・ 学級内における児童生徒の様子や、学習に適した環境に整備されているかなど、学級経営の状況
- ・ コンピュータや情報通信ネットワークを効果的に活用した授業の状況
- ・ 学習指導要領や各教育委員会が定める基準にのっとり、児童生徒の発達の段階に即した指導に関する状況
- ・ 授業や教材の開発に地域の人材など外部人材を活用し、より良いものとする工夫の状況

### ○ 教育課程等の状況

- ・ 学校の教育課程の編成・実施の考え方についての教職員間の共通理

### 解の状況

- ・ 児童生徒の学力・体力の状況を把握し、それを踏まえた取組の状況
- ・ 児童生徒の学習について観点別学習状況の評価や評定などの状況
- ・ 学校図書館の計画的利用や、読書活動の推進の取組状況
- ・ 体験活動、学校行事などの管理・実施体制の状況
- ・ 部活動など教育課程外の活動の管理・実施体制の状況
- ・ 必要な教科等の指導体制の整備、授業時数の配当の状況
- ・ 学習指導要領や各教育委員会が定める基準にのっとり、児童生徒の発達の段階に即した指導の状況
- ・ 教育課程の編成・実施の管理の状況
  - (例：教育課程の実施に必要な、各教科等ごと等の年間の指導計画や週案などが適切に作成されているかどうか)
- ・ 児童生徒の実態を踏まえた、個別指導やグループ別指導、習熟度に応じた指導、補充的な学習や発展的な学習など、個に応じた指導の計画状況
- ・ 幼小連携、小中連携、中高連携など学校間の円滑な接続に関する工夫の状況
- ・ (データ等) 学力調査等の結果
- ・ (データ等) 運動・体力調査の結果
- ・ (データ等) 児童生徒の学習についての観点別学習状況の評価・評定の結果

各学校は、例示された項目を網羅的に取り入れるのではなく、その重点目標を達成するために必要な項目・指標等を精選して設定することが期待されるが、その際、教育課程もその重要な評価対象となり得る。

なお、特別支援学校は、児童生徒の障害に応じた教育を行うことから、教育課程の編成や教材・教具、施設・設備の工夫と整備、医療・福祉等関係機関との連携、個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成など、児童生徒の多様な実態等を踏まえた対応が必要である。また、小・中学校等の要請に応じ、特別支援教育に関する助言・援助を行うこと(センター的機能)も期待されるなどの特性が存在する。このことから、学校評価の進め方や具体的な評価項目・指標等の設定などに当たっては、その特性にかんがみ、適宜ふさわしい在り方を考慮しながら取組を進めることが重要である。

## 2 教育課程の改善

### (1) 改善の意義

教育課程の評価に統いて行われなければならないのは、その改善である。教育課程についての評価が行われたとしても、これがその改善に活用されなければ、評価本来の意義が発揮されない。このため、各学校においては、児童生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、児童生徒の障害の状態及び発達の段階や特性等並びに地域や学校の実態を十分考慮して編成、実施した教育課程が目標を効果的に実現する働きをするよう改善を図ることが求められる。教育課程の評価が積極的に行われてはじめて、望ましい教育課程の編成、実施が期待できる。教育課程の改善は、編成した教育課程をより適切なものに改めることであるが、これは教育課程を児童生徒の障害の状態及び発達の段階や特性等並びに地域や学校の実態に即したものにすることにほかならない。この意味から、学校は教育課程を絶えず改善する基本的態度をもつことが必要である。このような改善によってこそ学校の教育活動が充実するとともに質を高めて、その効果を一層上げることが期待できる。

## (2) 改善の方法

教育課程の改善の方法は、各学校の創意工夫によって具体的には異なるであろうが、一般的には次のような手順が考えられる。

- ① 評価の資料を収集し、検討すること。
- ② 整理した問題点を検討し、原因と背景を明らかにすること。
- ③ 改善案をつくり、実施すること。

指導計画における指導目標の設定、指導内容の配列や構成、予測される学習活動などのように、比較的直ちに修正できるものもあれば、人的、物的諸条件のように、比較的長期の見通しの下に改善の努力を傾けなければならぬものもある。また、個々の部分修正にとどまるものもあれば、広範囲の全体修正を必要とするものもある。さらに学校内の教職員の努力によって改善できるものもあれば、学校外へ働きかけるなどの改善の努力を必要とするものもある。教育課程の改善は、それらのことを見定めて実現を図っていかなければならない。なお、改善に当たっては、教育委員会の指導助言を役立てるようにすることも大切である。

このようにして、児童生徒の障害の状態及び発達の段階や特性等並びに地域や学校の実態に即し、各学校の創意工夫を生かしたより一層適切な教育課程を編成するよう努めなければならない。

## **第2部 小学部・中学部学習指導要領 総則等の解説**

# 第1章 教育課程の編成及び実施

小学部・中学部学習指導要領第1章総則においては、教育目標を定めるとともに、教育課程の編成、実施について各教科等にわたる通則的事項を示している。したがって、各学校においては、総則に示されている事項に従い、創意工夫を加えて教育課程を編成し、実施する必要がある。

## 第1節 教育目標

(第1章第1節)

### 第1節 教育目標

小学部及び中学部における教育については、学校教育法第72条に定める目的を実現するために、児童及び生徒の障害の状態及び特性等を十分考慮して、次に掲げる目標の達成に努めなければならない。

- 1 小学部においては、学校教育法第30条第1項に規定する小学校教育の目標
- 2 中学部においては、学校教育法第46条に規定する中学校教育の目標
- 3 小学部及び中学部を通じ、児童及び生徒の障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能、態度及び習慣を養うこと。

教育基本法には、教育の目的（第1条）、教育の目標（第2条）、義務教育（第5条）、学校教育（第6条）などが定められている。また、学校教育法には、特別支援学校の目的（第72条）が定められており、この目的を実現するために、小学部・中学部学習指導要領の総則において、教育目標を定めている。

第72条 特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

すなわち、「小学部及び中学部における教育については、学校教育法第72条に定める目的を実現するために、」として、教育目標が特別支援学校の目的を実現するために限定されることを明らかにするとともに、この目標の達成に当たって

は「児童及び生徒の障害の状態及び特性等を十分考慮」すべきことを明示している。また、教育目標は次の3項目にわたって示されている。

### ○ 第1項及び第2項

特別支援学校の小学部・中学部の教育目標については、第1項及び第2項において示すとおり、学校教育法第72条の前段「……小学校、中学校……に準ずる教育を施す」という規定の意味を明らかにしたものである。つまり、特別支援学校の小学部及び中学部の教育目標については、それぞれ小学校教育の目標（第30条第1項）及び中学校教育の目標（第46条）と同一の目標の達成に努めなければならないことを示している。また、小学校教育及び中学校教育は、義務教育の目標（第21条）を達成するよう行われるものとされており、小学部・中学部における教育についても同様である。

第21条 義務教育として行われる普通教育は、教育基本法（平成18年法律第120号）第5条第2項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

第1号～第10号（略）

第30条 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現するために必要な程度において第21条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

2（略）

第46条 中学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、第21条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

### ○ 第3項

第3項は、第72条の後段「障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。」を受けて設定されたものである。すなわち、特別支援学校の小学部及び中学部は、小学校教育及び中学校教育と同一の目標を掲げていることに加え、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能を授けることを目的としているのである。したがって、特別支援学校における教育については、小学校又は中学校における教育には設けられていない特別の指導領域が必要であると同時に、それが特に重要な意義をもつものと言える。第3項の教育目標は、このような観点から定められたものであって、人間形成を図る上で障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能、態度を養うことから、その習慣形成に至るまでを目指している。

今回の改訂では、学校教育法第72条の改正を踏まえ、従前の「障害に基づく

種々の困難を改善・克服する」を「障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図る」と改めた。

特別支援学校における教育の目的や目標については、以上のように教育基本法、学校教育法及び小学部・中学部学習指導要領において、一般的な定めがなされているので、各学校において、当該学校の教育目標を設定する場合には、これらを基盤としながら、地域や学校の実態に即した教育目標を設定する必要がある。

## 第2節 教育課程の編成の一般方針

小学部・中学部学習指導要領第1章総則第2節第1の一般方針においては、教育課程の編成の基本的な仕組みを示すとともに、教育課程の編成において特に配慮する必要のある事項について示している。

### 1 教育課程の編成の原則（第1章第2節第1の1）

#### 第1 一般方針

1 各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い、児童又は生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、その障害の状態及び発達の段階や特性等並びに地域や学校の実態を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。

学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、児童又は生徒に生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努めなければならない。その際、児童又は生徒の発達の段階を考慮して、児童又は生徒の言語活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、児童又は生徒の学習習慣が確立するよう配慮しなければならない。

#### (1) 教育課程の編成の主体

教育課程の編成主体については、小学部・中学部学習指導要領第1章総則第2節第1の1において「各学校においては、……適切な教育課程を編成するものとし」と示している。今回の改訂においても、「創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する」ことが示され、教育課程編成における学校の主体性を発揮する必要性が引き続き強調されている。

学校において教育課程を編成することは、学校教育法（第82条の規定により特別支援学校に準用される第37条第4項）において「校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。」と規定されていることから、学校の長たる校長が責任者となって編成するということである。これは権限と責任の所在を示したものであり、学校は組織体であるから、教育課程の編成作業は、当然ながら全教職員の協力の下に行わなければならない。「総合的な学

習の時間」をはじめとして、創意工夫を生かした教育課程を各学校で編成することが求められており、学級や学年、各部の枠を超えて教師同士が連携協力するこますます重要となっている。

各学校には、校長、教頭のほかに教務主任をはじめとして各主任等が置かれ、それらの担当者を中心として全教職員がそれぞれ校務を分担処理している。各学校の教育課程は、これらの学校の運営組織を生かし、各教職員がそれぞれの分担に応じて十分研究を重ねるとともに教育課程全体のバランスに配慮しながら、創意工夫を加えて編成することが大切である。また、校長は、学校全体の責任者として指導性を發揮し、家庭や地域社会との連携を図りつつ、学校として統一のあるしかも一貫性をもった教育課程の編成を行うよう努めることが必要である。

なお、今回の改訂において、「各学校においては、……適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。」との記述が追加された。これは、前述のとおり、教育基本法第2条（教育の目標）、学校教育法第21条（義務教育の目標）、第30条第1項（小学校教育の目標）及び第46条（中学校教育の目標）は、いずれも「目標を達成するよう行われるものとする。」と規定していることを踏まえたものである。本項においても、「目標を達成するよう」という規定ぶりであることから、教育基本法第2条と同様、児童生徒が目標を達成することを義務付けるものではないが、今回の改訂により、各学校は、教育基本法、学校教育法及び学習指導要領に掲げる目標を達成するよう教育を行う必要があることが明確になった。

## (2) 教育課程の編成の原則

ア 教育基本法及び学校教育法その他の法令並びに学習指導要領の示すところに従うこと

学校において編成される教育課程については、公教育の立場から教育基本法及び学校教育法その他の法令により種々の定めがなされているので、これらの法令に従って編成しなければならない。

小学部・中学部学習指導要領第1章総則第2節第1の1において、「各学校においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの章以下に示すところに従い、……適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。」と示している。

この「教育基本法及び学校教育法その他の法令」とは、本編第1部第1章第2節教育課程に関する法制で説明したとおり、教育基本法、学校教育

法、学校教育法施行規則、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等である。

なお、学校における政治教育及び宗教教育については、教育基本法に次のように規定されているので、各学校において教育課程を編成、実施する場合にも当然これらの規定に従わなければならない。

(政治教育)

第14条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

(宗教教育)

第15条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

次に、「この章以下に示すところ」とは、言うまでもなく学習指導要領を指している。

学習指導要領は、学校教育法第77条を受けた学校教育法施行規則第129条において「特別支援学校の教育課程については、この章に定めるものほか、教育課程その他の保育内容の基準又は教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する特別支援学校幼稚部教育要領、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領及び特別支援学校高等部学習指導要領によるものとする。」と示しているように、法令上の根拠に基づいて定められているものである。したがって、学習指導要領は、国が定めた教育課程の基準であり、各学校における教育課程の編成及び実施に当たって基準として従わなければならないものである。

教育課程は、児童生徒の障害の状態及び発達の段階や特性等並びに地域や学校の実態を考慮し、教師の創意工夫を加えて学校が編成するものである。教育課程の基準もその点に配慮して定められているので、教育課程の編成に当たっては、法令や学習指導要領の内容について十分理解するとともに創意工夫を加え、学校の特色を生かした教育課程を編成することが大切である。

イ 児童生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、その障害の状態及び

発達の段階や特性等並びに地域や学校の実態を十分考慮すること

小学部・中学部学習指導要領第1章総則第2節第1の1においては「各学校においては、……児童又は生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、その障害の状態及び発達の段階や特性等並びに地域や学校の実態を十分考慮して、適切な教育課程を編成するものとし、これらに掲げる目標を達成するよう教育を行うものとする。」と示している。

「児童又は生徒の人間として調和のとれた育成を目指す」ということは、まさに学校教育の目的そのものであって、教育課程の編成もそれを目指して行わなければならない。特に今回の改訂においては、教育基本法に義務教育の目的（第5条第2項）、学校教育法に義務教育の目標（第21条）がそれぞれ規定されたことを踏まえ、義務教育9年間を見通して、発達の段階に応じた小学部における教育と中学部における教育の連続性の確保を重視していることに留意する必要がある。

次に、地域や学校の実態を考慮するということは、各学校において教育課程を編成する場合には、地域や学校の実態を的確に把握し、児童生徒の人間として調和のとれた発達を図るという観点から、それを学校の教育目標の設定、指導内容の組織あるいは授業時数の配当などに十分反映させる必要があるということである。

#### (ア) 児童生徒の障害の状態及び発達の段階や特性等

小学部・中学部学習指導要領第1章第2節第1の1の規定は、各学校において教育課程を編成する場合には、児童生徒の調和のとれた発達を図るという観点から、児童生徒の障害の状態及び発達の段階や特性等を十分把握して、これを教育課程の編成に反映させることが必要であるということを強調したものである。

一般に、特別支援学校に在籍する児童生徒の障害の状態は多様であり、個人差が大きい。また、個々の児童生徒についてみると、心身の発達の諸側面に不均衡が見られることも少なくない。各学校においては、このような児童生徒の障害の状態や発達の段階を的確に把握し、これに応じた適切な教育を展開することができるよう十分配慮することが必要である。

また、特別支援学校において個々の児童生徒の実態を考える場合、障害の状態とそれに起因する発達の遅れのみに目が向きがちであるが、それ以外にも能力・適性、興味・関心や性格、さらには進路などの違いにも注目していくことが大切である。小学部及び中学部の段階は、6歳から15歳という心身の成長の著しい時期である。小学部の児童はそれぞれ

能力・適性、興味・関心、性格等が異なっている。そのため、児童の発達の過程などを的確にとらえるとともに、その学校あるいは学年などの児童の特性や課題について十分配慮して、適切な教育課程を編成することが必要である。また、中学部の生徒は小学部段階と比べ心身の発達上の変化が著しく、生徒の能力・適性、興味・関心等の多様化が一層進展するとともに、内面的な成熟へと進み、性的にも成熟し、知的な面では抽象的、論理的思考が発達するとともに社会性なども発達してくる。したがって、学年による生徒の発達の段階の差異にも留意しなければならない。

各学校においては、児童生徒の発達の過程などを的確に把握し、個々の児童生徒の障害の状態や特性及び課題についても十分配慮して、適切な教育課程を編成することが必要である。

#### (イ) 地域の実態

今回の教育基本法改正により、同法に「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。」との規定（第13条）が置かれた。また、学校教育法には、「小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。」（第43条）と定められた（同法第82条の規定により特別支援学校に準用）。これらの規定が示すとおり、学校は地域社会を離れては存在し得ないものであり、児童生徒は家庭や地域社会で様々な経験を重ねて成長している。

地域には、都市、農村、山村、漁村など生活条件や環境の違いがあり、産業、経済、文化等にそれぞれ特色をもっている。このような学校を取り巻く地域社会の実情を十分考慮して教育課程を編成することが大切である。とりわけ、学校の教育目標や指導内容の選択に当たっては、地域の実態を考慮することが大切である。そのためには、地域社会の現状はもちろんのこと、歴史的な経緯や将来への展望など、広く社会の変化に注目しながら地域社会の実態を十分分析し検討して的確に把握することが必要である。また、地域の教育資源や学習環境（近隣の学校、社会教育施設、児童生徒の学習に協力することのできる人材等）の実態を考慮し、教育活動を計画することが必要である。

なお、学校における教育活動が学校の教育目標に沿って一層効果的に展開されるためには、家庭や地域社会と学校との連携を密にすることが

必要である。すなわち、学校の教育方針や特色ある教育活動の取組、児童生徒の状況などを家庭や地域社会に説明し、理解を求め協力を得ること、学校が家庭や地域社会からの要望にこたえることが大切であり、このような観点から、その積極的な連携を図り、相互の意思の疎通を図つて、それを教育課程の編成、実施に生かしていくことが大切である。

#### (ウ) 学校の実態

学校規模、教職員の状況、施設設備の状況、児童生徒の実態などの人的、物的条件の実態は学校によって異なっている。

教育課程の編成に際しては、このような学校のもつ条件が密接に関連してくるので、効率的な教育活動を実施するためには、これらの条件を十分考慮することが大切である。そのためには、これらの条件を客観的に把握しなければならないが、特に、児童生徒の特性や教職員の構成、教師の指導力、教材・教具の整備状況、地域住民による協力体制の整備状況などについて分析し、教育課程の編成に生かすことが必要である。

以上、教育課程編成の原則を述べてきたが、校長を中心として全教職員が共通理解を図りながら、学校として統一のある特色をもった教育課程を編成することが望まれる。

### (3) 生きる力をはぐくむ各学校の特色ある教育活動の展開

小学部・中学部学習指導要領第1章総則第2節第1の1の後段に「学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、児童又は生徒に生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努めなければならない。その際、児童又は生徒の発達の段階を考慮して、児童又は生徒の言語活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、児童又は生徒の学習習慣が確立するよう配慮しなければならない。」ことを示している。「生きる力」とは、平成8年7月の中央教育審議会答申において、基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力などであると指摘されている。今回の改訂においても、「児童又は生徒に生きる力をはぐくむことを目指すと規定しているのは、①新しい知識・情報・

技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す、いわゆる「知識基盤社会」の時代の中で、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視する生きる力をはぐくむことがますます重要になっていることや、②改正教育基本法や同法を受けて改正された学校教育法において、知・徳・体のバランス、基礎的・基本的な知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学習意欲が重視される必要がある旨が法律上規定されたことを受けたものである。

このため、これからの中学校教育においては、平成20年1月の中央教育審議会答申でも指摘されているように、①基礎的・基本的な知識・技能の習得、②思考力・判断力・表現力等の育成、③学習意欲の向上や学習習慣の確立、④豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実をバランスよく図ることが求められている。総則第2節第1の1の後段は、このような今回の学習指導要領の改訂の基本方針を教育課程編成、実施の理念として示したものである。

すなわち、①及び②については、各教科では、基礎的・基本的な知識・技能を習得しつつ、観察・実験をし、その結果をもとにレポートを作成する、文章や資料を読んだ上で、知識や経験に照らして自分の考えをまとめて論述するといったそれぞれの教科の知識・技能の活用を図る学習活動を行い、それを総合的な学習の時間を中心に行われている教科等を横断した課題解決的な学習や探究活動へと発展させることが重要である。これらの学習活動は相互に関連し合っており、截然と分類できるものではなく、知識・技能の活用を図る学習活動や総合的な学習の時間を中心とした探究活動を通して、思考力・判断力・表現力等がはぐくまれるとともに、知識・技能の活用を図る学習活動や探究活動が知識・技能の習得を促進するなど、実際の学習の過程としては、決して一つの方向で進むだけではないことに留意する必要がある。

③については、個別指導やグループ別指導、繰り返し指導、学習内容の習熟の程度に応じた指導など個に応じた指導の充実により分かる喜びを実感したり、観察・実験やレポートの作成、論述などの体験的な学習や知識・技能の活用を図る学習活動、職業や自己の将来に関する学習などを通し学ぶ意義を認識したりすることで学習意欲を高めることが求められる。また、小学部及び中学部を通じて学習習慣を確立することは極めて重要であり、家庭との連携を図りながら、宿題や予習・復習など家庭での学習課題を適切に課すなど家庭学習も視野に入れた指導を行う必要がある。

④については、「第1 教育課程編成の一般方針」の2で道徳教育について、3で体育・健康に関する指導についてそれぞれ示している。

以上のこととは創意工夫を生かし特色ある教育活動を展開することにより、効果的に実現されるものである。各学校においては、これらの趣旨を十分理解し、教育課程の編成、実施に生かすようにしなければならない。

## 2 道徳教育（第1章第2節第1の2）

2 学校における道徳教育は、道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳の時間はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動のそれぞれの特質に応じて、児童又は生徒の発達の段階を考慮して、適切な指導を行わなければならない。

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うこととする。

小学部において道徳教育を進めるに当たっては、教師と児童及び児童相互の人間関係を深めるとともに、児童が自己の生き方についての考え方を深め、家庭や地域社会との連携を図りながら、集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動などの豊かな体験を通して児童の内面に根ざした道徳性の育成が図られるよう配慮しなければならない。その際、特に児童が基本的な生活習慣、社会生活上のきまりを身に付け、善悪を判断し、人間としてしてはならないことをしないようにすることなどに配慮しなければならない。

中学部において道徳教育を進めるに当たっては、教師と生徒及び生徒相互の人間関係を深めるとともに、生徒が道徳的価値に基づいた人間としての生き方についての自覚を深め、家庭や地域社会との連携を図りながら、職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動などの豊かな体験を通して生徒の内面に根ざした道徳性の育成が図られるよう配慮しなければならない。その際、特に生徒が自他の生命を尊重し、規律ある生活ができ、自分の将来を考え、法やきまりの意義の理解を深め、主体的に社会の形成に参画し、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けるようにすることなどに配慮しなければならない。

### (1) 道徳教育の目標

道徳教育は、豊かな心をもち、人間としての生き方の自覚を促し、道徳性

を育成することをねらいとする教育活動であり、社会の変化に主体的に対応して生きていくことができる人間を育成する上で重要な役割をもっている。今日の家庭や地域社会及び学校における道徳教育の現状や児童生徒の実態などからみて、さらに充実を図ることが強く要請されている。

学校における道徳教育の目標は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、今日的課題を加味して設定されたものである。

道徳教育の目標は、小学部・中学部学習指導要領第1章総則第2節第1の2の第2段落で次のように示している。

「道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うこととする。」

総則に示されている目標のうち、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛」すること、「公共の精神を尊」ぶこと、「他国を尊重」すること、「環境の保全に貢献」することについては、改正教育基本法により新たに規定された理念を踏まえ記述を加えたものである。

道徳教育の目標として盛り込まれている環境の保全などの理念は、地球的視野で考え、様々な課題を自らの問題としてとらえ、身近なところから取り組み、社会の持続可能な発展の担い手として個人を育成することにつながるものであり、その点にも留意して指導が行われることが重要である。

さらに、道徳の目標として、第3章道徳で準用する小学校学習指導要領（中学校学習指導要領）第3章道徳の第1目標の前段に、「道徳教育の目標は、第1章総則の第1の2に示すところにより、学校の教育活動全体を通じて、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うこととする。」と示している。

これは、学校の全教育活動を通じて行う道徳教育の目標であり、道徳教育の要の時間である道徳の時間の目標もこれに基づくとともに、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動などの指導を通じて行う道徳教育も、常にこの目標の実現を目指して行われなければならない。

つまり、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動が、それぞれ固有の目標やねらいの実現を目指しながら、それぞれ

の特質に応じて適時適切な指導を行い道徳性の育成を図るようにすることが大切である。

## (2) 道徳の時間の意義

このような道徳教育の目標を実現するため、小学部・中学部学習指導要領第1章総則第2節第1の2の前段において、「学校における道徳教育は、道徳の時間を<sup>かなめ</sup>要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳の時間はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動のそれぞれの特質に応じて、児童又は生徒の発達の段階を考慮して、適切な指導を行わなければならない。」と示している。

小学部における道徳の時間の目標は、小学校学習指導要領第3章道徳第1目標の後段に、「道徳の時間においては、以上の道徳教育の目標に基づき、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し、道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深め、道徳的実践力を育成するものとする。」と示している。また、中学部についても、中学校学習指導要領第3章道徳第1目標に、同様の規定を示している。

道徳の時間は、学校における道徳教育のいわば扇の<sup>かなめ</sup>要となる重要な時間であるが、道徳の時間のみで道徳教育のすべてが行われるものではない。学校の教育活動全体を通じてそれぞれの教育活動の特質に応じて行われる道徳教育と、それらを補充、深化、統合する道徳の時間とがうまく機能することによって、その効果が期待できる。したがって、道徳教育の目標がより効果的に実現されるには、小学部での道徳の時間においては、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動における道徳教育と密接に関連を図りながら計画的、発展的に指導を行うことが必要である。また、中学部においても、各教科、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動における道徳教育と密接に関連を図りながら計画的、発展的に指導を行うことが必要である。

小学校学習指導要領（中学校学習指導要領）第3章道徳第3において、道徳教育の全体計画と道徳の時間の年間指導計画を作成することを明示している。これは、学校の教育活動全体を通じて行われる道徳教育と道徳の時間との関連を計画の上で具体化することを求めたものであり、このことによって両者の関連を一層緊密にして指導の効果を高めることを意図したものである。

### (3) 家庭や地域社会との連携、豊かな体験を通した道徳性の育成及び指導の重點化

小学部・中学部学習指導要領第1章総則第2節第1の2の後段では、次のように示している。

「小学部において道徳教育を進めるに当たっては、教師と児童及び児童相互の人間関係を深めるとともに、児童が自己の生き方についての考えを深め、家庭や地域社会との連携を図りながら、集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動などの豊かな体験を通して児童の内面に根ざした道徳性の育成が図られるよう配慮しなければならない。その際、特に児童が基本的な生活習慣、社会生活上のきまりを身に付け、善悪を判断し、人間としてしてはならないことをしないようにすることなどに配慮しなければならない。

中学部において道徳教育を進めるに当たっては、教師と生徒及び生徒相互の人間関係を深めるとともに、生徒が道徳的価値に基づいた人間としての生き方についての自覚を深め、家庭や地域社会との連携を図りながら、職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動などの豊かな体験を通して生徒の内面に根ざした道徳性の育成が図られるよう配慮しなければならない。その際、特に生徒が自他の生命を尊重し、規律ある生活ができ、自分の将来を考え、法やきまりの意義の理解を深め、主体的に社会の形成に参画し、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けるようにすることなどに配慮しなければならない。」

小学部において道徳教育を進めるに当たっては、児童相互の好ましい人間関係や児童と教師の信頼関係が確立し、学級の雰囲気も温かく、児童が安心して学習できる雰囲気がなければ実質的な効果は期待できない。この点については日ごろから十分配慮する必要がある。その際、教師は、児童とともに考え、悩み、感動を共有していくという姿勢で指導に当たることも大切である。また、今回の改訂においては、「児童が自己の生き方についての考えを深め」ことが追加して記述された。これは、中学部段階では、「道徳的価値に基づいた人間としての生き方についての自覚を深め」ることを前提に、小学部においては、自ら見つめ、自ら問い合わせることを出発点に、他者、自然や崇高なもの及び集団や社会とのかかわりの中で自らの生き方についての考えを深めることが重要であることを示したものである。

次に、日常生活における道徳的実践を促すためには家庭や地域社会との連携が不可欠であり、保護者や地域の人々の協力による道徳教育が充実できるよう連携を十分図っていく必要がある。さらに、社会の一員であるという自覚と互いが支え合う社会の仕組みを考え、平素と異なる生活環境にあって人

間関係など集団生活の在り方などについて望ましい体験を積む集団宿泊活動、自分自身をも高めるためのボランティア活動、自然や動植物を愛し大に心する心や感動する心などを育てるための自然体験活動など、学校の教育活動全体において各教育活動の特質や児童の興味・関心を考慮し、広い意味での豊かな体験をさせることを通して自然な形で児童の内面に根ざした道徳性が育成されるようになることが大切である。特に今回、発達の段階を踏まえた指導を重視する観点から、小学部においては、体験活動の例示として集団宿泊活動を追加した。また、これらの体験活動は、一定期間にわたって行うことにより、一層意義が深まるものである。

また、今回の改訂では、道徳教育についても児童の発達の段階を考慮し、小学部段階においては、特に、基本的な生活習慣や社会生活上のきまりを身に付けること、善悪を判断し、人間としてしてはならないことをしないようにすることなどをそれぞれ重視することを、第1章総則第1の2において示した。

その中でも特に小学部における教育では、小学校学習指導要領第3章道徳第3で、各学年を通じて自立心や自律性、自他の生命を尊重する心を育てることを前提に、特に低学年ではあいさつなどの基本的な生活習慣、社会生活上のきまりを身に付け、善悪を判断し、人間としてしてはならないことをしないこと、中学年では集団や社会のきまりを守り、身近な人々と協力し助け合う態度を身に付けること、高学年では法やきまりの意義を理解すること、相手の立場を理解し、支え合う態度を身に付けること、集団における役割と責任を果たすこと、国家・社会の一員としての自覚をもつことなどに配慮した指導を行うことが大切であることを示している。また、高学年においては、悩みや葛藤等の心の揺れ、人間関係の理解等の課題を積極的に取り上げ、自分の生き方についての考えを一層深められるように指導を工夫することの重要性も指摘されている。

中学部における道徳教育は、生徒相互の好ましい人間関係や生徒と教師の信頼関係が確立していかなければ実質的な効果は期待できないものであり、この点については日ごろから十分配慮する必要がある。その際、教師は、生徒が人間としての生き方について考えを深められるよう、生徒とともに考え、悩み、感動を共有していくという姿勢で指導に当たることも大切である。

中学部の時期は、人生にかかわる諸問題について関心が高まり、自ら人間らしい生き方を求め始める時期である。したがって、この時期に、人間性についての理解を深め、主体的によりよい人生を築いていくための基礎を学ぶことや、人間としてよりよく生きようとする意欲や態度を育てることなど、

人間としての生き方についての自覚を深める学習を行うことは大切である。そして、このような指導は、道徳の時間はもとより、各教科、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動においても行う必要がある。特に、今回の改訂においては、「生徒が道徳的価値に基づいた人間としての生き方についての自覚を深め」と「道徳的価値に基づいた」との規定を追加している。人間は、自らの生きる意味や自己の存在価値にかかわることについては、全人格をかけて取り組むものである。この改正は、生徒自身の、道徳的価値に基づいた人間としての生き方についての自覚を深めることとかかわって指導されてこそ、真に道徳的実践力の育成が可能になることを踏まえたものである。

次に、日常生活における道徳的実践を促すためには家庭や地域社会との連携が不可欠であり、保護者や地域の人々の協力による道徳教育が充実できるよう連携を十分図っていく必要がある。さらに、社会とのかかわりを踏まえ、人間としての生き方を実感できる職場体験活動や、他の人々や社会のために役立つとともに自分が価値ある存在であることを実感できるボランティア活動、自然のすばらしさを味わうとともにそれを愛護しようとする気持ちを実感できる自然体験活動など、学校の教育活動全体において各教育活動の特質や生徒の興味・関心を考慮し、広い意味での豊かな体験をさせることを通して自然な形で生徒の内面に根ざした道徳性が育成されるようにすることが大切である。特に今回、発達の段階を踏まえた指導を重視する観点から、中学部においては、体験活動の例示として職場体験活動を追加した。また、これらの体験活動は、一定期間にわたって行うことにより、一層意義が深まるものである。このような指導を通して、特に、規律ある生活ができ、自分の将来を考え、国際社会に生きる日本人としての自覚が身に付くようにすることが大切である。

また、今回の改訂では、道徳教育についても生徒の発達の段階を考慮し、中学部段階においては、特に、自他の生命を尊重すること、規律ある生活ができるここと、自分の将来を考え、法やきまりの意義の理解を深め、主体的に社会の形成に参画すること、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けるようにすることなどをそれぞれ重視することを、小学部・中学部学習指導要領の第1章総則第1の2において示した。

中学部における教育については、中学校学習指導要領第3章道徳第3で、悩みや葛藤等の思春期の心の揺れ、人間関係の理解等の課題を積極的に取り上げ、道徳的価値に基づいた人間としての生き方についての考えを深められるよう配慮することが規定されている。

なお、道徳教育及び道徳の時間の指導については、小学校学習指導要領解

説道德編及び中学校学習指導要領解説道德編で詳述しているので参照されたい。

### 3 体育・健康に関する指導（第1章第2節第1の3）

3 学校における体育・健康に関する指導は、児童又は生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、小学部の体育科及び中学部の保健体育科の時間はもとより、小学部の家庭科（知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校においては生活科）、中学部の技術・家庭科（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては職業・家庭科）、特別活動、自立活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。

これからの中学校を生きる児童生徒に、健やかな心身の育成を図ることは極めて重要である。体力は、人間の活動の源であり、健康の維持のほか意欲や気力といった精神面の充実に大きくかかわっており、生きる力を支える重要な要素である。児童生徒の心身の調和的発達を図るために、運動を通じて体力を養うとともに、食育の推進を通して望ましい食習慣を身に付けるなど、健康的な生活習慣を形成することが必要である。また、児童生徒の安全・安心に対する懸念が広がっていることから、安全に関する指導の充実が必要である。さらに、児童生徒が心身の成長発達について正しく理解することが必要である。こうした現代的課題に対して、今回の改訂では、学校における体育・健康に関する指導に、児童生徒の発達の段階を考慮して学校教育活動全体として取り組むことが必要であることを強調したものである。

体育・健康に関する指導は、健康・安全で活力ある生活を営むために必要な資質や能力を育て、心身の調和的な発達を図ることをねらいとするものである。

したがって、体育に関する指導については、子どもの体力水準が全体として低下していることがうかがえるとともに、積極的に運動する子どもとそうでない子どもに分散が拡大しているとの指摘があることから、生涯にわたって運動やスポーツを豊かに実践していくことと体力の向上を重視し、児童生徒が自ら

進んで運動に親しむ資質や能力を身に付け、心身を鍛えることができるようになることが大切である。

このため、小学部では教科としての体育科において、基礎的な身体能力の育成を図るとともに、運動系のクラブ活動、運動会、遠足や集会などの特別活動や教育課程外の学校教育活動などを相互に関連させながら、学校教育活動全体として効果的に取り組むことが求められている。

また、中学部では教科としての保健体育科において、基礎的な身体能力の育成を図るとともに、運動会、遠足や集会などの特別活動や運動部活動などの教育課程外の学校教育活動などを相互に関連させながら、学校教育活動全体として効果的に取り組むことが求められている。

健康に関する指導については、児童生徒が身近な生活における健康に関する知識を身に付けることや活動を通じて自主的に健康な生活を実践することができる資質や能力を育成することが大切である。

特に、学校における食育の推進においては、偏った栄養摂取などによる肥満傾向の増加など食に起因する健康課題に適切に対応するため、児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることにより、生涯にわたって健やかな心身と豊かな人間性をはぐくんでいくための基礎が培われるよう、栄養のバランスや規則正しい食生活、食品の安全性などの指導が一層重視されなければならない。また、これら心身の健康に関する内容に加えて、自然の恩恵・勤労などへの感謝や食文化などについても教科等の内容と関連させた指導を行うことが効果的である。食に関する指導に当たっては、栄養教諭等の専門性を生かすなど教師間の連携に努めるとともに、地域の産物を学校給食に使用するなどの創意工夫を行いつつ、学校給食の教育的効果を引き出すよう取り組むことが重要である。

さらに、安全に関する指導においては、身の回りの生活の安全、交通安全、防災に関する指導を重視し、安全に関する情報を正しく判断し、安全のための行動に結び付けるようにすることが重要である。なお、児童生徒が心身の成長発達に関して適切に理解し、行動することができるようにする指導に当たっては、学校の教育活動全体で共通理解を図り、家庭の理解を得ることに配慮するとともに、関連する教科、特別活動等において、発達の段階を考慮して、指導することが重要である。

体育・健康に関する指導は、こうした指導を相互に関連させて行うことにより、生涯にわたり楽しく明るい生活を営むための基礎づくりを目指すものである。

したがって、その指導においては、体つくり運動や各種のスポーツ活動はも

とより、保健指導、安全指導、給食指導などの健康に関する指導が重視されなければならない。このような体育・健康に関する指導は、小学部の体育科や中学部の保健体育科の時間だけではなく、小学部の家庭科（知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校においては生活科）や中学部の技術・家庭科（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては職業・家庭科）などの関連の教科や道徳、特別活動、自立活動のほか、総合的な学習の時間なども含めた学校の教育活動全体を通じて行うことによって、その一層の充実を図ることができる。

各学校において、体育・健康に関する指導を効果的に進めるためには、地域や学校の実態及び新体力テストなどを用いて児童生徒の体力や健康状態等を的確に把握し、それにふさわしい学校の全体計画を作成し、地域の関係機関・団体の協力を得つつ、計画的、継続的に指導することが重要である。

また、体育・健康に関する指導を通して、学校生活はもちろんのこと、家庭や地域社会における日常生活においても、自ら進んで運動を適切に実践する習慣を形成し、生涯を通じて運動に親しむための基礎を培うとともに、児童生徒が積極的に心身の健康の保持増進を図っていく資質や能力を身に付け、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮することが大切である。

なお、中学部にあっては、教科担任制を原則としているために、体育・健康に関する指導が保健体育科担当の教員に任せてしまうおそれがある。しかし、体育・健康に関する指導は、学校の教育活動全体を通じて適切に行われるべきものであり、その効果を上げるためにには、保健体育科担当の教員だけでなく、全教職員の理解と協力が得られるよう、学校の実態に応じて指導体制の工夫改善に努めるなど、組織的に進めていくことが大切である。

#### 4 自立活動の指導（第1章第2節第1の4）

4 学校における自立活動の指導は、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し、自立し社会参加する資質を養うため、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、自立活動の時間における指導は、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動と密接な関連を保ち、個々の児童又は生徒の障害の状態や発達の段階等を的確に把握して、適切な指導計画の下に行うよう配慮しなければならない。

この規定の前段において、学校における自立活動の指導は、「自立し社会参

加する資質を養うため」に行うことを行っている。「自立し社会参加する資質」とは、児童生徒がそれぞれの障害の状態や発達の段階等に応じて、主体的に自己の力を可能な限り發揮し、よりよく生きていこうとすること、また、社会、経済、文化の分野の活動に参加することができるようとする資質を意味している。

そして、「学校における自立活動の指導は、……学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。」と示しているのは、自立活動の指導の重要性にかんがみ、学校の教育活動全体を通じて指導することの必要性を強調したものである。

つまり、自立活動の指導は、特設された自立活動の時間はもちろん、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の指導を通じても適切に行わなければならない。自立活動の指導は、学校の教育活動全体を通じて行うものであり、自立活動の時間における指導は、その一部であることを理解する必要がある。

自立活動の指導は、学校の教育活動全体を通じて行うものであることから、自立活動の時間における指導と各教科等における指導とが密接な関連を保つことが必要である。このためこの規定の後段においては、「……特に、自立活動の時間における指導は、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動と密接な関連を保ち……」と示し、このことを強調しているのである。

また、「……個々の児童又は生徒の障害の状態や発達の段階等を的確に把握して、適切な指導計画の下に行う……」と示し、特に、個々の児童生徒の実態に即して作成された個別の指導計画の下に、適切な指導実践が行われることが期待されている。

### 第3節 内容等の取扱いに関する共通的事項

小学部・中学部の教育課程は、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動（知的障害者である児童を教育する場合は、各教科、道徳、特別活動及び自立活動）によって編成すること（学校教育法施行規則第126条、第127条）とし、小学部・中学部学習指導要領において、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動の内容等を定め、各学校の実態に応じた学習活動を行うものとするとしている。したがって、各学校においては、これらの内容等を十分検討して教育課程を編成しなければならない。

学習指導要領第1章総則第2節第2では、各教科、道徳、外国語活動、特別活動及び自立活動の内容等の取扱いに関する原則的な事項を定めている。なお、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の小学部・中学部の各教科及び小学部の外国語活動、すべての特別支援学校の小学部・中学部の道徳及び特別活動については、それぞれ小学校又は中学校の学習指導要領で示すものに準ずるものとされていることに留意する必要がある。

#### 1 各教科等の内容の共通的取扱い

##### (1) 内容の取扱いの原則（第1章第2節第2の1）

###### 第2 内容等の取扱いに関する共通的事項

1 第2章以下に示す各教科、道徳、外国語活動、特別活動及び自立活動の内容に関する事項は、特に示す場合を除き、いずれの学校においても取り扱わなければならない。

これは小学部・中学部学習指導要領に示されている各教科、道徳、外国語活動、特別活動及び自立活動の内容の取扱いについて示したものである。すなわち、学習指導要領は国が定める教育課程の基準であり、各学校において教育課程を編成、実施する際には、学習指導要領の各教科、道徳、外国語活動、特別活動及び自立活動の内容に関する事項は、第2章以下に特に示している場合を除き、必ず取り扱わなければならないことを規定したものである。教育課程の編成に当たっては、まず学習指導要領に示している指導事項を十分研究することが必要である。

なお、「特に示す場合」は、第2章以下のほか、第1章総則第2節第5「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」にも規定しているので留意する必要

がある（本章第7節参照）。

学習指導要領では、各教科、道徳、外国語活動、特別活動及び自立活動の目標を実現するために必要な中核的な内容を示すにとどめているので、各学校においては、配当できる授業時数を考慮しつつ、児童生徒の障害の状態及び発達の段階や特性等並びに地域や学校の実態を踏まえ、具体的な指導内容を確定し、適切に配置しなければならない。

なお、自立活動の内容等の取扱いについては、特別支援学校学習指導要領解説「自立活動編」で詳述しているので、参照されたい。

2 学校において特に必要がある場合には、第2章以下に示していない内容を加えて指導することができる。また、第2章第1節第1款及び同章第2節第1款において準ずるものとしている小学校学習指導要領第2章及び中学校学習指導要領第2章に示す各教科の内容の取扱いのうち内容の範囲や程度等を示す事項は、すべての児童又は生徒に対して指導するものとする内容の範囲や程度等を示したものであり、学校において特に必要がある場合には、この事項にかかわらず指導することができる。ただし、これらの場合には、第2章以下に示す各教科、道徳、外国語活動、特別活動及び自立活動並びに各学年、各分野又は各言語（知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、各教科、道徳、特別活動及び自立活動）の目標や内容の趣旨を逸脱したり、児童又は生徒の負担過重となったりすることのないようにしなければならない。

本項は、前項を踏まえた上で、学校において特に必要であると認められる場合には、学習指導要領に示していない内容でも、これを加えて教育課程を編成、実施することができる事を示しているものである。前項と本項を合わせて学習指導要領に示す内容の取扱いの基本的な原則を示しているものである。すなわち、学習指導要領に示している内容は、すべての児童生徒に対して確実に指導しなければならないものであると同時に、個に応じた指導を充実する観点から、児童生徒の学習状況などその実態等に応じて、学習指導要領に示していない内容を加えて指導することも可能である（学習指導要領の「基準性」）。

このように、学習指導要領の基準性が明確に示されている趣旨を踏まえ、学習指導要領に示している、すべての児童生徒に対して指導するものとする内容の確実な定着を図り、さらに知識・技能を深めたり高めたりするととも

に、思考力・判断力・表現力等を豊かにし、学習意欲を一層高めたりすることが期待される。

学校においては、学習指導要領第2章に示す各教科の内容の規定を踏まえた指導を十全に行った上で、個性を生かす教育を充実する観点から、児童生徒の学習状況などその実態等に応じ、特に必要があると判断する場合には、学習指導要領に示していない内容を加えて指導を行うこともできる。

ただし、これらの場合にあっても、まずは学習指導要領に示しているすべての児童生徒に対して指導するものとする内容の確実な定着が求められるることは前述したとおりである。また、学習指導要領に示した各教科、道徳、外国語活動、特別活動及び自立活動並びに各学年の目標や内容の趣旨を逸脱しないことが必要である。すなわち、学習指導要領に示している内容を児童生徒が理解するために関連のある事柄などについての指導を行うことであって、全く関連のない事柄を脈絡無く教えることは避けなければならない。さらに、これらの指導によって、児童生徒の負担が過重となったりすることのないよう、十分に留意しなければならない。

3 第2章以下に示す各教科、道徳、外国語活動、特別活動及び自立活動並びに各学年、各分野又は各言語の内容に掲げる事項の順序は、特に示す場合を除き、指導の順序を示すものではないので、学校においては、その取扱いについて適切な工夫を加えるものとする。

学習指導要領の第2章以下に示す各教科等の学年別の内容に掲げる事項は、それぞれの教科等の内容を体系的に示す観点から整理して示しているものであり、その順序は、特に示す場合を除き、指導の順序を示すものではない。

したがって、各学校においては、各指導事項の関連を十分検討し、児童生徒の障害の状態及び発達の段階や特性等並びに地域や学校の実態を考慮するとともに、教科書との関連も考慮して、指導の順序やまとめ方に工夫を加え、効果的な指導ができるよう指導内容を組織し指導計画を作成することが必要である。

(2) 学年の目標及び内容をまとめて示した教科の内容の取扱い（第1章第2節第2の4）

4 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部において、学年の目標及び内容を2学年まとめて示した教科及び外国語活動の内容は、2学年間かけて指導する事項を示したものである。各学校においては、これらの事項を地域や学校及び児童の実態に応じ、2学年間を見通して計画的に指導することとし、特に示す場合を除き、いずれかの学年に分けて、又はいずれの学年においても指導するものとする。

小学部の国語、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の各教科、外国語活動、また、社会科の第3学年及び第4学年については、学年の目標及び内容を2学年まとめて示している。これらの教科等が具体的な活動や体験を伴うなどの特性を有していることや実施の経験からみてより弾力的な取扱いがふさわしいことなどを考慮し、学校において地域や学校及び児童の実態に応じた創意工夫を生かした指導が一層できやすくすることを意図したものである。

したがって、各学校においては、これらの教科等の目標及び内容に示している指導事項を十分検討するとともに、地域や学校及び児童の実態を考慮し、2学年間を見通した適切な指導計画を作成し効果的な指導ができるようにする必要がある。その際、内容に示している指導事項については、音楽科におけるA表現領域の共通教材、体育科の保健に関する指導事項、生活科や家庭科における特定の指導事項などのように特に示す場合を除き、いずれかの学年に分けて指導したり、いずれの学年においても指導したりして、確実に身に付けるようにすることが大切である。

### (3) 選択教科の取扱い（第1章第2節第2の5）

5 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学校においては、選択教科を開設し、生徒に履修させることができる。その場合、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 地域や学校、生徒の実態を考慮し、すべての生徒に指導すべき内容との関連を図りつつ、選択教科の授業時数及び内容を適切に定め選択教科の指導計画を作成すること。
- (2) 選択教科の内容については、課題学習、補充的な学習や発展的な学習など、生徒の障害の状態や特性等に応じた多様な学習活動が行えるよう各学校において適切に定めること。その際、生徒の負担過重となることのないようにしなければならない。

(3) 各学校においては、第2章に示す各教科を選択教科として設けることができるほか、地域や学校、生徒の実態を考慮して、特に必要がある場合には、その他特に必要な教科を選択教科として設けることができる。その他特に必要な教科の名称、目標、内容などについては、各学校が適切に定めるものとする。

中学校における選択教科については、中央教育審議会答申（平成20年1月）を受けて、学校教育法施行規則第72条を改正し、中学校の教育課程は、「必修教科、選択教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間」によって編成すると規定していたのを、「国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語の各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動」と改正した。また、同規則第73条及び別表第2において従来選択教科に充てる授業時数が規定されていたが、これを改め、選択教科については、同条及び同表で規定する標準授業時数の枠外において各学校において開設し得ることとした。

特別支援学校の中学校部においても、中学校における改訂を踏まえ、同様の改訂を行った（学校教育法施行規則第127条）。

本項は、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学校部において選択教科を開設する場合の留意点を規定したものである。

① 選択教科を開設する場合には、その内容等については、教科の指導内容及び総合的な学習の時間における学習活動と相互に密接な関連を有するものである。したがって、各学校においては、教科や総合的な学習の時間などとの有機的な関連を図りつつ3学年間全体を見通し、選択教科の内容等を適切に定め、それぞれ選択教科の指導計画を作成する必要がある。その際、それぞれの学校の状況や生徒の実態を考慮することが重要である。

また、各学校の主体的な判断により生徒の特性等に基づく多様な学習活動を幅広く展開できる時間として、総合的な学習の時間がある。総合的な学習の時間は、教科等の枠を超えた横断的・総合的な課題について各教科等で習得した知識・技能を相互に関連付けながら解決するといった探究活動などの学習活動を行い、生徒の思考力・判断力・表現力等をはぐくむことを目指すものである。これに対し、選択教科は当該教科固有の目標の達成を目指す学習活動を行うものであり、各学校においては、選択教科を開設する場合、このようなそれぞれの性格を踏まえ、選択教科の内容等を適切に定め、その指

導計画を作成する必要がある。

なお、各教科等を通じた学校全体としての指導計画の作成に当たっての配慮事項は第1章総則第2節第4「指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項」に示されているところであり、選択教科の指導計画の作成に当たっても、道徳及び特別活動を含めた各教科等及び各学年相互の関連を図り、系統的・発展的な指導ができるよう配慮することが必要であることは言うまでもない。

② 各学校において、選択教科を開設するに当たっては、従前同様、自ら課題を設定し追究するなどの課題学習、教科の授業で学習した内容を十分に理解するため再度学習するなどの補充的な学習、教科の授業で学習した内容より更に進んだ内容を学習するなどの発展的な学習など、地域や学校の実態を踏まえつつ、生徒の障害の状態及び発達の段階や特性等に即した多様な選択教科の開設及び授業の実施が大切であることを示したものである。

また、生徒の実態をよく把握し、選択教科の内容が生徒の負担過重となることのないよう適切な配慮が必要である。

③ 各学校が各学年で開設することができる選択教科の種類は、本項により、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭、外国語、その他特に必要な教科

である。このうち、「その他特に必要な教科」は、地域や学校、生徒の実態を考慮して特に必要がある場合に、学習指導要領で定める各教科のほかに設けることができ、その場合、教科の名称、目標、内容などについては、従前どおり、各学校が適切に定めることができるものである。

#### (4) 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科等の取扱い（第1章第2節第2の6）

6 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学校部においては、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育及び職業・家庭の各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動については、特に示す場合を除き、すべての生徒に履修させるものとする。また、外国語科については、学校や生徒の実態を考慮し、必要に応じて設けることができる。

この規定は、学校教育法施行規則第127条を受けて、知的障害者である生

徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部において、学習指導要領に示す各教科（外国語科を除く。）、道徳、特別活動、総合的な学習の時間及び自立活動については、すべての生徒に履修させることを示したものである。「特に示す場合」とは、重複障害者等に関する教育課程の取扱いを指している。また、外国語科については、学校や生徒の実態を考慮し、必要に応じて設けることができる教科であることを示している。外国語科を設けるに当たっては、第2章第2節第2款の第2に示す事項に配慮する必要がある。

#### （5）知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科等の指導内容の設定（第1章第2節第2の7）

7 知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校において、各教科の指導に当たっては、各教科（小学部においては各教科の各段階。以下の項において同じ。）に示す内容を基に、児童又は生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、具体的に指導内容を設定するものとする。また、各教科、道徳、特別活動及び自立活動の全部又は一部を合わせて指導を行う場合には、各教科、道徳、特別活動及び自立活動に示す内容を基に、児童又は生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、具体的に指導内容を設定するものとする。

小学部・中学部学習指導要領では、知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の小学部については、第2章第1節第2款において、中学部については、第2章第2節第2款において、それぞれに各教科の目標及び内容を示している。

小学部の各教科の内容については、入学する児童の知的発達や運動発達、社会性や生活能力、経験、興味・関心など、知的障害の状態等が多様であることから、それらを考慮して、3段階に区分するとともに、具体的な指導内容が設定しやすいように概括的に示している。

また、中学部の各教科の内容については、小学部からの進学者や小学校の特別支援学級等からの進学者の実態等も考慮して、具体的な指導内容が設定しやすいように、小学部の内容に積み上げて概括的に示している。

したがって、これまで同様に、各教科の指導については、学習指導要領第2章に示された各教科の内容を基に、児童生徒の知的障害の状態等に応じて、具体的な指導内容を設定する必要がある。

さらに、今回の改訂では、より一層、個々の児童生徒の知的障害の状態や経験等に応じた指導がなされるよう、各教科だけでなく、各教科、道徳、特

別活動及び自立活動を合わせて指導を行う際にも、具体的な指導内容を設定する必要があることを示した。

したがって、各学校においては、各教科等を合わせて指導を行う際には、各教科、道徳、特別活動及び自立活動のそれぞれの目標及び内容を基にして、一人一人の実態等に応じた具体的な指導内容を設定することが必要である。

なお、従前の「知的発達の遅滞の状態や経験等に応じて」との表記については、知的障害という障害名が定着していることや、知的障害について適切な理解が進んでいることから、「知的障害の状態や経験等に応じて」と改めた。

#### (6) 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における選択教科の取扱い（第1章第2節第2の8）

8 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学校部においては、地域や学校、生徒の実態を考慮して、特に必要がある場合には、その他特に必要な教科を選択教科として設けることができる。その他特に必要な教科の名称、目標、内容などについては、各学校が適切に定めるものとする。その際、第2章第2節第2款の第2に示す事項に配慮するとともに、生徒の負担過重となることのないようにしなければならない。

この規定は、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学校部において、その他特に必要な教科を選択教科として設ける場合の規定である。

「その他特に必要な教科は」、地域や学校、生徒の実態を考慮して特に必要がある場合に、小学部・中学部学習指導要領で定める各教科のほかに設けることができ、その場合、教科の名称、目標、内容などについては、従前どおり、各学校が適切に定めることとしている。また、「その他特に必要な教科」を選択教科として開設するに当たっては、第2章第2節第2款の第2に示す「指導計画の作成と各教科全体及び各教科の内容の取扱い」に配慮するとともに、生徒の実態をよく把握し、当該教科の内容が生徒の負担過重となることのないよう適切な配慮が必要である。

## 第4節 授業時数等の取扱い

各教科等の指導は、言うまでもなく、一定の時間内で行われるものであり、これらに対する授業時数の配当は、教育課程編成の上で重要な要素である。小学部・中学部学習指導要領において、小学部又は中学部の各学年における総授業時数は、小学校又は中学校の各学年における総授業時数に準ずるものとしている。さらに、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動（学級活動（学校給食に係るものを除く。）に限る。）及び自立活動については、それらの内容等に応じ、それぞれの年間の授業時数を適切に定めるものとし、また、給食、休憩などの時間については、学校において工夫を加え、適切に定めるものとしている。

各学校においては、これらを踏まえ、学校の教育課程全体のバランスを図りながら、地域や学校及び児童生徒の実態等を考慮し、学習指導要領に基づいて各教科等の教育活動を適切に実施するための授業時数を具体的に定める必要がある。その際、授業時数の確保を単に形式的に行うのではなく、個に応じた指導などの指導方法や教材等の工夫改善を行い授業等の質的な改善を図りつつ、授業日数や授業週数、授業の1単位時間との関連を確保しながら、授業時数を配当することにより、指導に必要な時間を実質的に確保する必要がある。

### 1 年間の授業時数の取扱い（第1章第2節第3の1）

#### 第3 授業時数等の取扱い

1 小学部又は中学部の各学年における第2章以下に示す各教科（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部において、外国語科を設ける場合を含む。以下同じ。）、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動（学級活動（学校給食に係るものを除く。）に限る。以下この項、4及び6において同じ。）及び自立活動（以下「各教科等」という。）の総授業時数は、小学校又は中学校の各学年における総授業時数に準ずるものとする。この場合、各教科等の目標及び内容を考慮し、それぞれの年間の授業時数を適切に定めるものとする。

特別支援学校の小学部又は中学部の各学年における年間の総授業時数については、小学校又は中学校の各学年の年間の総授業時数に準ずるものとしている。すなわち、各学年の年間の総授業時数については、小学部は小学校の標準として示されている学校教育法施行規則第51条別表第1の各学年の総授業時数に、中学部は中学校の標準として示されている第73条別表第2の各学

年の総授業時数に準ずることになる。なお、ここでいう「準ずる」とは、原則として同一ということを意味している。

今回の改訂においては、総授業時数の枠内に含まれるものが、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動（学級活動（学校給食に係るものを除く。）及び自立活動であることを明確にした。なお、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学校において、外国語科を設ける場合は、総授業時数に含まれることに留意する必要がある。

また、各学年の総授業時数には、前述のとおり特別活動（学級活動に限る。）も枠内に含まれるが、学校給食に係るものについては除くことになっている。しかし、特別支援学校においては、児童生徒の実態に応じて、食事に関する指導を自立活動の時間の指導として設定したり、学校教育法施行規則130条第2項の規定に基づき、各教科等を合わせて指導を行ったりするなど教育課程に位置付けて指導を行う際には、総授業時数に含めても差し支えない。ただし、いずれの場合においても、一人一人の児童生徒について詳細な実態把握を行い、適切な指導計画を作成して指導を展開する必要があることに留意しなければならない。

なお、各学年の総授業時数は、小学校及び中学校に準ずることから、別表第1及び別表第2に標準として示された総授業時数を、年度当初の計画の段階から下回って教育課程を編成することは、学習指導要領の基準性の観点から適当とは考えられない。

また、各教科等のそれぞれの年間の授業時数については、標準として定めておらず、それらの目標や内容を考慮して、各学校で、適切に定めるものとしている。

しかしながら、①小学部・中学部学習指導要領第1章総則第2節第2の1において、「……内容に関する事項は、特に示す場合を除き、いずれの学校においても取り扱わなければならない。」と示されていること、②小学部又は中学部の各教科等（自立活動を除く。）の目標、内容が小学校又は中学校のそれらに準じていること、③別表第1又は別表第2に定められている各教科等の年間の授業時数は、各教科等の内容を指導するのに要する時間を基礎とし、学校運営の実態などの条件も十分考慮しながら、標準として定められている。

以上のことから、特別支援学校の小学部又は中学部において具体的な授業時数を定める際に、別表第1又は別表第2に示された授業時数が、十分参考になり得ると考えられる。

なお、各教科等の適切な授業時数を定める場合には、簡単に同じ授業時数

にするというのではなく、学校において、主体的な立場から弾力的な教育課程の編成を主眼として、学校や児童生徒の実態に即して行うよう留意することが必要である。

したがって、各学校においては、この別表第1及び別表第2に示されている各教科等の授業時数を踏まえ、地域や学校及び児童生徒の実態を考慮しつつ、さらには個に応じた指導などの指導方法・指導体制、教材等の工夫改善など授業等の質的な改善を図りながら、小学部・中学部学習指導要領に基づき教育課程を適切に実施し指導するために必要な時間を実質的に確保するという視点が重要である。その際、学校において適切に授業時数を配当する必要がある小学部における特別活動の児童会活動、クラブ活動、学校行事又は中学部における生徒会活動、学校行事や給食、休憩の時間等を含む教育課程全体のバランスを図ることが必要であるのは言うまでもない。

ところで、別表第1又は別表第2に定めている小学校又は中学校の授業時数が標準授業時数と規定されているのは、①指導に必要な時間を実質的に確保するという考え方を踏まえ、小学校又は中学校においては、地域の状況や児童生徒の実態を十分に考慮して、児童生徒の負担過重にならない限度で別表第1又は別表第2に定めている授業時数を上回って教育課程を編成し、実際に上回った授業時数で指導することが可能であること、②別表第1又は別表第2に定めている授業時数を踏まえて教育課程を編成したもの災害や流行性疾患による学級閉鎖等の不測の事態により当該授業時数を下回った場合、その確保に努力することは当然であるが、下回ったことのみをもって学校教育法施行規則第51条及び別表第1又は第73条及び別表第2に反するものとはしないといった趣旨を制度上明確にしたものである。

特別支援学校の小学部又は中学部においては、授業時数を適切に配当した教育課程を編成するとともに、その実施に当たっても、実際に必要な指導時間を確保するよう、学年や学期、月ごと等に授業時数の実績の管理や学習の状況の把握を行うなど、その状況等について自ら点検及び評価を行い、改善に努める必要がある。

このほか、授業時数の確保に当たっては、各学校において、教師が教材研究、指導の打合せ、地域との連絡調整等に充てる時間可能な限り確保するため、会議等の持ち方や時間割の工夫など時間の効果的・効率的な利用等に配慮することなどに留意することが求められる。

なお、参考として小学校及び中学校の標準授業時数について次に示すこととする。

## <小学校>

学校教育法施行規則第51条 小学校の各学年における各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第1に定める授業時数を標準とする。

区分	各教科の授業時数									道徳の授業時数	外国語活動の授業時数	総合的な学習の時間の授業時数	特別活動の授業時数	総授業時数
	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図画工作	家庭	体育					
	会話	会数	科	活	樂									
第1学年	306		136		102	68	68		102	34			34	850
第2学年	315		175		105	70	70		105	35			35	910
第3学年	245	70	175	90		60	60		105	35			70	35 945
第4学年	245	90	175	105		60	60		105	35			70	35 980
第5学年	175	100	175	105		50	50	60	90	35	35		70	35 980
第6学年	175	105	175	105		50	50	55	90	35	35		70	35 980

別表第1（第51条関係）

### 備考

- この表の授業時数の1単位時間は、45分とする。
- 特別活動の授業時数は、小学校学習指導要領で定める学級活動（学校給食に係るものを除く。）に充てるものとする。
- 第50条第2項の場合において、道徳のほかに宗教を加えるときは、宗教の授業時数をもつてこの表の道徳の授業時数の一部に代えることができる。（別表第2及び別表第4の場合においても同様とする。）

<中学校>

学校教育法施行規則第73条 中学校（併設型中学校及び第75条第2項に規定する連携型中学校を除く。）の各学年における各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの授業時数並びに各学年におけるこれらの総授業時数は、別表第2に定める授業時数を標準とする。

区分	各教科の授業時数									道徳の授業時数	総合的な学習の時間の授業時数	特別活動の授業時数	総授業時数
	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	外国語				
第1学年	140	105	140	105	45	45	105	70	140	35	50	35	1015
第2学年	140	105	105	140	35	35	105	70	140	35	70	35	1015
第3学年	105	140	140	140	35	35	105	35	140	35	70	35	1015

別表第2（第73条関係）

備考

- 1 この表の授業時数の1単位時間は、50分とする。
- 2 特別活動の授業時数は、中学校学習指導要領で定める学級活動（学校給食に係るものと除く。）に充てるものとする。

## 2 総合的な学習の時間に充てる授業時数（第1章第2節第3の2）

2 小学部又は中学部の各学年の総合的な学習の時間に充てる授業時数は、児童又は生徒の障害の状態や発達の段階等を考慮して、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校については、小学部第3学年以上及び中学部において、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校については、中学部において、それぞれ適切に定めるものとする。

特別支援学校においても、各学校が創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開できるような時間を確保し、教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習をより円滑に実施できるようにするため、小学部や中学部において、総合的な学習の時間を設けることとしている。

視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校小学部における実施学年については、小学校と同様、第3学年以上とし、児童の障害の状態や発達の段階等を考慮して、適切に授業時数を定めることとしている。

知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校小学部については、全学年に総合的な教科である「生活科」が設定されていること、また、学校教育法施行規則第130条の第2項の規定に基づき、各教科等を合わせて指導が行われていることなどから、総合的な学習の時間と同様の趣旨の指導を行うことが可能であるため、これを設けないこととしている。

また、特別支援学校中学部については、中学校に準じて総合的な学習の時間を設け、生徒の障害の状態及び発達の段階や特性等を考慮して、適切に授業時数を定めることとしている。

## 3 自立活動の時間に充てる授業時数（第1章第2節第3の3）

3 小学部又は中学部の各学年の自立活動の時間に充てる授業時数は、児童又は生徒の障害の状態に応じて、適切に定めるものとする。

自立活動の指導は、個々の児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服しようとする取組を促す教育活動であり、個々の児童生徒の障害の状態や発達の段階等に即して指導を行うものである。したがって、自立活動の時間に充てる授業時数も、個々の児童生徒の障害の状

態等に応じて適切に設定される必要がある。このため、各学年における自立活動に充てる授業時数については、一律に標準としては示さず、各学校が実態に応じた適切な指導を行うことができるようしている。

ただし、授業時数を標準として示さないからといって、自立活動の時間を確保しなくてもよいということではなく、個々の児童生徒の実態に応じて、適切な授業時数を確保する必要があるということである。

また、自立活動の時間に充てる授業時数は、各学年の総授業時数の枠内に含まれることとなっているが、児童生徒の実態に即して適切に設けた自立活動の時間に充てる授業時数を学校教育法施行規則第51条別表第1又は同規則第73条別表第2に加えると、総授業時数は、小学校又は中学校の総授業時数を上回ることもある。こうした場合には、児童生徒の実態及びその負担過重について十分考慮し、各教科等の授業時数を適切に定めることが大切である。

#### 4 年間の授業週数（第1章第2節第3の4）

4 小学部又は中学部の各教科等の授業は、年間35週（小学部第1学年については34週）以上にわたって行うように計画し、週当たりの授業時数が児童又は生徒の負担過重にならないようにするものとする。ただし、各教科等（中学部においては、特別活動を除く。）や学習活動の特質に応じ効果的な場合には、夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含め、これらの授業を特定の期間に行うことができる。なお、給食、休憩などの時間については、学校において工夫を加え、適切に定めるものとする。

各教科等の授業時数を年間35週（小学部第1学年については34週）以上にわたって行うように計画することとしているのは、各教科等の授業時数を年間35週以上にわたって配当すれば、学校教育法施行規則別表第1及び別表第2において定めている年間の授業時数について児童生徒の負担過重にならない程度に、週当たり、1日当たりの授業時数を平均化することができることを考慮したものである。したがって、各教科等の授業時数を35週にわたって平均的に配当するほか、児童生徒の実態や教科等の特性を考慮して週当たりの授業時数の配当に工夫を加えることも考えられる。各学校においてはこの規定を踏まえ、地域や学校及び児童生徒の実態等を考慮し、必要な指導時間を確保するため、適切な週にわたって各教科等の授業を計画することが必要である。

今回の改訂においては、各教科等や学習活動の特質に応じ効果的な場合には、「夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含め、」こ

これらの授業を特定の期間に行うことができる事を示している。これは、教科等や学習活動によっては年間を通ずることなく、夏季、冬季、学年末、農繁期等の休業日の期間に授業日を設定することも含め、特定の期間に集中して行った方が効果的な場合もあることを考慮したものである。ただし、「各教科等（中学部においては、特別活動を除く。）」とあるように、中学部において、特別活動（学級活動）については、この規定は適用されない。学級活動については、生徒の学級や学校の生活への適応や好ましい人間関係の形成、健全な生活態度の育成などに資する活動であり、このねらいを達成するためには、教師と生徒の人間関係と信頼関係を築く場や機会を十分に確保することが必要である。しかし、中学部では、小学部とは異なり教科担任制をとっており、学級担任が生徒と不斷に接しているわけではない。そこで、中学部においては、学級活動の時間を毎週実施することとし、それによって学級担任と生徒との信頼関係を築き、学校生活への生徒の適応とその生活の充実向上を図ることを意図しているものである。

また、給食、休憩等の時間については、学校において工夫を加え、適切に定めることとしている。学校全体の生活時間や日課について工夫を加えるとともに、地域や学校の実態に応じ、給食、休憩の時間の設定を工夫する必要がある。

## 5 特別活動の授業時数（第1章第2節第3の5）

5 特別活動の授業のうち、小学部の児童会活動及びクラブ活動、中学部の生徒会活動並びに学校行事については、それらの内容に応じ、年間、学期ごと、月ごとなどに適切な授業時数を充てるものとする。

特別活動のうち、小学部の児童会活動、クラブ活動及び学校行事の授業時数、中学部の生徒会活動及び学校行事の授業時数については、学校教育法施行規則では定められていないが、小学校学習指導要領（中学校学習指導要領）第1章総則第3の2において、小学部については児童会活動、クラブ活動及び学校行事の内容に応じ、また、中学部については生徒会活動及び学校行事の内容に応じ、年間、学期ごと、月ごとなどに適切な授業時数を充てることとしている。

これは、これらの活動の性質上学校ごとの特色ある実施が望まれるものであり、その授業時数を全国一律に標準として定めることは必ずしも適切でないことによるものである。

小学部のクラブ活動については、年間35週以上にわたって実施するものと規定されていた時期もあったが、平成11年の改訂において、学校や地域の実態等

を考慮しつつ、児童の興味・関心を踏まえて計画し実施できるよう、学校において適切な授業時数を充てることにした。

したがって、小学部の児童会活動、クラブ活動及び学校行事、中学部の生徒会活動及び学校行事については、各学校において地域や学校の実態を考慮して実施する活動内容とのかかわりにおいて授業時数を定める必要がある。なお、学校行事については、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領において、学校や地域及び児童生徒の実態に応じて、各種類ごとに、行事及びその内容を重点化するとともに、行事間の関連や統合を図るなど精選して実施することとしており、学校においてはそのことに留意して授業時数を定めることが大切である。

## 6 授業の1単位時間（第1章第2節第3の6）

6 小学部又は中学部の各教科等のそれぞれの授業の1単位時間は、各学校において、児童又は生徒の障害の状態や発達の段階及び各教科等や学習活動の特質を考慮して適切に定めるものとする。なお、中学部においては、10分間程度の短い時間を単位として特定の教科の指導を行う場合において、当該教科を担当する教師がその指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているときは、その時間を当該教科の年間授業時数に含めることができる。

授業の1単位時間すなわち日常の授業の1コマを何分にするかについては、児童生徒の学習についての集中力や持続力、指導内容のまとめり、学習活動の内容等を考慮して、どの程度が最も指導の効果を上げ得るかという観点から決定する必要がある。

各教科等の授業の1単位時間は、各学年の年間総授業時数を確保しつつ、児童生徒の障害の状態や発達の段階及び各教科等や学習活動の特質を考慮して、各学校において適切に定めることとした。これは、例えば、実験や観察の際の理科の授業は60分で行うことや計算や漢字の反復学習を10分間程度の短い時間を活用して行うことなど、児童生徒の発達の段階及び各教科等や学習活動によつては授業時間の区切り方を変えた方が効果的な場合もあることを考慮したものである。特に、特定の学習活動を10分間程度の短い時間を活用して行う場合については、当該教科や学習活動の特質に照らし妥当かどうかの教育的な配慮に基づいた判断が必要であり、例えば、道徳の時間や特別活動（学級活動）の授業を毎日10分間程度の短い時間を活用して行うことは、通常考えられない。

また、10分間程度の短い時間を活用して児童生徒が自らの興味・関心に応じて選んだ図書について読書活動を実施するなど指導計画に適切に位置付けることなく行われる活動は、授業時数外の教育活動となることは言うまでもない。

一方、指導計画を作成する際に、このような弾力的な運用を行う場合にあっても、学校教育法施行規則第51条別表第1及び同施行規則第73条別表第2の備考1に定める授業時数の1単位時間は小学校は45分、中学校は50分とするとの規定は従前どおりであることに留意する必要がある。すなわち、学習指導要領上規定している各教科等の目標や内容は、あくまでも授業時数の1単位時間は小学部では45分、中学部では50分として計算した別表第1及び別表第2に定める各学年の年間総授業時数の確保を前提にして定めているということである。特別支援学校の場合、学習指導要領第1章総則第2節第3の1において「小学校又は中学校の各学年における総授業時数に準ずるものとする」としているが、各教科等（自立活動を除く。）の目標、内容が小学校又は中学校のそれらに準じていることからも、各教科等の内容を指導するために実質的に必要な時間を確保することは、当然のこととして考慮する必要があるのである。

こうしたことを踏まえつつ、各学校においては、授業の1単位時間を弾力的に運用することができる。

また、具体的な授業の1単位時間は、指導内容のまとめや学習活動の内容を考慮して教育効果を高める観点に立って、教育的配慮に基づき定められなければならない。

さらに、授業の1単位時間の運用については、学校の管理運営上支障をきたさないよう教育課程全体にわたって検討を加える必要がある。

小学部の児童会活動、クラブ活動及び学校行事、中学部の生徒会活動及び学校行事については、各学校において、指導内容や児童生徒の発達の段階、さらには児童生徒の学習負担などに十分配慮して適切な時間を定めることになる。

なお、今回の改訂では、中学部において、特に、「10分間程度の短い時間を単位として特定の教科の指導を行う場合において、当該教科を担当する教師がその指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているときは、その時間を当該教科の年間授業時数に含めることができる。」との規定を設けた。これは、教科担任制である中学部では、例えば、10分間程度の短い時間を単位として、計算や漢字、英単語等の反復学習等を行う場合において、特に、当該教科の担任以外の学級担任の教師などが当該10分間程度の短い時間を単位とした学習に立ち会うことも考えられる。このような場合、一定の要件のもと、年間授業時数に算入できることを明確化したものである。このため、原則として学級担任がすべての教科等の指導を行う小学部にお

いては、同様の規定は設けていないが、前述のとおり、児童の発達の段階及び各教科等や学習活動の特質に照らし妥当かどうかの教育的な配慮に基づいた判断に基づき、特定の学習活動を10分間程度の短い時間を活用して行った場合、その時間を当該教科等の年間授業時数に含めることは可能である。

## 7 時間割の弾力的な編成（第1章第2節第3の7）

7 各学校においては、地域や学校、児童又は生徒の実態、各教科等や学習活動の特質等に応じて、創意工夫を生かし時間割を弾力的に編成することができる。

今回の改訂においては、本項について、「創意工夫を生かし時間割を弾力的に編成することに配慮するものとする。」を「創意工夫を生かし時間割を弾力的に編成することができる。」に修正した。

前回の改訂においては、「年間の授業週数」の運用を弾力化し各教科等の授業を年間35週以上にわたって行うことなく特定の期間に行うことができることとし、「授業の1単位時間」を各学校において定めることとした。また、時間割について「弾力的に編成することに配慮するものとする。」と規定し、各学校においては、時間割を年間で固定するのではなく、地域や学校、児童生徒の実態、各教科等や学習活動の特質に応じ、弾力的に組み替えることに配慮する必要があることを明らかにしたものである。

これについては、平成20年1月の中央教育審議会答申において、「各教科の年間の標準授業時数を定めるに当たっては、子どもの学習や生活のリズムの形成や学校の教育課程編成上の利便の観点から、週単位で固定した時間割で教育課程を編成し学習する方がより効果的・効率的であることを踏まえ、可能な限り35の倍数にすることが望ましい。」との提言がなされた。

この答申を踏まえ、今回の改訂において、小・中学校については、例外はあるものの、各教科等の年間の標準授業時数を35の倍数にすることを基本とした。このため、従前と比べ、より固定的に時間割を編成できるようにしたところであるが、他方、各学校の工夫の一つとして、地域や学校、児童生徒の実態、各教科等や学習活動の特質に応じ、弾力的に組み替えることも引き続き可能であることを明確にしたものである。

特別支援学校の小学部又は中学部については、各教科等の年間の授業時数は、学校において適切に定めることとされているが、前述のとおり、小・中学校の標準授業時数を参考とするなどして、具体的な授業時数を設定することを示したところであり、児童生徒の学習や生活リズムを形成する観点等から、35の倍

数にすることを考慮して、小・中学校の場合と同様に、時間割の編成を工夫することが大切である。

## 8 年間授業日数

年間の授業日数は、各教科等の授業時数が適切に確保されるとともに、週当たりの授業時数が児童生徒の負担にならないよう配慮して定めるべきものである。

ところで、年間授業日数については、国の基準では直接定めていないが、通常は休業日を除いた日が授業日として考えられている。休業日については、学校教育法施行令及び学校教育法施行規則で次のように定められている。

### 学校教育法施行令

#### (学期及び休業日)

第29条 公立の学校（大学を除く。）の学期及び夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日は、市町村又は都道府県の設置する学校にあつては当該市町村又は都道府県の教育委員会が、公立大学法人の設置する高等専門学校にあつては当該公立大学法人の理事長が定める。

### 学校教育法施行規則

第61条 公立小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第3号に掲げる日を除き、特別の必要がある場合は、この限りでない。

- 一 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日
- 二 日曜日及び土曜日
- 三 学校教育法施行令第29条の規定により教育委員会が定める日

第62条 私立小学校における学期及び休業日は、当該学校の学則で定める。

（注）これらの規定は、同施行規則第135条において特別支援学校に準用されている。

各教育委員会及び各学校においては、これらの規定等を踏まえて休業日を定める必要がある。また、年間授業日数については、小学部・中学部学習指導要領で示している各教科等の内容の指導に支障のないよう、適切な日数を確保する必要がある。

## 9 総合的な学習の時間の実施による特別活動の代替（第1章第2節第3）

8 総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。

今回の改訂においては、基礎的・基本的な知識・技能、これらの知識・技能を活用して課題を解決するための思考力・判断力・表現力等及び学習意欲の三つの重要な要素を調和的に定着・育成することを重視し、知識・技能の活用を図る学習活動や言語活動の充実を図ることとしているが、各教科等を横断する課題についての問題解決や探究活動を行う総合的な学習の時間は、知識・技能の習得を図る学習活動、これらの活用を図る学習活動及び探究活動という一連の学習活動の流れの中で重要な役割を担っている。

このような総合的な学習の時間の重要性を踏まえ、今回の改訂においては、従前第1章総則に位置付けられていた総合的な学習の時間に関する規定を、第5章として独立した章として位置付けた。さらに、各教科等との関係については、各教科、道徳、外国語活動、特別活動及び自立活動の目標及び内容との違いに留意しつつ、小学部・中学部学習指導要領第5章で準用する小学校学習指導要領第5章（中学校学習指導要領第4章）総合的な学習の時間の目標並びに各学校において定める目標及び内容を踏まえた適切な学習活動を行うこととし、各教科等と連携しながら、問題の解決や探究活動を行うという総合的な学習の時間の特性を十分に踏まえた活動を展開することが必要である。同様に、言語活動の充実との関係では、小学校学習指導要領第5章第3の2の(2)（中学校学習指導要領第4章第3の2の(2)）において、「問題の解決や探究活動の過程においては、他者と協同して問題を解決しようとする学習活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりするなどの学習活動が行われるようにすること。」と規定されている。これらを前提として、総合的な学習の時間においては、自然体験、ボランティア活動など（中学部においては、職場体験活動を含む。）の社会体験、ものづくり、生産活動などの体験活動を積極的に取り入れることの必要性を明らかにしつつ、その際は、体験活動を問題の解決や探究活動の過程に適切に位置付けることを求めている。

このように、総合的な学習の時間において、問題の解決や探究活動といった総合的な学習の時間の趣旨を踏まえ、例えば、自然体験活動やボランティア活動を行う場合において、これらの活動は集団活動の形態をとる場合が多く、望ましい人間関係の形成や公共の精神の育成など、特別活動の趣旨も踏まえた活動とすることが考えられる。すなわち、

- ・ 小学部の総合的な学習の時間に行われる自然体験活動は、環境や自然を課題とした問題の解決や探究活動として行われると同時に、小学校学習指導要領第6章第2の〔学校行事〕2の(4)において示されている「自然の中での集団宿泊活動などの平素と異なる生活環境にあって、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、人間関係などの集団生活の在り方や公衆道徳などについての望ましい体験を積むことができる」遠足・集団宿泊的行事と、
- ・ 中学部の総合的な学習の時間に行われる職場体験活動やボランティア活動は、社会とのかかわりを考える学習活動として行われると同時に、中学校学習指導要領第5章第2の〔学校行事〕2の(5)において示されている「勤労の尊さや創造することの喜びを体得し、職場体験などの職業や進路にかかる啓発的な体験が得られるようにするとともに、共に助け合って生きることの喜びを体得し、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られる」勤労生産・奉仕的行事と、

それぞれ同様の成果も期待できると考えられる。このような場合、総合的な学習の時間とは別に、特別活動として改めてこれらの体験活動を行わないされることも考えられる。このため、今回の改訂においては、第1章総則第2節第3の8として総合的な学習の時間の実施による特別活動の代替を認める記述を追加したものである。

なお、本項の記述は、総合的な学習の時間においてその趣旨を踏まえると同時に、特別活動の趣旨をも踏まえ、体験活動を実施した場合に特別活動の代替を認めるものであって、特別活動において体験活動を実施したことによって総合的な学習の時間の代替を認めるものではない。また、総合的な学習の時間において体験活動を行ったことのみをもって特別活動の代替を認めるものではなく、望ましい人間関係の形成や公共の精神の育成といった特別活動の趣旨を踏まえる必要があることは言うまでもない。このほか、例えば、補充学習のような専ら特定の教科の知識・技能の習得を図る学習活動や運動会のような特別活動の健康安全・体育的行事の準備などを総合的な学習の時間に行なうことは、総合的な学習の時間の趣旨になじまないことは第5章総合的な学習の時間に示すとおりである。

## 第5節 指導計画の作成

(第1章第2節第4の1)

### 第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

- 1 各学校においては、次の事項に配慮しながら、学校の創意工夫を生かし、全体として、調和のとれた具体的な指導計画を作成するものとする。

教育課程は、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動について、それらの目標やねらいを実現するように、教育の内容を学年段階に応じ授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画であり、それを具体化した計画が指導計画であると考えることができる。学校における実際の作成の過程においては両者を区別しにくい面もあるが、指導方法や使用教材も含めて具体的な指導により重点を置いて作成したものが指導計画であると言うことができる。

すなわち、指導計画は、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動のそれぞれについて、学年ごとあるいは学級ごとなどに、指導目標、指導内容、指導の順序、指導方法、使用教材、指導の時間配当等を定めたより具体的な計画である。指導計画には、年間指導計画や2年間にわたる長期の指導計画から、学期ごと、月ごと、週ごと、単位時間ごと、あるいは単元、題材、主題ごとの指導案に至るまで各種のものがある。

各学校においては、小学部・中学部学習指導要領第1章総則及び第2章以下の各章に示された指導計画の作成に関する配慮事項などに十分配慮し、地域や学校の実態を考慮して、創意工夫を生かし、全体として調和のとれた具体的な指導計画を作成しなければならない。

なお、学校教育法施行規則第130条第2項の規定に基づき、特別支援学校の小学部又は中学部で、知的障害又は重複障害のある児童生徒を教育する場合において、各教科等を合わせて指導を行う際には、各教科等の目標や内容の系統性や関連性に十分配慮して、適切に指導計画を作成する必要がある。

また、指導計画の作成に当たっては、第1章総則第2節第4の1に特に配慮する必要がある事項を6項目にわたり示しているので、これらの事項に留意する必要がある。

## 1 各教科等及び各学年相互間の関連（第1章第2節第4の1(1) 小・中4ページ）

(1) 各教科等及び各学年相互間の関連を図り、系統的、発展的な指導ができるようすること。

指導計画は、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動のそれぞれについて作成されるものである。特別支援学校における教育の目標はこれらのすべての教育活動の成果が統合されてはじめて達成されるものである。したがって、個々の指導計画は、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動それぞれの固有の目標やねらいの実現を目指すと同時に、他の教育活動との関連や学年間の関連を十分図るように作成される必要がある。そのためには、各教科、道徳、外国語活動、特別活動及び自立活動それぞれの目標、指導内容の関連を検討し、指導内容の不必要な重複を避けたり、重要な指導内容が欠落したりしないよう配慮するとともに、指導の時期、時間配分、指導方法などに関しても相互の関連を考慮した上で計画が立てられることが大切である。総合的な学習の時間についても小学部・中学部学習指導要領第5章総合的な学習の時間に示された目標などについて、各教科、道徳、外国語活動、特別活動及び自立活動の目標や内容との関連を検討し、各学校の実態に応じた目標及び内容を定めるとともに、指導計画を作成する必要がある。

各教科等において、系統的、発展的な指導を行うことは、児童生徒の障害の状態及び発達の段階や特性等に応じ、その目標やねらいを効果的に実現するために必要である。各教科、道徳、外国語活動及び特別活動の内容は、学年間の系統性、発展性について十分配慮されているので、各学校においては、それを十分研究し、それらの指導計画を作成する際、学年相互の関連を図り、指導の効果を高めるよう配慮する必要がある。また、各教科、道徳、外国語活動及び特別活動の各学年の内容として示している指導事項は、特に示す場合を除き、指導の順序を示しているものではないので、学校においては、創意工夫を加え、児童生徒の障害の状態及び発達の段階や特性等並びに地域や学校の実態を考慮し、系統的、発展的な指導が進められるよう指導内容を具体的に組織、配列することが必要である。

学校教育法施行規則第130条第2項の規定に基づき、特別支援学校の小学部又は中学部で、知的障害又は重複障害のある児童生徒を教育する場合において、各教科等を合わせて指導を行う際にも、児童生徒の実態に応じて、各教科等相

互間の関連を図り、系統的、発展的な指導ができるように努め、指導の効果が上がるようとする必要がある。

総合的な学習の時間の指導計画の作成に際しても、横断的・総合的な課題、児童生徒の興味・関心に基づく課題、地域や学校の特色に応じた課題などについて、児童生徒の実態に配慮した学習活動が進められるように創意工夫を図る必要がある。このように、指導内容の組織や配列に当たっては、当該学年全体や全学年を見通した上で行うことが大切である。

学校においては、学校の教育目標との関連を図りながら、指導計画の作成者相互で必要な連絡を適宜行い、学校全体として組織的に進めることが大切である。

## 2 学年の目標及び内容を2学年まとめて示した教科の指導計画（第1章第2節第4の1(2)）

(2) 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部において、学年の目標及び内容を2学年まとめて示した教科及び外国語活動については、当該学年間を見通して、地域や学校及び児童の実態に応じ、その障害の状態や発達の段階を考慮しつつ、効果的、段階的に指導すること。

視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校の小学部の国語、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の各教科、外国語活動、また、社会科の第3学年及び第4学年については、学年の目標及び内容を2学年まとめて示している。小学部・中学部学習指導要領第1章総則第2節の第2においては、これらの教科等の内容は、2学年間かけて指導する事項を示したものであり、各学校においては、これらの事項を地域や学校及び児童の実態に応じ、2学年間を見通して計画的に指導することとしている。したがって、特に示されている場合を除き、いずれかの学年に分けて指導したり、いずれの学年においても指導したりするものとしている。

この趣旨を受けて、これらの教科等については、2学年間を見通した指導計画を作成し、地域や学校及び児童の実態に応じ、その障害の状態や発達の段階を考慮し、創意工夫を生かした学習を展開することによって、これらの教科等の目標を効果的、段階的に実現することとしたものである。

内容を2学年まとめて示しているのは、2学年の幅の中で内容の取り上げ方に創意工夫が必要になるということである。例えば、いずれの学年でも素材や

題材を変えて繰り返し指導されるもの、地域や児童の実態等から扱う学年を一方の学年にするもの、飼育や栽培活動のように長い期間をかけて学習活動を開するもの等、教科等や指導内容の特質等を生かした多様な取り上げ方が考えられる。その際、2学年間を見通して児童の発達の段階や教育課題を考慮しながら、例えば平易なものから、あるいは身近なものから段階的に内容を配列するなど工夫をすることが大切である。また、低学年と中学年、中学年と高学年それぞれの発達の段階に応じた指導においても、全体として段階的にその目標やねらいの実現を目指して効果的に指導が行われるように内容を位置付け、指導計画を作成することも大切である。

### 3 指導内容のまとめ方や重点の置き方（第1章第2節第4の1(3)）

(3) 各教科の各学年、各分野又は各言語の指導内容については、そのまとめ方や重点の置き方に適切な工夫を加えるなど、効果的な指導ができるようにすること。

小学部・中学部学習指導要領第2章の各教科の各学年、各分野又は各言語の目標及び内容に関する事項は、各学年においてすべての児童生徒に対して指導すべき事項を類型や系統性を考慮し、整理して示したものである。これらの指導事項は、第1章総則第2節第2の1に示しているように「特に示す場合を除き、いずれの学校においても取り扱わなければならない。」ものである。しかし、第2の3に示しているように、各教科の学年別の内容に掲げる事項の順序は、「特に示す場合を除き、指導の順序を示すものではないので、学校においては、その取扱いについて適切な工夫を加えるものとする。」としている。

各学校において指導計画を作成するに当たっては、各教科の目標と各指導事項との関連を十分研究し、まとめ方などを工夫したり、内容の重要度や児童生徒の学習の実態に応じてその取扱いに軽重を加えたりして、効果的な指導を行うことができるよう配慮しなければならない。また、教材・教具の工夫や児童生徒の理解度の把握などを通して、教えることと考えさせることの両者を関連付けることも重要である。

今回の改訂では、従前、本項に規定していた「教材等の精選を図」ることを削除している。また、小・中学校の授業時数の増加を図った教科について、授業時数の増加の程度ほどには指導内容は増加させず、これらの教科において、反復学習等による基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得や観察・実験、レポートの作成といった知識・技能の活用を図る学習活動の充実を図ることを可

能としている。このことを前提としつつ、平成20年1月の中央教育審議会答申は、主たる教材として重要な役割を果たす教科書の質・量両面での充実を重視しており、「子どもが学習内容について十分に理解を深め、基礎的・基本的な知識・技能を確実に身に付けるとともに、それらを活用する力をはぐくむよう、繰り返し学習や知識・技能を活用する学習、発展的な学習に自ら取り組み、知識・技能の定着や思考を深めることを促すような工夫が凝らされた読み応えのある教科書が提供される」ことが重要と提言している。その上で、教科書のページ数の増加や、発展的な学習に関する記述の一層の充実などを図ることにより、児童生徒の学習意欲を高め、教師が児童生徒により教えやすくするとともに、児童生徒が学ぶに当たって必要な学習内容が質的にも量的にも十分に確保されるよう記述内容を工夫する必要があるとした。このように、今回の改訂においては、指導内容の増加は抑制し、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着やその活用を図る学習活動の充実を重視することとしているが、そのためには、教科書だけでなく、各学校において使用される各種教材等についても、質・量両面での充実が必要であるとの考え方方に立っており、このような観点から「教材等の精選を図」ることを削除したものである。

#### 4 合科的・関連的な指導（第1章第2節第4の1(4)）

(4) 小学部においては、児童の実態等を考慮し、指導の効果を高めるため、合科的・関連的な指導を進めること。

学校教育において目指している全人的な生きる力を児童にはぐくんでいくためには、各教科等の間の連携を図った指導を行い、横断的・総合的な指導を推進していくことが必要である。

このため、総合的な学習の時間と連携しつつ、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校小学部の低学年においては生活科を中心とした合科的な指導を一層推進するとともに、中学年以上においても合科的・関連的な指導を進めることを重視する必要がある。

各教科等がそれぞれ独立して目標をもち内容を構成しているのは、各教科等ごとにそれぞれ独立して授業を行うことを前提としているからである。しかし、児童に確かな学力を育成するため、知識と生活との結び付きや教科等を超えた知の総合化の視点を重視した教育を展開することを考慮したとき、教科の目標や内容の一部についてこれらを合わせて指導を行ったり、関連させて指導を進

めたりした方が効果が上がる場合も考えられることから、合科的な指導を行うことができることとしたり、関連的な指導を進めたりすることとしたものである。

小学部・中学部学習指導要領における「合科的・関連的な指導」については、次のように理解する必要がある。

すなわち、合科的な指導は、教科のねらいをより効果的に実現するための指導方法の一つである。単元又は1コマの時間の中で、複数の教科の目標や内容を組み合わせて、学習活動を展開するものである。また、関連的な指導は、教科等別に指導するに当たって、各教科等の指導内容の関連を検討し、指導の時期や指導の方法などについて相互の関連を考慮して指導するものである。

視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童に対する教育を行う特別支援学校小学部の低学年では、特に生活科を中心として合科的・関連的な指導の工夫を進め、指導の効果を一層高めるようにする必要がある。特に第1学年入学当初における生活科を中心とした合科的な指導については、新入生が、幼児教育から小学部における教育へと円滑に移行することに資するものであり、幼児教育との連携の観点から工夫することが望まれる。

中学年以上においても、児童の興味・関心が広がり、思考が次第に総合的になる発達の段階を考慮し、各教科間の目標や内容の関連をより幅広く押さえ、指導計画を弾力的に作成し、合科的・関連的な指導を進めるなど創意工夫した指導を行うことが大切である。また、総合的な学習の時間における学習活動が、各教科等の目標や内容と関連をもつとき、指導の時期を考慮したり、題材の取り上げ方を工夫したりして関連的に指導することもできる。

合科的・関連的な指導についての指導計画の作成に当たっては、各教科等の目標、内容等を検討し、各教科等の指導の年間の見通しに立って、その教材や学習活動の関連性を具体的に確認するとともに、指導内容が広がり過ぎて焦点が定まらず十分な成果が上がらなかったり、児童の負担過重になったりすることのないように留意する必要がある。

合科的・関連的な指導を行うに当たっては、児童が自然な形で意欲的に学習に取り組めるような学習課題を設定するとともに、課題選択の場を設けたり、教科書を工夫して使用したり、その指導に適した教材を作成したりして、指導の効果を高めるようにすることが必要である。

なお、合科的な指導に要する授業時数は、原則としてそれに関連する教科の授業時数から充当することになる。指導に要する授業時数をあらかじめ算定し、関連する教科を教科ごとに指導する場合の授業時数の合計とおおむね一致するように計画する必要がある。

## 5 個別の指導計画の作成（第1章第2節第4の1(5)）

(5) 各教科等の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成すること。また、個別の指導計画に基づいて行われた学習の状況や結果を適切に評価し、指導の改善に努めること。

特別支援学校の児童生徒の実態は多様化しており、個々の児童生徒に応じた適切な指導が求められていることから、平成11年の改訂において、自立活動や重複障害者の指導に際して、個別の指導計画を作成することとした。

今回の改訂では、これまでの個別の指導計画が活用されてきた実績を踏まえるとともに、障害の状態が重度・重複化、多様化している児童生徒の実態に即した指導を一層推進するため、各教科等にわたり個別の指導計画を作成することとした。

自立活動の指導は、個々の児童生徒の障害の状態等に応じて、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服しようとする取組を促す教育活動であり、その指導に当たっては、個々の児童生徒の障害の状態や発達の段階等を把握し、その実態に即して指導内容・方法を工夫して指導を行うことが重要である。また、重複障害者の実態は極めて多様であるため、その指導に当たっては、個々の児童生徒の障害の状態及び発達の段階等に応じて、学習活動を創意工夫することが重要である。したがって、これらの指導に当たっては、個々の児童生徒の的確な実態把握を行うとともに、それに応じた指導目標を設定し、指導内容・方法を工夫するなどして、適切かつ具体的な個別の指導計画を作成する必要がある。

また、各教科や道徳など、学級等ごとに児童生徒に共通する指導目標や指導内容を定めて指導が行われる場合には、例えば、児童生徒一人一人に対する指導上の配慮事項を付記するなどして、学級等ごとに作成する指導計画を個別の指導計画として活用することなども考えられる。

このように、個別の指導計画は、各教職員の共通の理解の下に、一人一人に応じた指導を一層進めるためのものであり、児童生徒の実態や各教科等の特質等を踏まえて、様式や内容等を工夫して作成することが大切である。

個別の指導計画は、児童生徒の実態を把握した上で作成されたものであるが、児童生徒にとって適切な計画であるかどうかは、実際の指導を通して明らかになるものである。したがって、計画（Plan）－実践（Do）－評価（Check）－改善（Action）の過程において、適宜評価を行い、指導内容や方法を改善し、

より効果的な指導を行う必要がある。

なお、自立活動の指導における個別の指導計画の作成については、特別支援学校学習指導要領解説－自立活動解編－において、詳述しているので参照されたい。

個別の指導計画と関連するものに、個別の教育支援計画がある。個別の教育支援計画に関しては、本章第6節の14を参照されたい。

## 6 家庭や地域社会との連携並びに学校相互の連携や交流及び共同学習（第1章第2節第4の1(6)）

(6) 学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、学校相互の連携や交流を図ることにも努めること。特に、児童又は生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性をはぐくむために、学校の教育活動全体を通じて、小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を計画的、組織的に行うとともに、地域の人々などと活動を共にする機会を積極的に設けること。

教育基本法には、「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。」と規定されている。また、学校教育法には、「小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。」（第43条）と定められた（同法第82条で特別支援学校に準用）。このように、学校がその目的を達成するためには、家庭や地域の人々と共に児童生徒を育てていくという視点に立ち、家庭、地域社会との連携を深め、学校内外を通じた児童生徒の生活の充実と活性化を図ることが大切である。また、学校、家庭、地域社会がそれぞれ本来の教育機能を発揮し、全体としてバランスのとれた教育が行われることが重要である。

そのためには、教育活動の計画や実施の場面では、家庭や地域の人々の積極的な協力を得て児童生徒にとって大切な学習の場である地域の教育資源や学習環境を一層活用していくことが必要である。また、各学校の教育方針や特色ある教育活動、児童生徒の状況などについて家庭や地域の人々に説明し理解や協力を求めたり、家庭や地域の人々の学校運営などに対する意見を的

確に把握し、自校の教育活動に生かしたりすることが大切である。その際、家庭や地域社会が担うべきものや担った方がよいものは家庭や地域社会が担うように促していくなど、相互の意思疎通を十分に図ることが必要である。さらに、家庭や地域社会における児童生徒の生活の在り方が学校教育にも大きな影響を与えていることを考慮し、休業日も含め学校施設の開放、地域の人々や児童生徒向けの学習機会の提供、地域社会の一員としての教師のボランティア活動などを通して、家庭や地域社会に積極的に働きかけ、それぞれがもつ本来の教育機能が総合的に発揮されるようにすることも大切である。

また、学校同士が相互に連携を図り、積極的に交流を深めることによって、学校生活をより豊かにするとともに、児童生徒の人間関係や経験を広げるなど広い視野に立った適切な教育活動を進めていくことが必要である。その際には、近隣の学校のみならず異なった地域の学校同士において、あるいは同一校種だけでなく異校種間においても、このような幅広い連携や交流が考えられる。

学校間の連携としては、例えば、同一都道府県等や近隣の学校同士が学習指導や生徒指導のための連絡会を設けたり、合同の研究会や研修会を開催したりすることなどが考えられる。その際、特別支援学校と小・中学校等との間で相互に児童生徒の実態や指導の在り方などについて理解を深めることは、それぞれの学校段階の役割の基本を再確認することとともに、広い視野に立って教育活動の改善充実を図っていく上で極めて有意義であり、児童生徒に対する一貫性のある教育を相互に連携し協力し合って推進するという新たな発想や取組が期待される。

特別支援学校や小・中学校等が、それぞれの学校の教育課程に位置付けて、障害のある者とない者が共に活動する交流及び共同学習は、障害のある児童生徒の経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育てる上で、大きな意義を有しているとともに、双方の児童生徒にとって、意義深い教育活動であることが明らかになってきている。また、平成16年6月の障害者基本法の改正によって、第14条第3項に交流及び共同学習を積極的に進め、相互理解を促進することが規定された。これを踏まえ、今回の改訂においては、特別支援学校の児童生徒と小・中学校の児童生徒などと交流及び共同学習を計画的、組織的に行うことと位置付けた。

障害のある子どもと障害のない子どもが一緒に参加する活動は、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性をはぐくむことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があるものと考えられる。

「交流及び共同学習」とは、このように両方の側面が一体としてあることを

より明確に表したものである。したがって、この二つの側面を分かちがたいものとしてとらえ、推進していく必要がある。

交流及び共同学習は、児童生徒が他の学校の児童生徒と理解し合うための絶好の機会であり、同じ社会に生きる人間として、互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場でもあると考えられる。交流及び共同学習の内容としては、例えば、小・中学校等と学校行事やクラブ活動、部活動、自然体験活動、ボランティア活動などを合同で行ったり、文通や作品の交換、コンピュータや情報通信ネットワークなどを活用してコミュニケーションを深めたりすることなどが考えられる。これらの活動を通じ、学校全体が活性化するとともに、児童生徒が幅広い体験を得、視野を広げることにより、豊かな人間形成を図っていくことが期待される。

なお、交流及び共同学習の実施に当たっては、双方の学校同士が十分に連絡を取り合い、指導計画に基づく内容や方法を事前に検討し、各学校や障害のある児童生徒一人一人の実態に応じた様々な配慮を行うなどして、計画的、組織的に継続した活動を実施することが大切である。

また、都市化や核家族化の進行により、日常の生活において、児童生徒が高齢者と交流する機会は減少している。そのため、学校は児童生徒が高齢者と自然に触れ合い、交流する機会を設け、高齢者に対する感謝と尊敬の気持ちや思いやりの心をはぐくみ、高齢者から様々な生きた知識や人間の生き方を学んでいくことが大切である。児童生徒が地域の人々と活動を共にする機会の一つとして、地域の高齢者と共に活動することが見られる。その際の内容としては、例えば、授業や学校行事などに地域の高齢者を招待したり、高齢者福祉施設などを訪問したりして、高齢者の豊かな体験に基づく話を聞き、介護の簡単な手伝いをするなどといった体験活動が考えられる。

さらに、児童生徒の障害の状態及び発達の段階や特性等並びに地域や学校の実態に応じて、地域の様々な人々と活動を共にする機会を増やしていくことについても配慮する必要がある。

こうした取組を進めるに当たっては、総合的な学習の時間や特別活動などを有意義に活用するとともに、学校は、積極的に、介護や福祉の専門家の協力を求めたり、地域社会や学校外の関係施設や団体で働く人々と連携したりしていくことが大切である。